

第 7 2 9 号
平成27年 4 月 10 日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市行政組織条例の一部を改正する条例	1	4
・天理市行政手続条例の一部を改正する条例	2	4
・天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	3	5
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	4	15
・天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5	15
・天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	6	16
・天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	7	16
・天理市ふるさと応援基金条例	8	16
・天理市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例	9	17
・天理市手数料条例の一部を改正する条例	10	17
・天理市立保育所の保育料に関する条例	11	17
・天理市立こども園条例の一部を改正する条例	12	18
・天理市介護保険条例の一部を改正する条例	13	19
・天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	14	20
・天理市都市計画審議会条例の一部を改正する条例	15	25
・天理市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	16	25

・天理市立幼稚園の保育料に関する条例	17	26
・天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例	18	27
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	19	27
・天理市議会委員会条例の一部を改正する条例	20	27
・市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例	21	27
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	22	28
・天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	23	28

規 則	番号	頁数
・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	2	31
・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	3	33
・天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	4	39
・天理市臨時職員の給与の支給に関する規則	5	39
・天理市保育の利用に関する規則	6	41
・天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則	7	55
・天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則	8	55
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	9	55
・天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則	10	56
・天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	11	61
・天理市文化センター条例施行規則	12	61
・天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	13	69

・天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則	14	69
・天理市スポーツ推進委員に関する規則	15	69
・天理市体育施設条例施行規則	16	70
・天理市有料公園施設の管理等に関する規則	17	72
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	18	73
・天理市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	19	75
・天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則	20	76
・天理市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則	21	76
・予算の執行権委任規則の一部を改正する規則	22	76
・天理市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則	23	77
・天理市会計規則の一部を改正する規則	24	77
・天理市公印規則の一部を改正する規則	25	81
・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	26	82
・天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	27	83
訓 令 甲		
・天理市職員服務規程の一部改正	2	83
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	3	84
・天理市事務処理規程の一部改正	4	84
・天理市総合計画策定会議規程の一部改正	5	85
・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正	6	86
告 示		
・放置自転車等の保管について	75	86
・放置自転車等の保管について	76	86
・地縁による団体の認可について	77	87
・放置自転車等の保管について	78	87
・違反広告物の保管について	79	87
・放置自転車等の保管について	80	88

・放置自転車等の保管について	81	88
・放置自転車等の保管について	82	89
・平成26年度天理市一般会計補正予算(第5号)等の要領について	83	90
・平成27年度天理市一般会計予算外7会計予算の要領について	84	105
・放置自転車等の保管について	85	130
・公示送達について	86	130
・公示送達について	87	130
・放置自転車等の保管について	88	130
・公示送達について	89	131
・放置自転車等の保管について	90	131
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	91	131
・放置自転車等の保管について	92	132
・天理市一般廃棄物の取扱いに係る月 払手数料の徴収に関する事務取扱要 綱の一部改正	93	132
・自動車臨時運行許可番号標の失効に ついて	94	132
・放置自転車等の保管について	95	133
・放置自転車等の保管について	96	133
・地縁による団体の告示事項の変更に について	97	133
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	98	133
・放置自転車等の保管について	99	133
・公示送達について	100	134
・放置自転車等の保管について	101	134
・放置自転車等の保管について	102	135
・放置自転車等の保管について	103	135
・公示送達について	104	136
・天理市道路線の認定及び変更について	105	136
・市道の区域決定及び供用開始について	106	137
・市道の区域変更及び提供開始について	107	139
・公示送達について	108	140
・放置自転車等の保管について	109	140
・家庭児童相談室設置要綱の一部改正	110	141
・天理市精神障害者医療費助成事業実 施要綱	111	141
・天理市名阪高架下駐車場における使 用料の徴収事務の委託について	112	166
・平成27年度天理市国民健康保険料率 の決定について	113	166
・平成27年度天理市国民健康保険料の 減額について	114	166

・固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について	115	167
・天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務の委託について	116	167
・平成27年度一般廃棄物処理実施計画について	117	167
・放置自転車等の保管について	118	179
・放置自転車等の保管について	119	179
・放置自転車等の保管について	120	179
・放置自転車等の保管について	121	180
・公示送達について	122	180
・放置自転車等の保管について	123	180

公 告

番号 頁数

・公募型プロポーザルについて	7	181
・天理市森林整備計画の変更について	8	184
・指定特定相談支援事業所の指定について	9	184
・指定特定相談支援事業所の指定について	10	185
・指定特定相談支援事業所の指定について	11	185
・指定特定相談支援事業所の廃止について	12	185
・平成27年度天理市定期予防接種の実施について	13	186

教育委員会

番号 頁数

・定例教育委員会の招集について	5	187
・定例教育委員会の招集について	6	187
・天理市教育委員会会議規則の一部を改正する規則	1	187
・天理市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	2	188
・天理市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則	3	189
・天理市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	4	189
・教育長職務代理者の事務委任規則	5	189
・天理市立体育施設条例施行規則を廃止する規則	6	190
・天理市有料公園施設の管理等に関する規則を廃止する規則	7	190
・天理市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則	8	190
・天理市文化センター条例施行規則を廃止する規則	9	191
・教育長に対する事務委任等に関する	10	191

規則の一部を改正する規則

・天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則	11	191
・天理市教育表彰規則の一部を改正する規則	12	191
・天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例及び天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づく事務処理規程を廃止する規則	1	192
・天理市教育委員会事務処理規程の一部改正	1	192
・天理市文化センター及び天理市立図書館事務処理規程の一部改正	2	192

農業委員会

番号 頁数

・農業委員会の招集について	4	192
---------------	---	-----

選挙管理委員会

番号 頁数

・選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧について	4	193
・選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧について	5	193
・奈良県知事選挙におけるポスター掲示場について	6	193
・奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場について	7	193
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	8	193
・奈良県知事選挙における期日前投票所の場所について	9	193
・奈良県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	10	194
・奈良県知事選挙における候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	11	194
・奈良県知事選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超える時等におけるくじを行う場所及び日時について	12	194
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	13	194
・天理市農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数について	14	194
・奈良県議会議員選挙における期日前投票所の場所について	15	195
・奈良県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を	16	195

代理すべき者の選任について		
・奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所の場所について	17	195
・奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について	18	195
・奈良県知事選挙及び奈良県議会議員の本市開票区の開票の場所及び日時について	19	195
・奈良県議会議員選挙における候者補の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について	20	195
・奈良県議会議員選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う場所の変更について	21	195
公平委員会	番号	頁数
・天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1	196

監査委員	番号	頁数
・定期監査の結果について	6	196
災害対策本部	番号	頁数
・天理市災害対策本部規程の一部改正	1	212
公営企業	番号	頁数
・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正	1	214
・天理市上下水道局職員就業規則の一部改正	2	215
・天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正	3	216
・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正	4	220
・天理市企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正	5	220
・平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	8	220

条 例

(平成27年 3月20日 掲示済)

天理市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第1号

天理市行政組織条例の一部を改正する条例
天理市行政組織条例（平成9年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「市民部」を「くらし文化部」に改める。
第2条市民部の項中「市民部」を「くらし文化部」に改め、同項に次の2号を加える。
（7）文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。
（8）スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年 3月20日 掲示済)

天理市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第2号

天理市行政手続条例の一部を改正する条例
天理市行政手続条例（平成8年12月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。
目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を
「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）」に改める。
第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。
第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。
第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(天理市税賦課徴収条例の一部改正)

2 天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(平成27年3月20日揭示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第3号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「前項の規定により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 55歳(市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

第18条の2第1項中「の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第18条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間帯を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第21条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

第23条を次のように改める。

(臨時職員及び非常勤職員の給与等)

第23条 臨時職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)に対しては、前各条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給与等を支給することができる。

(1) 臨時職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当

(2) 非常勤職員 報酬及び費用弁償

2 臨時職員の給料の額は、それ以外の職員との均衡を考慮し、月額260,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額とする。

3 非常勤職員の報酬の額は、それ以外の職員との均衡を考慮し、日額13,800円を超えない範囲内において市長が規則で定める額とする。

4 前3項に定めるもののほか、臨時職員及び非常勤職員の給与等の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則第9項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第12項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に改め、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500

再任用 職員以 外の職 員	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			

	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			
	94		292,500	340,300					
	95		292,900	340,800					
	96		293,300	341,200					
	97		293,500	341,300					
	98		293,800	341,800					
	99		294,200	342,200					
	100		294,600	342,500					
	101		294,800	342,800					
	102		295,100	343,200					
	103		295,500	343,600					
	104		295,800	344,000					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						

	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

職 員 の 区 分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	150,900	166,700	284,800
	2	152,400	168,800	287,500
	3	153,900	170,900	290,400
	4	155,400	173,100	293,100
	5	157,100	175,100	295,700
	6	159,000	177,300	298,100
	7	160,800	179,500	300,600
	8	162,600	181,700	303,200
	9	164,400	184,000	305,700
	10	166,500	186,800	308,500
	11	168,500	189,500	311,300
	12	170,500	192,200	314,200
	13	172,500	195,100	316,800
	14	174,700	196,800	319,000
	15	176,900	198,400	321,200
	16	179,100	200,100	323,500
	17	181,400	201,900	325,800
	18	184,000	203,600	328,000
	19	186,500	205,300	330,300
	20	189,000	206,900	332,500
	21	191,500	208,700	334,800
	22	193,200	210,600	337,000
	23	194,900	212,500	339,300
	24	196,600	214,400	341,600
	25	198,100	216,100	343,700
	26	199,700	218,100	345,500
	27	201,300	220,100	347,400
	28	202,800	222,100	349,300
	29	204,500	224,000	351,200
	30	206,200	226,700	353,000
	31	207,900	229,400	354,700
	32	209,600	232,100	356,600
	33	211,100	234,700	358,300
	34	212,800	237,500	360,000
	35	214,500	240,100	361,700
	36	216,200	242,800	363,500
	37	217,700	245,400	365,400
	38	219,400	247,900	366,900

	39	221,100	250,400	368,500
	40	222,800	252,900	370,100
	41	224,400	255,600	371,400
	42	226,100	258,000	372,800
	43	227,700	260,300	374,300
	44	229,300	262,600	375,800
	45	231,000	264,900	377,300
	46	232,500	267,200	378,900
	47	234,000	269,400	380,500
	48	235,400	271,600	382,000
	49	237,000	274,000	383,400
	50	238,400	276,000	384,900
	51	240,000	278,100	386,400
	52	241,200	280,200	387,800
	53	242,500	282,200	389,000
	54	244,000	284,800	390,300
	55	245,300	287,200	391,400
	56	246,600	289,700	392,500
	57	248,000	291,900	394,000
	58	249,200	294,500	395,200
	59	250,400	297,000	396,400
	60	251,700	299,700	397,700
	61	253,100	302,100	398,900
	62	254,500	304,500	399,900
	63	255,800	307,000	401,300
	64	256,800	309,400	402,600
	65	257,800	311,800	403,800
	66	259,300	314,000	404,900
	67	260,900	316,100	406,100
	68	262,400	318,300	407,200
	69	264,000	320,600	408,200
	70	265,500	322,700	409,400
	71	267,000	324,900	410,600
	72	268,500	326,900	411,800
	73	269,700	329,100	412,400
	74	270,900	331,200	413,200
	75	272,200	333,400	413,900
	76	273,500	335,600	414,400
	77	274,900	337,400	414,700
	78	276,000	339,300	415,100
	79	277,200	341,200	415,500
	80	278,400	343,000	415,900

81	279,700	344,800	416,200
82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300
85	284,100	351,500	417,600
86	285,000	353,100	418,000
87	286,000	354,800	418,400
88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300
91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800
93	291,300	363,300	420,000
94	292,000	364,600	
95	292,800	365,900	
96	293,600	367,100	
97	294,400	368,100	
98	295,200	369,100	
99	296,000	370,100	
100	296,700	371,100	
101	297,600	372,000	
102	298,100	373,000	
103	298,600	374,000	
104	299,100	375,000	
105	299,300	375,800	
106	299,700	376,700	
107	300,000	377,600	
108	300,200	378,600	
109	300,400	379,400	
110	300,600	380,400	
111	300,900	381,400	
112	301,200	382,400	
113	301,400	383,000	
114	301,600	383,900	
115	301,800	384,800	
116	302,100	385,700	
117	302,400	386,500	
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	

	123	303,900	390,900	
	124	304,200	391,600	
	125	304,400	392,200	
	126		392,900	
	127		393,400	
	128		394,000	
	129		394,700	
	130		395,300	
	131		395,800	
	132		396,300	
	133		396,600	
	134		396,900	
	135		397,200	
	136		397,500	
	137		397,800	
	138		398,100	
	139		398,400	
	140		398,700	
	141		399,000	
	142		399,300	
	143		399,600	
	144		399,900	
	145		400,100	
	146		400,400	
	147		400,700	
	148		400,900	
	149		401,100	
	150		401,400	
	151		401,700	
	152		401,900	
	153		402,100	
	154		402,400	
	155		402,700	
	156		402,900	
再任用 職員		222,900	268,800	322,100

備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長、主任教諭、教諭、養護教諭、助教諭及びこれらに準ずる職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 1 条 天理市特別職報酬等審議会条例（昭和39年12月天理市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「副市長」の次に「、教育長」を加え、同条第 4 項を削る。

別表中第 1 号を次のように改める。

1	教育委員会の委員	月額	81,000	円	市長の旅費相当額
---	----------	----	--------	---	----------

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第16条第 2 項の規定に基づき」を削る。

第 7 条中「48月」を「36月」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(天理市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の天理市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の天理市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 2 条の規定による改正後の天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 2 項及び第 4 項並びに別表の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正前の天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条第 2 項及び第 4 項並びに別表の規定は、なおその効力を有する。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 3 条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例第 1 条及び第 7 条の規定は適用せず、第 3 条の規定による改正前の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例第 1 条及び第 7 条の規定は、なおその効力を有する。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 4 条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第 1 条の規定は適用せず、第 4 条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例第 1 条の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 5 号

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「末日」を「翌月の23日」に改める。

別表中第53号を第54号とし、第52号の次に次の1号を加える。

53	市税徴収指導員	月額250,000円を超えない範囲内で、任命権者が定める額	同上
----	---------	-------------------------------	----

別表備考第3項中「及び第35号から第53号まで」を「、第35号から第52号まで及び第54号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第6号

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

(天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例(平成22年3月天理市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第7号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第8条の2第9項第3号中「を除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「(第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市ふるさと応援基金条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第8号

天理市ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 ふるさと天理市を応援しようとする人々からの寄附金を財源として、天理市の魅力を高め、未来に向かったまちづくりに必要な施策を推進するため、天理市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、天理市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第9号

天理市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

天理市介護保険給付費準備基金条例（平成12年 3 月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 天理市介護保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額

(2) 前号のほか、天理市介護保険特別会計において決算上生じた剰余金の範囲内で、予算に定める額

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第10号

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年 3 月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第16号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 5 月29日から施行する。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市立保育所の保育料に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第11号

天理市立保育所の保育料に関する条例

天理市保育の実施に関する条例（昭和62年 3 月天理市条例第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、天理市立保育所（以下「市立保育所」という。）における利用者負担額（以下「保育料」という。）その他利用料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育料）

第2条 市長は、市立保育所において保育を受けた子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。）（以下「保護者等」という。）から法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第2号の規定による政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額（本市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）の保育料を徴収する。

（延長保育料）

第3条 市長は、市立保育所において通常保育時間外の保育（以下「延長保育」という。）を受けた子どもの保護者等から子ども1人につき日額300円を超えない範囲内において規則で定める額の延長保育料を徴収する。

（保育料等の納期）

第4条 保育料及び延長保育料（以下「保育料等」という。）は、月を単位として徴収するものとし、保護者等は、当該月分の保育料等を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

（保育料等の還付）

第5条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（保育料等の減免）

第6条 市長は、特別な理由があると認めるときは、保育料等を減額又は免除することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の天理市保育の実施に関する条例の規定により納付すべき保育料を滞納し、この条例の施行の日以後に当該滞納者が納付すべき保育料については、なお従前の例による。

（平成27年3月20日揭示済）

天理市立こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市立こども園条例の一部を改正する条例

天理市立こども園条例（平成23年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「就学前保育等推進法」を「認定こども園法」に、「第3条第3項の規定により、奈良県知事の認定を受けた幼保連携施設」を「第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市立やまだこども園	天理市山田町1560番地

第4条を削る。

第5条を次のように改める。

（子育て支援事業の利用者）

第5条 子育て支援事業（認定こども園法第2条第6項に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学校就学前の者及びその保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

第5条を第4条とする。

第6条第1項を次のように改める。

こども園に子どもの入園を希望する保護者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第6条を第5条とする。

第7条第1項中「第4条に規定する事業に係る」を「こども園における」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもに係る保育料及び預かり保育料は、天理市立幼稚園の保育料に関する

る条例（平成27年 3月天理市条例第17号）及び天理市立幼稚園預かり保育条例（平成22年 9月天理市条例第31号）で定める額とする。

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもに係る保育料は、天理市立保育所の保育料に関する条例（平成27年 3月天理市条例第11号）で定める額とする。

(3) 子育て支援事業に係るこども園の利用料は、無料とする。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に、「事業」を「こども園における教育及び保育」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）は、月を単位として徴収するものとし、当該月分の保育料等を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

3 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、特別な理由があると認めるときは、保育料等を減額又は免除することができる。

第7条を第6条とし、第8条第1項中「幼児」を「子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第4条に規定する事業を推進するため」を「こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の実施に関し」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4月1日から施行する。

(天理市立保育所設置条例の一部改正)

2 天理市立保育所設置条例（昭和62年 3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

天理市立山田保育所	天理市山田町1560番地	60名
天理市立北保育所	天理市石上町511番地2	110名

を

天理市立北保育所	天理市石上町511番地2	110名
----------	--------------	------

に改める。

(天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例の一部改正)

3 天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例（昭和39年 3月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

天理市立福住幼稚園	天理市山田町1560番地
天理市立樺本幼稚園	天理市樺本町2066番地

を

天理市立樺本幼稚園	天理市樺本町2066番地
-----------	--------------

に改める。

(平成27年 3月20日掲示済)

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第13号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年 3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「28,320円」を「33,360円」に改め、同条第2号中「28,320円」を「50,040円」に改め、同条第3号中「42,480円」を「50,040円」に改め、同条第4号中「56,640円」を「60,000円」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,720円

第2条第6号中「70,800円」を「80,040円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第2条第6号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第7号中「84,960円」を「86,640円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「前号アに規定する額を超える額であって190万円未満」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ又は第9号イ」を加え、同条第8号を次のように改める。

(8) 次のいずれかに該当する者 100,080円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第2条に次の2号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 113,400円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 120,000円

第4条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「同項第1号から第5号まで」を「同項第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）
第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正後の法（以下この条において「新法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

2 医療介護総合確保推進法附則第14条第3項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

3 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

4 医療介護総合確保推進法附則第14条第5項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成27年3月20日揭示済）

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第14号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）
第1条 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第83条第3項、第84条、第191条第10項、第192条第2項及び第193条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第6条第2項中「又は奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年10月奈良県条例第18号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同条第12項中「同条第1項第1号ア」を「同条第4項」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型	看護師又は准看護師

場合	訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
----	--

第82条第7項中「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内を」、「同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第91条第2項中「行くとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年10月奈良県条例第18号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」

に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第195条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第200条第1項及び第201条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第202条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

（天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」及び「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、	看護師又は准看護師

一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
--------------------------	---

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「同一敷地内」に改め、「を含む。」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「（法第8条の2第17項）を「（法第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

（天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改め、同号オ中「第32条第15号」を「第32条第16号」に改める。

第32条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「14号」に改め、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（奈良県指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年10月奈良県条例第18号。以下「奈良県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年10月奈良県条例第18号。以下「奈良県指定介護予防サービス等基準条例」という。）第78条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求

めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 天理市介護保険条例（平成12年 3 月天理市条例第 9 号）附則第 8 条に定める期間においては、第 1 条の規定による改正後の天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第 6 条第 2 項の規定は適用せず、第 1 条の規定による改正前の天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。）第 6 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 天理市介護保険条例附則第 8 条に定める期間においては、新地域密着型サービス基準条例第 15 1 条第 13 項の規定は適用せず、旧地域密着型サービス基準条例第 15 1 条第 13 項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 天理市介護保険条例附則第 8 条に定める期間においては、第 3 条の規定による改正後の天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 32 条第 16 号イの規定は適用せず、第 3 条の規定による改正前の天理市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 32 条第 15 号イの規定は、なおその効力を有する。

(平成27年 3 月20日 掲 示 済)

天理市都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第15号

天理市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

天理市都市計画審議会条例（昭和44年10月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項第 3 号に掲げる者につき任命された委員は、やむを得ない理由により第 6 条第 1 項に規定する会議に出席できないときは、その者の職務を代理する者を代理者として当該会議に出席させることができる。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月20日 掲 示 済)

天理市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

天理市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 16 2 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
(天理市文化センター条例の一部改正)
- 2 天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。
本則中「教育委員会」を「市長」に改める。
第 1 条を次のように改める。
(設置)
第 1 条 優れた文化と芸術に触れる機会を提供することにより、市民の文化芸術活動の創造と振興を推進するとともに、地域振興、福祉の増進等を図るため、本市に文化センターを設置する。
第 3 条各号を次のように改める。
(1) 市民の文化芸術の振興に関すること。
(2) センターの施設の利用に関すること。
(3) 地域振興及び福祉の増進その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り上げ、第 12 条第 1 項第 2 号中「第 8 条各号」を「第 7 条各号」に改め、同条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13

条とし、第15条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「(第7条、第9条関係)」を「(第6条、第8条関係)」に改める。

(天理市文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の天理市文化センター条例（以下「旧文化センター条例」という。）の規定に基づき受けている天理市文化センターの使用等に係る許可については、市長が許可したものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に教育委員会に対しされている旧文化センター条例の規定に基づく天理市文化センターの使用等の許可に係る申請については、市長に対しされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧文化センター条例の規定により委嘱されている天理市文化センター運営審議会の委員である者は、改正後の天理市文化センター条例の規定に基づく委員とみなす。
(天理市都市公園条例の一部改正)
- 6 天理市都市公園条例（昭和45年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第9条の2中「天理市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。
第9条の3及び第16条中「委員会」を「市長」に改める。
第19条ただし書を削る。
(天理市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の天理市都市公園条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、前項の規定による改正後の天理市都市公園条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。
(天理市体育施設条例の一部改正)
- 8 天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。
本則中「教育委員会」を「市長」に改める。
第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第13条までを1条ずつ繰り上げ、第14条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
別表中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。
(天理市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 9 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の天理市体育施設条例の規定によりされた同日以後の利用に係る申請及び許可は、前項の規定による改正後の天理市体育施設条例の規定によりされた申請及び許可とみなす。

(平成27年3月20日揭示済)

天理市立幼稚園の保育料に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市立幼稚園の保育料に関する条例

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例（平成4年3月天理市条例第6号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、天理市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における利用者負担額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育料)

第2条 幼稚園に入園する子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。）は、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第1号若しくは第3号の規定による政令で定める額の範囲内において市長が規則で定める額（本市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）の保育料を納付しなければならない。

(保育料の徴収)

第3条 保育料は、当月分を毎月15日までに徴収する。

(保育料の還付)

第4条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保育料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認める者に対して、保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の保育料の経過措置)

- 2 法附則第9条第1項の適用を受ける間の保育料は、第2条の規定にかかわらず、同項第1号イ又は第2号イ(1)に規定する政令で定める額の範囲内で市長が規則で定める額とする。

(平成27年 3月20日 掲示済)

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第18号

天理市水道事業給水条例の一部を改正する条例

天理市水道事業給水条例(平成9年12月天理市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

「

20	〃	3,740	—
----	---	-------	---

」を「

12	〃	2,300	180
----	---	-------	-----

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成27年7月分として徴収する料金から適用する。

(平成27年 3月20日 掲示済)

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第19号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第15条の6の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第15条の12中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成27年 3月20日 掲示済)

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市議会委員会条例の一部を改正する条例

天理市議会委員会条例(昭和32年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「市民部」を「くらし文化部」に改める。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の天理市議会委員会条例第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の天理市議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年 3月20日 掲示済)

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第21号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。
本則に次の 2 号を加える。

（5） 支払督促から移行した訴えの提起、和解及び調停に関すること。

（6） 市営の住宅の使用料等の請求及びその明渡し等の請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（平成27年 3 月26日 掲示済）

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月26日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第72条の 4」を「第72条の 5」に改める。

第11条の 3 第 1 号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額」を加え、同条第 2 号中「第72条の 4」を「第72条の 5」に、「その他」を「、法第81条の 2 第 1 項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第19条第 1 項第 2 号中「245,000円」を「26万円」に改め、同項第 3 号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則中第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成27年 3 月31日 掲示済）

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市条例第23号

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（天理市税賦課徴収条例の一部改正）

第 1 条 天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第31条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第16号」を「法第292条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第17号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第 6 項中「第 2 条第12号の 7 の 3」を「第 2 条第12号の 7」に改める。

第50条第 3 項中「第 2 条第12号の 7 の 2」を「第 2 条第12号の 6 の 7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の 9」を「第10号の10」に改める。

第141条第 2 項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第 9 条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金税額控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けよう

とする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第134条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

9 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第22条（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第23条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第24条から第27条までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第28条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第30条及び第31条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第32条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第34条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

（天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中天理市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）及び同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及び同号イ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中天理市税賦課徴収条例等の一部

を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

規 則

(平成27年3月31日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第2号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「定める勤務」の次に「及び同条第2項の勤務」を加え、同条第2項中「第18条の2第2項の市長が」を「第18条の2第3項第1号の」に改め、同条第3項中「第18条の2第2項ただし書の市長が」を「第18条の2第3項第1号の」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 条例第18条の2第3項第2号の規則で定める額は、別表第1右欄に掲げる支給額の区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 59,000円以上 6,000円
- (2) 54,000円 5,000円
- (3) 48,000円及び50,000円 4,000円
- (4) 40,000円以下 3,000円

第18条の2に次の2項を加える。

5 条例第18条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る前項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

6 管理職員特別勤務手当は、時間外勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第32条を次のように改める。

(勤勉手当の成績率)

第32条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の93以上100分の150以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の82.5以上100分93未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分72
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の72未満

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、市長が定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、市長が定める。

第32条の次に次の2条を加える。

第32条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該各号に定める割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の35超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の35
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の35未満

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

第32条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第6項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

別表第1 市長の事務部局の項中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">公室長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">理事</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">参与</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">事務局長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">参事</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">環境クリーンセンター所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">公室次長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">部次長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">会計管理者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">課長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">市民会館長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">人権センター所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">コミュニティセンター所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">会計室長</td></tr> </table>	公室長	部長	理事	参与	事務局長	参事	環境クリーンセンター所長	公室次長	部次長	会計管理者	課長	市民会館長	人権センター所長	コミュニティセンター所長	会計室長	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">公室長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">部長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">理事</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">参与</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">事務局長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">会計管理者</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">参事</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">環境クリーンセンター所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">公室次長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">部次長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">課長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">文化センター所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">市民会館長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">人権センター所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">コミュニティセンター所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">会計室長</td></tr> </table>	公室長	部長	理事	参与	事務局長	会計管理者	参事	環境クリーンセンター所長	公室次長	部次長	課長	文化センター所長	市民会館長	人権センター所長	コミュニティセンター所長	会計室長	に、
公室長																																		
部長																																		
理事																																		
参与																																		
事務局長																																		
参事																																		
環境クリーンセンター所長																																		
公室次長																																		
部次長																																		
会計管理者																																		
課長																																		
市民会館長																																		
人権センター所長																																		
コミュニティセンター所長																																		
会計室長																																		
公室長																																		
部長																																		
理事																																		
参与																																		
事務局長																																		
会計管理者																																		
参事																																		
環境クリーンセンター所長																																		
公室次長																																		
部次長																																		
課長																																		
文化センター所長																																		
市民会館長																																		
人権センター所長																																		
コミュニティセンター所長																																		
会計室長																																		

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">室長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">課長補佐</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">市民会館長補佐</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">人権センター所長補佐</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">コミュニティセンター所長補佐</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">保育所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">こども園長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">指導主事</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">会計室長補佐</td></tr> </table>	室長	課長補佐	市民会館長補佐	人権センター所長補佐	コミュニティセンター所長補佐	保育所長	こども園長	指導主事	会計室長補佐	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">室長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">課長補佐</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">人権センター所長補佐</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">コミュニティセンター所長補佐</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">保育所長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">こども園長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">指導主事</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">会計室長補佐</td></tr> </table>	室長	課長補佐	人権センター所長補佐	コミュニティセンター所長補佐	保育所長	こども園長	指導主事	会計室長補佐	に、
室長																				
課長補佐																				
市民会館長補佐																				
人権センター所長補佐																				
コミュニティセンター所長補佐																				
保育所長																				
こども園長																				
指導主事																				
会計室長補佐																				
室長																				
課長補佐																				
人権センター所長補佐																				
コミュニティセンター所長補佐																				
保育所長																				
こども園長																				
指導主事																				
会計室長補佐																				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">業務課業務係主任</td><td style="padding: 2px;">33,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">土木課維持係主任</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>	業務課業務係主任	33,000円	土木課維持係主任		を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">業務課業務係主任</td><td style="padding: 2px;">33,000円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">土木課維持係主任</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">こども園教頭 (教育職給料表の適用を受ける職員に限る。)</td><td style="padding: 2px;">21,000円</td></tr> </table>	業務課業務係主任	33,000円	土木課維持係主任		こども園教頭 (教育職給料表の適用を受ける職員に限る。)	21,000円	に
業務課業務係主任	33,000円												
土木課維持係主任													
業務課業務係主任	33,000円												
土木課維持係主任													
こども園教頭 (教育職給料表の適用を受ける職員に限る。)	21,000円												

改め、同表議会の事務局の項中

参事	
次長	59,000円

を

参事	59,000円
次長	54,000円

に改め、

同表教育委員会の項中

文化センター所長
教育総合センター副所長
図書館長
幼稚園長（福住幼稚園長を除く。）
公民館長
文化センター所長補佐
教育総合センター副所長補佐及び指導主事
福住幼稚園長
図書館長補佐

を

教育総合センター副所長
図書館長
幼稚園長
公民館長
教育総合センター副所長補佐及び指導主事
図書館長補佐

に

改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月 31 日 掲 示 済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 3 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3 月 天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 アの表中

33	34
34	34
34	35
34	35
35	36
35	36
35	37
36	38
36	39
36	40
37	41
37	41
38	42
38	42
39	43

を

に、

39
40
40
41

43
44
44
45

」

」

「

「

69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

を

68
68
68
69
69
69
69
69
69
70
70
70
71
72
73
74
75

に、

」

」

「

「

51
51
51
51
52
52
52
52
52
53
53
53

を

50
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51

に、

53
54
54
55

51
51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
52
53

」

」

「

「

30
30
30
31
31
31
32
32
32
32
32
33
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35

を

29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32

に、

35
36
36
36
37

32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
34
34
35

」

」

「

「

29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
33

を

28
29
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31

に改める。

」

」

別表第7イの表中

46
47
48

45
46
46

49		47
49		47
50		48
50		48
51		49
51	を	49
52		50
52		50
53		51
53		51
54		52
54		52
55		53
55		54
56		55

を

に、

」

」

61		62
62		63
62		64
63		65
63		65
64	を	66
64		66
65		67
66		67
67		68

を

に、

」

」

133		75
134		75
135		76
136		76
137		77
138		77

139		78
140		78
141		79
142		79
143		80
144		80
145		81
146		81
147		82
148		82
149		83

を

」

「

133		74
134		74
135		75
136		75
137		75
138		75
139		76
140		76
141		76
142		76
143		76
144		76
145		76
146		76
147		76
148		76
149		76
150		76
151		76
152		76
153		76
154		77

に改める。

155		77
156		77

別表第 8 中「

4 以上		2		
------	--	---	--	--

を

「

2 以上		零		
------	--	---	--	--

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 4 号

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員等の旅費に関する規則（昭和37年 4 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「及び教育長（以下「特別職等」という。）」を削り、「特別職等」を「特別職」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則の規定による改正後の天理市職員等の旅費に関する規則第 9 条の規定は適用せず、この規則の規定による改正前の天理市職員等の旅費に関する規則第 9 条の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 5 号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、臨時職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料の額）

第 2 条 条例第23条第 2 項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（扶養手当）

第 3 条 臨時職員のうち条例第 9 条の規定に該当する者については、同条及び条例第10条の規定の例により扶養手当を支給する。

（地域手当）

第 4 条 臨時職員（小・中学校講師を除く。）には、地域手当を支給する。

2 地域手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する額とする。

（1）次号に掲げる臨時職員以外の臨時職員 条例第10条の 2 第 2 項の規定の例により算出した額

（2）幼稚園講師 天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和55年 3 月天理市条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定の例により算出した額

（住居手当）

第 5 条 臨時職員のうち条例第10条の 3 の規定に該当する者については、同条の規定の例により住居手当を支給する。

（通勤手当）

第 6 条 臨時職員のうち条例第11条の規定に該当する者については、同条の規定の例により通勤手当を支

給する。

(給与の減額)

第7条 臨時職員が正規の勤務時間内に勤務しないとき(年次有給休暇、特別休暇その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除く。)は、その勤務しない1時間につき、条例第17条の規定の例により算出した勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定する給与の減額を行う時間数は、条例第7条第1項に規定する期間の全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

(時間外勤務手当)

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、条例第17条の規定の例により算出した勤務1時間当たりの給与額に条例第13条(第3項を除く。)及び給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の規定の例により一定の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が別に定める時間を除く。)について、条例第17条の規定の例により算出した勤務1時間当たりの給与額に常勤の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第9条 臨時職員には、条例第14条の規定の例により、一定の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第10条 臨時職員には、条例第15条の規定の例により、一定の割合を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第11条 宿日直業務を命ぜられた臨時職員には、条例第19条の規定の例により宿日直手当を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第12条 期末手当及び勤勉手当は、条例第20条第1項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在職する臨時職員に対して支給することができる。

2 期末手当の額は、基準日現在における条例第20条第4項に規定する期末手当基礎額に、同条第2項の規定の例による割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の額は、基準日現在における条例第21条第3項に規定する勤勉手当基礎額に、100分の75を乗じて得た額とする。

4 前3項に定めるもののほか、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第13条 臨時職員には、天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成元年3月天理市条例第11号)及び天理市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和46年4月天理市規則第10号)の規定の例により、特殊勤務手当を支給する。

(幼稚園講師及び小・中学校講師についての適用除外)

第14条 第7条及び第8条の規定は、幼稚園講師及び小・中学校講師には適用しない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

職種	月額
一般事務	137,600円
保育士	142,100円以上 217,100円以下
保育所調理員	137,600円
保育所業務員	137,600円
清掃作業員	160,700円
幼稚園講師	150,900円以上 198,100円以下
小・中学校講師	157,100円以上 258,000円以下
上記以外の職種	職務の内容に応じ市長が定める額

(平成27年 3 月 31 日 掲示済)

天理市保育の利用に関する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 6 号

天理市保育の利用に関する規則

天理市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年 3 月天理市規則第 7 号）の全部を改正する。

天理市保育の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第 1 項及び第 2 項に規定する保育の利用及び保育料並びに天理市立保育所の保育料に関する条例（平成27年 3 月天理市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所の申請)

第 2 条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下「特定保育施設」という。）及び特定地域型保育事業所における保育の利用を希望する支給認定こどもの保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書兼保育施設・事業利用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、申請書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

2 申請書の有効期間は、受付の日から入所を希望する年度の末日までとする。

3 市長は、必要に応じ、申請書又は必要な書類を再提出するよう求めることができる。

(現況届)

第 3 条 保育を利用している支給認定こども（以下「利用児童」という。）の保護者は、市長が定める日までに施設型給付費・地域型保育給付費等現況届（様式第 2 号。以下「現況届」という。）により利用児童の世帯の状況等を市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、市長は現況届のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(入所の承諾等)

第 4 条 市長は、保育の利用を承諾したときは、保育施設入所承諾書（様式第 3 号）により保護者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた保護者で市長が必要があると認めるものは、速やかに当該利用児童の属する世帯又は保護者の課税状況を証する書類を市長に提出しなければならない。

(入所日)

第 5 条 特定保育施設及び特定地域型保育事業所の入所日は、各月の 1 日を原則とする。

(入所の不承諾等)

第 6 条 市長は、保育の必要性の基準に適合しないとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を承諾しないものとする。

(1) 施設等の事情により受入れ能力がないとき。

(2) 疾病その他の事情により他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 条例又はこれに基づく規定に違反したとき。

(4) その他市長が入所を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により保育の利用を承諾しないときは、保育施設入所不承諾書（様式第 4 号）により保護者に通知するものとする。

(保育料)

第 7 条 条例第 2 条の規定により規則で定める保育料並びに特定保育施設（天理市立保育所を除く。）及び特定地域型保育事業所における保育料の額は、別表第 1 のとおりとする。この場合において、階層区分

の認定については、利用児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（扶養義務者については、主としてその収入によって当該世帯の生計を維持している場合に限る。）の全ての者の市町村民税額の合算額により認定するものとする。

- 2 市長は、利用児童の保護者等に対し、指定する日までに、当該児童の属する世帯の課税状況を証する書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、不申告等により市町村民税額が確認できないときは、保護者等から収入申告書の提出を求め、市町村民税額を推算する方法により、階層区分を認定することができる。
- 4 市長は、保育料の額を決定し、又はこれを変更したときは、保育施設入所承諾書（様式第3号）又は保育料変更通知書（様式第5号）により保護者に通知するものとする。
（延長保育料）

第8条 条例第3条の規定により規則で定める延長保育料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、前項に規定する延長保育料の額を決定し、又は変更したときは、延長保育料決定通知書（様式第6号）により保護者に通知するものとする。
（保育料及び延長保育料の減免）

第9条 市長は、支給認定子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料及び延長保育料を減免することができる。

- (1) 天災その他の災害により家屋等について甚大な被害を受けたとき。
 - (2) 疾病等により著しく生活が困難であるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特にやむを得ない事情があると認めるとき。
- 2 前項の規定により保育料又は延長保育料の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
（保育の利用の解除等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を解除することができる。

- (1) 施設等の事情により受入れ能力がなくなったとき。
 - (2) 疾病その他の事情により他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 条例又はこれに基づく規定に違反したとき。
 - (4) 保育の必要性の基準に適合しなくなったとき。
 - (5) その他市長が保育の利用を解除することが適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により保育の利用を解除するときは、保育利用解除通知書（様式第8号）により、保護者に通知するものとする。
（届出義務等）

第11条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 入所中の児童が伝染病にかかったとき。
 - (2) 入所中の児童が死亡したとき。
 - (3) 保育の必要性の基準に適合しなくなったとき。
 - (4) 入所中の児童を退所させようとするとき。
 - (5) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
 - (6) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに実態を調査し、保育の利用の解除等適切な措置を講ずるものとする。
（市長への報告）

第12条 特定保育施設及び特定地域型保育事業所の施設長は、当該特定保育施設及び特定地域型保育事業所に通所する利用児童についてその家庭状況等に変更があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条（延長保育料に係る部分に限る。）の規定は、同年9月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

天理市保育料徴収金基準額表 (2号・3号認定用)

(単位 円)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)				
階層区分	定義	3歳未満児	3号認定	3歳以上児	2号認定	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	A階層及びC階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,300	4,300	2,900	2,900	
C1	A階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	課税世帯(均等割のみ課税)	12,000	12,000	10,000	10,000
C2		所得割課税額48,600円未満	16,100	15,900	13,800	13,600
C3		48,600円以上59,500円未満	20,700	20,400	17,800	17,500
C4		59,500円以上78,900円未満	25,500	25,100	22,600	22,300
C5		78,900円以上97,000円未満	29,800	29,300	25,900	25,500
C6		97,000円以上108,800円未満	34,200	33,700		
C7		108,800円以上169,000円未満	40,400	39,800		
C8		169,000円以上301,000円未満	48,000	47,200		
C9		301,000円以上397,000円未満	58,400	57,500		
C10		397,000円以上	59,400	58,400		

備考

- この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層からC10階層までにおける「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。
- この表における「市町村民税の額」とは、保育の利用が行われた日の属する年度の前年度に課税された額をいう。ただし、9月から3月までの期間において保育の利用が行われた場合は、保育の利用が行われた日の属する年度の額をいう。
- この表における「保育標準時間」及び「保育短時間」とは、天理市保育の必要性の認定に関する規則(平成26年11月天理市規則第25号)第4条に規定する時間をいう。

- 4 この表における「3歳未満児」とは、保育の利用が行われた日の属する年度の初日の前日において3歳に達していない支給認定子どもをいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 5 支給認定保護者の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の保育料を無料とし、支給認定保護者の属する世帯の階層がC1階層及びC2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料から1,000円を控除する。
- (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯
- 6 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額（備考5の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。

別表第2（第8条関係）

保育の必要量	延長保育利用時間	延長保育料
保育標準時間認定	午後6時30分から午後7時まで	100円/回
保育短時間認定	午前7時30分から午前8時29分まで 午後4時30分から午後6時29分まで	200円/回
	午後6時30分から午後7時まで	100円/回

様式第1号 (第2条関係)

年度
施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書
兼 保育施設・事業利用申請書〔2・3号認定用〕
受付

○施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報
(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。

○その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
以上のことに同意の上で施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定申請をします。

天理市長 様 年 月 日

保護者(誓約者) 氏名 印

※ 上記保護者を、支給認定結果及び利用料の納入通知等の対象となる保護者とします。

次のとおり、施設型給付・地域型保育給付の支給認定および施設利用について申し込みます。

保護者住所	天理市				
	転入予定	<input type="checkbox"/> 有	1月1日時点の住所地	<input type="checkbox"/> 天理市外 ()	
保護者連絡先	連絡先(父)		連絡先(母)		
区分	フリガナ 氏 名	児童との 続柄	生年月日	性別	職 業 学校名等
申請に係る児童		本人	年 月 日	男・女	/
児童の世帯員 (世帯分離をしている場合 を含む)		父	年 月 日	男	
		母	年 月 日	女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
生活保護の適用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
在宅障がい者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(在宅障がい者と児童との続柄)				
教育(幼稚園)の併願	<input type="checkbox"/> 有 (希望・内定施設)				
転園の希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日・就学前まで				
希望する施設 (事業者)名	第1希望		(希望理由)		
	第2希望		(希望理由)		
	第3希望		(希望理由)		

※児童福祉課記入欄					
保育事由			保育必要量	認定期間(迄)	
父	就・産・障・介・災・求・学・育・()		標・短	就学前・ 年 月	
母	就・産・障・介・災・求・学・育・()				
教育併願	有・無	送付	備考		
申請	決定	利用料			

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由			保育必要量の希望	
	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他()				<input type="checkbox"/> 標準時間利用 (1日11時間まで)
申請時点の申請児童以外の出産予定	出産の予定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(予定日 年 月 日ごろ)				
	出産後の予定	<input type="checkbox"/> 育休取得 <input type="checkbox"/> 父(終了予定 年 月頃) <input type="checkbox"/> 母(終了予定 年 月頃) <input type="checkbox"/> 仕事復帰 <input type="checkbox"/> 自宅で保育するため保育施設・事業の利用を止める <input type="checkbox"/> その他				
きょうだいを入所を希望する場合 右の□に点を付けてください	①希望保育所の中に揃って入所できる保育所がある場合 <input type="checkbox"/> 希望順位にかかわらず、同一保育所を希望 <input type="checkbox"/> 別々でも希望順位を優先 ②揃って入所できる保育所が無い場合 <input type="checkbox"/> 異なる保育所でも入所を希望 <input type="checkbox"/> 揃って入所できないなら入所しない <input type="checkbox"/> 入所できるものだけでも入所を希望					
入所希望日に入所できなかったときの予定	<input type="checkbox"/> その他のサービスを利用する <input type="checkbox"/> 一時保育等 <input type="checkbox"/> 職場の託児所等 <input type="checkbox"/> 認可外施設 <input type="checkbox"/> その他()					
	<input type="checkbox"/> 親族が保育(予定者:) <input type="checkbox"/> 職場に連れて行く <input type="checkbox"/> 育休延長					
	<input type="checkbox"/> 今回の入所希望を取り下げる <input type="checkbox"/> 希望の施設に入所できるまで待つ <input type="checkbox"/> その他()					
申請時点における児童の状況	<input type="checkbox"/> 自宅で見ている ⇒ <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他(保育者 児童との続柄)					
	<input type="checkbox"/> 自宅外に預けている <input type="checkbox"/> 保育所に入っている <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 親族(児童との続柄:) <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 一時預かり保育 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特定保育 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 事業所内託児所 <input type="checkbox"/> その他 施設名・保育者名() 利用開始年月日()					
	<input type="checkbox"/> 職場で保育している⇒ <input type="checkbox"/> 店舗内 <input type="checkbox"/> 休憩室 <input type="checkbox"/> 自宅(職場と同じ場所) <input type="checkbox"/> その他()					
	健康状態	健診の受診	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(4か月健診・1歳半健診・3歳児健診)			
		健診時の指摘事項、その他発達上の心配事や定期的な通院等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容:)			
		障害者手帳の交付	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(手帳 級)			
		保健センター・保健師への相談	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容:)			
アレルギー等		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容:)				
食事制限	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容:)					
祖父母の状況 (申込児童と同居の場合、住所の記入は不要です)	父方	祖父	氏名	年齢	居住市町村	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()
		祖母				<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()
	母方	祖父				<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()
		祖母				<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 遠方に居住 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()

様式第2号 (第3条関係)

年度

施設型給付費・地域型保育給付費等 現況届



- 施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報 (同一世帯者を含む) 及び世帯情報を閲覧すること。
- その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。以上のことに同意の上で施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定申請をします。

天理市長 様

年 月 日

保護者(誓約者) 氏名

印

※ 上記保護者を、支給認定結果及び利用料の納入通知等の対象となる保護者とします。

次のとおり、施設型給付・地域型保育給付の支給について、現況を届出ます。

保護者住所	天理市				
保護者連絡先	連絡先 (父)		連絡先 (母)		
区分	フリガナ 氏 名	児童との 続柄	生年月日	性別	職 業 保育施設・学校名等
申請に係る児童		本人	年 月 日	男・女	
児童の世帯員 (世帯分離をしている場合 を含む)		父	年 月 日	男	
		母	年 月 日	女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
			年 月 日	男・女	
入所施設(事業者)名					
生活保護の適用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
在宅障がい者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(在宅障がい者と児童との続柄)				
保育の利用を 必要とする理由	続柄	必要とする理由			
	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 育児休業取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ	<input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等	<input type="checkbox"/> 災害復旧
保育の利用を 必要とする理由	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 育児休業取得中で保育利用中の子ども <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ	<input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等	<input type="checkbox"/> 災害復旧
	※児童福祉課記入欄				
保育事由		保育必要量	認定期間(迄)		
父	就・産・障・介・災・求・学・育・()	標・短	就学前・ 年 月		
母	就・産・障・介・災・求・学・育・()				
送付					備考
申請	決定	利用料	変更	解除	

様式第3号（第4条、第7条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保 育 施 設 入 所 承 諾 書

保育施設への入所については、次のとおり決定いたしましたから通知いたします。

入所する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所する保育施設の 名称及び所在地	
保育の利用期間	年 月 日 から 年 月 日
保育料の月額 及び納入方法	第 階層 円
備 考 1 保育料については、変更のあった場合は、その旨を通知します。 2 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。 3 保育の利用期間中であっても保育を必要とする要件に該当しなくなった場合は、保育の利用を解除します。	

様式第4号（第6条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保育施設入所不承諾書

申込のありました保育施設の入所については、次の理由により入所できませんので通知いたします。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日
申 請 日	年 月 日
入 所 希 望 月	年 月
理 由	
なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。	

様式第5号（第7条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 図

保 育 料 変 更 決 定 通 知 書

次のとおり保育料を変更したので、通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
保 育 施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
変 更 前 保 育 料 の 月 額 及 び 適 用 期 間	第 階 層 円 年 月 日 から 年 月 日 まで
変 更 後 保 育 料 の 月 額 及 び 適 用 期 間	第 階 層 円 年 月 日 から 年 月 日 まで
変 更 理 由	
<p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

様式第6号（第8条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

延長保育料決定通知書

延長保育料について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 児童名 (クラス年齢 歳児 クラス)
- 2 保育園名
- 3 利用月 年 月分
- 4 延長保育料 月額 円

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号 (第9条関係)

保 育 料 減 免 申 請 書						
年 月 日						
天理市長 様						
申請者 住所 氏名						
入所児童の氏名 及び生年月日		年 月 日生				
保 育 所 名						
保 護 者	氏名				年齢	職業
	月収				現在の保育料	
家 族 欄	氏 名	入所児童 との続柄	年齢	性別	職 業	備 考
(減免を必要とする理由)						

様式第8号（第10条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保 育 利 用 解 除 通 知 書

次の児童についての保育の利用を解除することにしたので通知いたします。

利用解除する児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所中の保育施設の 名称及び所在地	
保育の利用解除の 年 月 日	年 月 日
保育の利用解除の理由	
なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。 また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。	

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 7 号

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市人権センター条例施行規則（平成21年 3 月天理市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条人権啓発係の項第 7 号中「並びに生活資金」を削り、同条コミュニティ係の項に次の 1 号を加える。

(5) 天理市名阪高架下駐車場に関すること。

様式第 1 号中 「住所 (団体名) 氏名」 を 「申請者住所 (団体名) (代表者) 氏名 (電話番号)」 に改める。

様式第 2 号中 「(団体名) 氏名 様」 を 「(団体名) (代表者) 氏名 様」 に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 8 号

天理市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市コミュニティセンター条例施行規則（平成 2 年12月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「(第 3 条関係)」を 「(第 5 条関係)」に、 「住所 (団体名) 氏名」
「申請者住所 (団体名) (代表者) 氏名」 に改める。

様式第 2 号中 「(第 4 条関係)」を 「(第 6 条関係)」に、 「(団体名) 氏名 様」 を 「(団体名) (代表者) 氏名 様」 に改める。

様式第 3 号中 「(第 5 条関係)」を 「(第 7 条関係)」に改める。

様式第 4 号中 「(第 6 条関係)」を 「(第 8 条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 9 号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「入札書（様式第 2 号）」の次に「及び請負代金内訳書」を加え、同条ただし書中「及び請負代金内訳書」を削る。

第16条中「軽易な工事及び土木工事」を「第12条に規定する随意契約における軽易な工事」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後の入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第10号

天理市立幼稚園の保育料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市立幼稚園の保育料に関する条例（平成27年 3 月天理市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育料の額の決定及び通知)

第2条 市長は、天理市立幼稚園規則（昭和29年 7 月天理市教育委員会規則第5号）に規定する幼稚園の園長が入園を許可した子どもの保護者に対し、保育料の額を決定し、通知するものとする。その額に変更があったときも、また同様とする。

(保育料の額)

第3条 保育料の額は、別表に定める子どもの属する世帯の階層区分に応じ、同表に定める額とする。

(階層区分の認定)

第4条 前条に規定する子どもの属する世帯の階層区分の認定については、子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている父母（生計の主たる収入を得ている者が父母以外の保護者である場合は、その保護者を含む。）の全ての者について行い、それらの者の当該年度の初日に属する年の市町村民税又は前年の市町村民税額の合計額について行うものとする。

(保育料の減免)

第5条 市長は、子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、保育料を減免することができる。

(1) 天災その他の災害により家屋等について甚大な被害を受けたとき。

(2) 疾病等により著しく生活が困難であるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特にやむを得ない事情があると認めるとき。

2 前項の規定により保育料の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査して減免の適否を決定し、その旨を保育料減免決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年度における保育料の特例)

2 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間の第3条に規定する保育料の額は、別表の規定にかかわらず、附則別表の規定による保育料の額とする。

附則別表（附則第2項関係）

各月初日の在籍園児の属する世帯の階層区分		保育料（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみ課税（所得割の額のない）世帯	3,000円
C1	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	6,000円
C2	市町村民税所得割額211,200円以下の世帯	
C3	市町村民税所得割額211,201円以上の世帯	

備考

- この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。
- この表において、4月分から8月分までの保育料は前年度分の市町村民税の額を基に、9月分から翌年3月分までの保育料は当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。
- 在籍園児の属する世帯において、小学校3年生以下の者のうち年齢が高い順から3人目以降の保育料の月額は、無料とする。
- 在籍園児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層区分はC2階層と推定し、この表を適用するものとする。

別表（第3条関係）

各月初日の在籍園児の属する世帯の階層区分		保育料（月額）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみ課税（所得割の額のない）世帯	3,000円 (1,500円)
	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみ課税（所得割の額のない）世帯のうちひとり親世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	0円 (0円)
C 1	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯	6,000円 (3,000円)
	市町村民税所得割額77,100円以下の世帯のうちひとり親世帯又は在宅障害児（者）のいる世帯	5,000円 (2,500円)
C 2	市町村民税所得割額211,200円以下の世帯	8,000円 (4,000円)
C 3	市町村民税所得割額211,201円以上の世帯	10,000円 (5,000円)

備考

- 1 この表において「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。
- 2 この表において、4月分から8月分までの保育料は前年度分の市町村民税の額を基に、9月分から翌年3月分までの保育料は当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。
- 3 この表において「ひとり親世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及び配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- 4 この表において「在宅障害児（者）のいる世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に定める特別児童扶養手当の支給対象となる児童の属する世帯
 - (5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金等の支給対象者の属する世帯
- 5 在籍園児の属する世帯において、小学校3年生以下の者のうち年齢が高い順から1人目の保育料の月額はいずれの上段の額とし、2人目の保育料の月額は各階層の下段の（ ）内に掲げる額とし、3人目以降の保育料の月額は、無料とする。
- 6 在籍園児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯の階層区分はC2階層と推定し、この表を適用するものとする。

様式第1号 (第5条関係)

保 育 料 減 免 申 請 書						
年 月 日						
天理市長 様						
申請者 住所 氏名						
在籍園児の氏名 及び生年月日		年 月 日生				
幼 稚 園 名						
保 護 者	氏名		年齢		職業	
	月収		現在の保育料			
家 族 欄	氏 名	在籍園児 との続柄	年齢	性別	職 業	備 考
(減免を必要とする理由)						

様式第2号（第5条関係）

天 第 号
年 月 日

様

天理市長 印

保 育 料 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった保育料の減免について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
幼 稚 園 の 名 称	
減 免 理 由	
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
減 免 額	円
なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成 4 年 3 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号中「（昭和25年法律第2 2 6号）」を削り、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が77,100円以下（地方税法（昭和25年法律第2 2 6号）の規定による住宅借入金等特別税額控除の適用前に所得割の額が77,100円以下であるものをいう。）であること。

第 3 条を次のように改める。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、次のとおりとする。

区分	1 人就園の場合又は同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者（小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童を有する世帯を除く。）	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者（小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童を有する世帯を除く。）又は小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童 1 人を有する世帯で、1 人就園の場合若しくは同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から 2 人以上就園している場合の 3 人目以降の園児（小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童を有する世帯を除く。）又は小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童 1 人を有する世帯で、同一世帯から 2 人以上就園している場合の 2 人目以降の園児若しくは小学校第 1 学年から第 3 学年までの児童 2 人以上を有する世帯の園児
前条第 1 号に該当する世帯	40,000円	70,000円	120,000円
前条第 2 号及び第 3 号に該当する世帯	70,000円	90,000円	120,000円
前条第 4 号に該当する世帯	120,000円	120,000円	120,000円

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市文化センター条例施行規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

天理市文化センター条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 天理市文化センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する祝日でない日）

(3) 12月28日から翌年1月4日までの間

（センターの事務）

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) センター事業の企画及び推進に関すること。

(2) 講演会及び講座等に関すること。

(3) 文化芸術団体の育成に関すること。

(4) センターの使用許可及び維持管理に関すること。

(5) センターの使用料の徴収及びその他の収入に関すること。

(6) 天理市文化センター運営審議会（以下「審議会」という。）に関すること。

(7) 展示事業の実施に関すること。

(8) 地域振興及び福祉の増進に関すること。

（職員）

第4条 センターに所長その他の職員を置く。

（委員の委嘱及び任期）

第5条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験者

(3) 市区長連合会の役員

(4) 文化関係団体の役員

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、9名以内とし、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 審議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（使用許可の申請）

第8条 条例第6条の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、天理市文化センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、センターを使用しようとする日又はセンターの使用を開始しようとする日（以下これらを「使用日」という。）の5日前までに提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申請書の受付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間において行う。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 文化ホール又は展示ホールを使用する場合 使用日の前6月

(2) 前号に掲げる施設以外の施設を使用する場合 使用日の前3月

4 前項の場合において、設備等を同時に使用するときは、当該施設の使用許可の申請時によるものとし、使用する施設が2以上であるときの申請書の受付は、いずれか長い期間により行うものとする。

（使用許可書の交付等）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、天理市文化センター使用許可書（様式第2号）を交付する。この場合において、管理上必要があるときは、条件を付することができる。

2 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターを使用できなくなったときは、直ちに天理市文化センター使用取消届（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（減免の申請）

第10条 使用料の減免を受けようとする使用者は、天理市文化センター使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用人員は、市長の定める範囲内とすること。
- (2) 使用許可のない施設等を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、はり紙その他の掲示又は物品の販売等をしないこと。
- (4) 使用を終わったときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出ること。
- (5) 使用に関して施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出て、その指示に従うこと。
- (6) その他施設の管理者の指示に従うこと。

第12条 センターに入館した者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) センターを不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出て、その指示に従うこと。
- (6) その他施設の管理者の指示に従うこと。

(特別の設備)

第13条 条例第13条の規定により特別の設備の許可を受けようとする使用者は、天理市文化センター特別設備許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(観覧券の交付)

第14条 市長は、条例第16条に規定する観覧料を納めた者に対し、観覧券を交付するものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

様式第1号 (第8条関係)

天理市文化センター使用許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 (団体名)
 (代表者) 氏名
 (電 話)

天理市文化センターの使用の許可を次のとおり申請します。

① 使用目的 〔催し、研修会〕 等の名称	② ※使 用 料 金	
	円	
③ 使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
④ 使用室名	1 展示ホール 2 文化ホール 3 和室 (梅・银杏・杉) 4 会議室 5 視聴覚室 6 オーディオルーム 7 その他 ()	
⑤ 利用人員	名	
⑥ 設備等の使用		
⑦ 使用者の行う特別の設備	有 (有る場合は、特別設備許可申請書を添付) 無	
⑧ 入場料等徴収の有無	1 徴収する () 円) 2 徴収しない	
⑨ 備 考 (開催時間等)		

(注) 1 ※印は、記入しないでください。
 2 ④、⑦及び⑧欄は、必要事項に○印を付けてください。

様式第2号 (第9条関係)

天理市文化センター使用許可書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のありました天理市文化センターの使用について、次のとおり許可します。

使用目的		使用料金
		円
使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
使用室名	1 展示ホール 2 文化ホール 3 和室 (梅・银杏・杉) 4 会議室 5 視聴覚室 6 オーディオルーム 7 その他 ()	
利用人員	名	
設備等の使用		
特別の設備	許可 ・ 不許可	
許可の条件		
備考 (使用料の減免等)		

許可条件

- 1 使用当日は、この許可書を職員に提示してください。
- 2 使用の準備並びに使用後の清掃、整理及び整頓は、使用許可時間内に行い、原状に復して職員の点検を受けてください。
- 3 使用許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- 4 入館者の自転車及び自動車等の整理は、使用者側で行ってください。
- 5 天理市文化センター条例及び天理市文化センター条例施行規則の各規定その他職員の指示を遵守してください。

様式第3号 (第9条関係)

天理市文化センター使用取消届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名
(電 話)

年 月 日付けで使用許可を受けましたが、次の理由により
取消しを届け出ます。

使用目的	
使用日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使用室名	1 展示ホール 2 文化ホール 3 和室 (梅・銀杏・杉) 4 会議室 5 視聴覚室 6 オーディオルーム 7 その他 ()
取消の理由	

様式第4号 (第10条関係)

天理市文化センター使用料減免申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名
(電 話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
使 用 室 名	1 展示ホール 2 文化ホール 3 和室(梅・銀杏・杉) 4 会議室 5 視聴覚室 6 オーディオルーム 7 その他 ()
減免を申請する理由	
減 免 の 金 額	円

様式第5号 (第13条関係)

天理市文化センター特別設備許可申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
(団体名)
(代表者) 氏名
(電 話)

次のとおり特別の設備をしたいので申請します。

設備内容、使用備品等を具体的に記入してください。

(平成27年 3月31日 掲示済)

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

天理市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立こども園条例施行規則（平成23年12月天理市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「主任」の次に「、保育教諭」を加え、同条第4項中「その他の職員」の前に「保育教諭」を加える。

第4条を次のように改める。

（定義）

第4条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども
- (2) 2号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども
- (3) 3号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども
- (4) 保育標準時間 天理市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年11月天理市規則第25号）第4条第1号に規定する時間
- (5) 保育短時間 天理市保育の必要性の認定に関する規則第4条第2号に規定する時間

第5条各号を次のように改める。

- (1) 1号認定子ども 午前8時30分から午後2時まで
- (2) 保育標準時間認定を受けた2号認定子ども及び3号認定子ども 午前7時30分から午後6時30分まで（土曜日は、午前7時30分から午後5時まで）
- (3) 保育短時間認定を受けた2号認定子ども及び3号認定子ども 午前8時30分から午後4時30分まで

第6条第2項中「短時間利用児」を「1号認定子ども」に改め、同項第5号を削る。

第7条を次のように改める。

（入園等の手続）

第7条 こども園における入園等の手続は、天理市保育の利用に関する規則（平成27年 3月天理市規則第6号）の定めるところによる。

第8条を削る。

第9条第1項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とする。

第10条中「条例第4条第3号の規定に基づき実施する」を削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条中「短時間利用児」を「1号認定子ども」に、「長時間利用児」を「2号認定子ども及び3号認定子ども」に、「保育実施規則」を「天理市保育の利用に関する規則」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とする。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平成27年 3月31日 掲示済)

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則の一部を改正する規則

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則（平成26年 4月天理市規則第17号）の一部を次のように改める。

第2条中「天理市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年 3月天理市規則第7号）第5条」を「天理市保育の利用に関する規則（平成27年 3月天理市規則第6号）第7条」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平成27年 3月31日 掲示済)

天理市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。
平成27年 3月31日

天理市規則第15号

天理市スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興のため次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 スポーツ推進委員が分担する地域及び事項は、市長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、33名以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たっては、関係法令及びこの規則の規定に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(知識及び技術の修得)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務の遂行上必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に現に天理市スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年 4 月天理市教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）の規定により委嘱されているスポーツ推進委員は、この規則の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委員の任期は、旧規則の規定により委嘱された際における任期とする。

(平成27年 3 月31日揭示済)

天理市体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市体育施設条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、天理市体育施設条例（平成25年 3 月天理市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間等)

第2条 天理市体育施設（以下「体育施設」という。）の開館時間又は開場時間（以下「開館時間等」という。）は、別表のとおりとする。ただし、条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間等を変更することができる。

(休館日等)

第3条 体育施設の休館日又は休場日（以下「休館日等」という。）は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝

日」という。)に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い同法に規定する祝日でない日)
(2) 12月25日から翌年1月5日までの間

(利用手続)

第4条 条例第6条の規定により、体育施設の利用許可を受けようとするものは、指定管理者に利用許可申請書を提出しなければならない。体育施設の利用に併せて附属設備を利用するときも同様とする。

2 前項の利用許可申請書は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の前月の初日から、利用日までの間に提出するものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の利用許可申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、利用許可書を交付するものとする。

4 体育施設の利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用の際に利用許可書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき 既納の体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の全額

(2) 利用者が利用前5日までに利用の取消しの申出をしたとき 既納の利用料金の全額

(3) 利用者が利用前2日までに利用の取消しの申出をしたとき 既納の利用料金の半額

2 利用料金の還付を受けようとする利用者は、利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、利用料金還付決定通知書を交付するものとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第11条に規定する利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 本市の機関が利用するとき。

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が利用するとき。

(3) その他、市長又は指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 利用料金の減免を受けようとする利用者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に対する決定をしたときは、利用料金減免決定通知書を交付するものとする。

(利用時間の延長)

第7条 利用者は、やむを得ない理由により、当該許可に係る利用時間を超えて体育施設を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

体育施設の名称	開館時間等
奈良県天理市健民運動場	午前9時から午後9時まで (4月1日から10月31日までの期間)
	午前9時から午後5時まで (11月1日から3月31日までの期間)
天理市白川ダム運動場	午前9時から午後5時まで
天理市二階堂運動場	午前9時から午後5時まで
天理市福住運動場	午前9時から午後5時まで
天理市立二階堂体育館	午前9時から午後9時まで
天理市立三島体育館	午前9時から午後9時まで
天理市グラウンド・ゴルフ場	午前9時から午後5時まで

(平成27年 3月31日 掲示済)

天理市有料公園施設の管理等に関する規則をここに公布する。
平成27年 3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第17号

天理市有料公園施設の管理等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、天理市都市公園条例（昭和45年3月天理市条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項に定める有料公園施設（以下「公園施設」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 公園施設の利用日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、条例第9条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い同法に規定する祝日でない日）

(2) 12月25日から翌年1月5日までの間

2 公園施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 天理市立総合体育館 午前9時から午後9時まで

(2) 天理市立庭球場 次に掲げる時間

ア 4月1日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで

イ 11月1日から翌年3月31日まで 午前9時から午後5時まで

(照明設備の利用期間及び利用時間)

第3条 天理市立庭球場の照明設備の利用期間は、4月1日から10月31日までとする。

2 照明設備の利用時間は、午後9時までとする。

(許可の申請)

第4条 条例第10条の規定による許可を受けようとする者は、有料公園施設利用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。公園施設の利用に併せて附属設備を利用するときも同様とする。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から利用日までの間に提出するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条の申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、有料公園施設利用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 公園施設の利用者（以下「利用者」という。）は、利用の際に許可書を指定管理者に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第6条 利用者は、公園施設を利用の際、施設、設備若しくは器具を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定による還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったとき 既納の利用料金の全

額

(2) 利用者が利用前5日までに利用の取消しの申出をしたとき 既納の利用料金の全額

(3) 利用者が利用前2日までに利用の取消しの申出をしたとき 既納の利用料金の半額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、速やかに、有料公園施設利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(減免)

第8条 条例第15条に規定する公益上その他特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 本市の機関が利用するとき。

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体が利用するとき。

(3) その他、市長又は指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、有料公園施設利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日揭示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第18号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条市民部の項を次のように改める。

くらし文化部

市民課 市民係 戸籍係

保険医療課 いきいき健康係 保険料賦課係 保険料徴収係 福祉医療

係

男女共同参画課 男女共同参画係

文化振興課 文化振興係

スポーツ振興課 スポーツ振興係

第2条健康福祉部の項中「社会福祉課 障害福祉係 厚生係」を「社会福祉課 障害福祉係 厚生係 地域福祉係」に、「介護福祉課 高齢福祉係 認定審査係 給付係」を

「介護福祉課 給付係 認定審査係

地域包括ケア推進室 地域包括ケア推進係」

に改め、同条環境経済部の項中 「業務課 管理係 施設整備係 業務係 建設企画室 建設企画係」を

「業務課 管理係 施設整備係 業務係

建設企画課 建設企画係」に改め、同条建設部の項中

「監理課 管理係

地籍調査推進室 推進係」を「監理課 管理係 地籍調査係」に、

「まちづくり事業課 用地補償係 街路公園係」を「まちづくり事業課 用地補償係 街路公園係 工務係」に改める。

第4条の2第2項に次の1号を加える。

(6) 総合教育会議に関すること。

第9条財政部の項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第14条給付係の項中「給付係」を「いきいき健康係」に改め、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、同項第13号中「保険料免除申請」を「国民年金保険料免除申請」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「賦課及び徴収」を「賦課、徴収及び減免」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 国民健康保険被保険者の健康の保持増進に関すること。

第14条給付係の項第7号中「保健事業」を「データヘルス事業」に改める。

第14条保険料賦課係の項第2号中「国民健康保険料」を「国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料」に改め、同条福祉医療係の項中第5号を削る。

第16条を次のように改める。

(文化振興課の事務)

第16条 文化振興課の事務分掌は、次のとおりとする。

文化振興係

- (1) 文化センター及び市民会館における事業の企画、推進、調査及び研究に関すること。
- (2) 講演会及び講座等に関すること。
- (3) 文化芸術団体の育成に関すること。
- (4) 文化センター及び市民会館の使用許可及び維持管理に関すること。
- (5) 文化センター及び市民会館の使用料の徴収及びその他の収入に関すること。
- (6) 天理市文化センター運営審議会及び天理市民会館運営審議会に関すること。
- (7) 展示事業の実施に関すること。

第16条の次に次の1条を加える。

(スポーツ振興課の事務)

第16条の2 スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

スポーツ振興係

- (1) 社会体育の基本計画及び総合調整に関すること。
- (2) スポーツ推進委員に関すること。
- (3) 社会体育団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
- (4) 社会体育指導者の養成に関すること。
- (5) 社会体育及びレクリエーション活動の企画及び実施に関すること。
- (6) 社会体育に係る調査、統計、研究及び広報に関すること。
- (7) スポーツ施設に関すること。
- (8) 国際及び全国スポーツイベントの企画、誘致等に関すること。
- (9) スポーツツーリズムの推進に関すること。

第17条障害福祉係の項を次のように改める。

障害福祉係

- (1) 身体障害者(児)の福祉に関すること。
- (2) 知的障害者(児)の福祉に関すること。
- (3) 精神障害者(児)の福祉及び医療費の助成に関すること。
- (4) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (5) 心身障害者団体の育成及び指導に関すること。
- (6) 福祉有償運送等運営協議会に関すること。
- (7) 難病患者等の福祉に関すること。
- (8) 障害者ふれあいセンターに関すること。
- (9) 地域活動支援センターに関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。

第17条厚生係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

地域福祉係

- (1) 生活困窮者の自立支援に関すること
- (2) 社会福祉事業の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 民生・児童委員に関すること。
- (4) 戦傷病者、戦没者、遺家族等の援護に関すること。
- (5) 中国残留邦人等の支援策(支援給付金の給付を除く。)に関すること。
- (6) 軍人恩給に関すること。
- (7) 災害救助に関すること。
- (8) 保護司に関すること。
- (9) 日赤地区事業に関すること。
- (10) 社会福祉団体の育成及び指導に関すること。
- (11) 社会福祉協議会に関すること。
- (12) 社会福祉法人の指導監査及び認可等に関すること。

第18条を次のように改める。

(介護福祉課の事務)

第18条 介護福祉課の事務分掌は、次のとおりとする。

給付係

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険被保険者資格の取得、喪失等に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証及び被保険者資格証明書に関すること。
- (4) 介護保険給付に関すること。
- (5) 介護保険給付の適正化に関すること。
- (6) 介護保険給付費準備基金に関すること。
- (7) 介護保険給付サービス提供事務所の指定(知事の指定によるものを除く。)及び指導に関すること。
- (8) 介護保険料(第1号被保険者に係るものに限る。以下同じ。)に関すること。
- (9) 介護保険料の賦課、徴収及び還付に関すること。

- (10) 介護保険料の減免、徴収猶予、滞納処分等に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

認定審査係

- (1) 介護認定に関する事。
- (2) 介護認定に係る基本調査に関する事。
- (3) 介護認定審査会に関する事。
- (4) 山添村との介護認定審査会の共同設置に関する事。
- (5) 介護認定の相談に関する事。

2 地域包括ケア推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

地域包括ケア推進係

- (1) 地域包括ケアの推進に係る企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地域包括支援センターに関する事。
- (3) 地域包括ケアシステム推進プロジェクトに関する事。
- (4) 地域支援事業に関する事。
- (5) 高齢者福祉に係る調査研究及び企画に関する事。
- (6) 高齢者福祉計画に関する事。
- (7) 高齢者福祉に係る相談及び支援に関する事。
- (8) 高齢者虐待の相談に関する事。
- (9) その他高齢者の福祉に関する事。
- (10) 社会福祉法人の指導監査及び許可等に関する事。
- (11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による養護老人ホームへの入所措置に関する事。
- (12) 老人ホーム入所判定委員会に関する事。
- (13) 社会福祉事業団に関する事。
- (14) 養護老人ホームふるさと園及び特別養護老人ホームふるさと園に関する事。
- (15) 多世代交流広場に関する事。

第19条児童福祉係の項第6号を次のように改める。

- (6) 児童虐待防止に関する事。

第19条児童福祉係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条保育係の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 保育所の施設計画及び施設・設備の整備、修理等に関する事。

第19条子育て支援係の項第7号を次のように改める。

- (7) 家庭児童相談室に関する事。

第25条の3管理係の項中第8号を第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) ごみ集積場に関する事。

第25条の3施設整備係の項第3号中「の埋立業務」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「の維持管理」を削り、同号を第4号とし、同項第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第25条の3第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（建設企画課の事務）

第25条の4 建設企画課の事務分掌は、次のとおりとする。

建設企画係

- (1) 一般廃棄物処理施設の整備計画の策定及び実施に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関する事。
- (3) 家庭ごみ有料化実施に係る調査、研究及び企画に関する事。

第26条第2項を削り、同条に次の1項を加える。

地籍調査係

- (1) 地籍調査の推進に関する事。
- (2) 地籍調査の計画及び実施に関する事。
- (3) 地籍調査に係る関係機関との連絡調整に関する事。

第32条街路公園係の項第1号中「都市計画事業」を「都市計画街路・公園事業」に改め、同項第2号中「工事用土地」を「工事に伴う土地」に改め、同項の次に次の1項を加える。

工務係

- (1) 天理駅周辺整備事業の実施設計に関する事。
- (2) 天理駅周辺整備事業の施行及び工事監督に関する事。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平成27年3月31日揭示済）

天理市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第19号

天理市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

天理市個人情報保護条例施行規則（平成16年 3 月天理市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「市民会館、」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市民会館条例施行規則（昭和48年 6 月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（職員）

第12条 会館に館長その他の職員を置く。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

天理市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第21号

天理市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

天理市予算の編成及び執行に関する規則（昭和40年11月天理市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市民会館長、」及び「、文化センター所長」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 掲示済)

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第22号

予算の執行権委任規則の一部を改正する規則

予算の執行権委任規則（昭和40年 5 月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

社会教育費	社会教育総務費
	文化財保護費
	公民館費
	図書館費
	文化センター費
	教育総合センター費
保健体育費	教育キャンプ場費
	保健体育総務費
	体育施設管理費

を

「

社会教育費	社会教育総務費
	文化財保護費
	公民館費
	図書館費
	教育総合センター費
	教育キャンプ場費

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月 31 日 掲 示 済)

天理市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第23号

天理市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

天理市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年 8 月天理市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第11条中「市民部保険医療課」を「くらし文化部保険医療課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月 31 日 掲 示 済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第24号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「市民会館長、」及び「、文化センター所長」を削る。

第17条の次に次の 1 条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第17条の 2 市長は、法第231条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、また同様とする。

(1) 指定代理納付者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）

(2) 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項

別表第 1 中

「

市長公室市民協働推進課	課長	市長公室市民協働推進課	(現) 協働推進係長及び係員
市民会館	館長	市民会館	(現) 次長
総務部総務課	課長	総務部総務課	(現) (物) 文書行政係長及び係員 (現) 総務係長及び係員
		総務部総務課入札審査室	(現) 審査係長及び係員

」

を

「

市長公室市民協働推進課	課長	市長公室市民協働推進課	(現) 協働推進係長及び係員
総務部総務課	課長	総務部総務課	(現) (物) 文書行政係長及び係員 (現) 総務係長及び係員
総務部総務課入札審査室	担当課長	総務部総務課入札審査室	(現) 審査係長及び係員
総務部財政課	課長	総務部財政課	(現) 財政係長及び係員

」に、

「

市民部市民課	課長	市民部市民課	(現) 市民係長及び
--------	----	--------	------------

			係員
市民部保険医療課	課長	市民部保険医療課	(現) 給付係長及び係員 (現) 保険料賦課係長及び係員 (現) 保険料徴収係長及び係員 (現) 福祉医療係長及び係員
市民部男女共同参画課	課長	市民部男女共同参画課	(現) 男女共同参画係長及び係員

を

くらし文化部市民課	課長	くらし文化部市民課	(現) 市民係長及び係員
くらし文化部保険医療課	課長	くらし文化部保険医療課	(現) いきいき健康係長及び係員 (現) 保険料賦課係長及び係員 (現) 保険料徴収係長及び係員 (現) 福祉医療係長及び係員
くらし文化部男女共同参画課	課長	くらし文化部男女共同参画課	(現) 男女共同参画係長及び係員

に、

コミュニティセンター	所長	コミュニティセンター	(現) コミュニティ係長及び係員 (現) 児童館係長及び係員
健康福祉部社会福祉課	課長	健康福祉部社会福祉課	(現) 障害福祉係長 (現) 厚生係長
健康福祉部介護福祉課	課長	健康福祉部介護福祉課	(現) 高齢福祉係長 (現) 給付係長及び係員

を

コミュニティセンター	所長	コミュニティセンター	(現) コミュニティ係長及び係員 (現) 児童館係長及び係員
くらし文化部文化振興課	課長	文化センター 市民会館	(現) 文化振興係長及び係員
くらし文化部スポーツ振興課	課長	くらし文化部スポーツ振興課	(現) スポーツ振興係長及び係員
健康福祉部社会福祉課	課長	健康福祉部社会福祉課	(現) 厚生係長 (現) 地域福祉係長
健康福祉部介護福祉課	課長	健康福祉部介護福祉課	(現) 給付係長及び係員
		健康福祉部介護福祉課 地域包括ケア推進室	(現) 地域包括ケア推進係長

に、

建設部監理課	課長	建設部監理課	(現) 管理係長及び係員
建設部監理課 地籍調査推進室	担当課長	建設部監理課地籍調査推進室	(現) 推進係長及び係員

を

建設部監理課	課長	建設部監理課	(現) 管理係長及び係員 (現) 地籍調査係長及び係員
--------	----	--------	--------------------------------

に、

教育委員会事務局生涯学習課	課長	教育委員会事務局生涯学習課	(現) 生涯学習係長 (現) 教育推進係長
		公民館	(現) 公民館長
教育委員会事務局市民体育課	課長	教育委員会事務局市民体育課	(現) 社会体育係長及び係員
教育委員会事務局文化財課	課長	教育委員会事務局文化財課	(現) (物) 文化財係長
文化センター	所長	文化センター	(現) 次長

を

教育委員会事務局生涯学習課	課長	教育委員会事務局生涯学習課	(現) 生涯学習係長 (現) 教育推進係長
		公民館	(現) 公民館長
教育委員会事務局文化財課	課長	教育委員会事務局文化財課	(現) (物) 文化財係長

に改める。

別表第2中

市民協働推進課長	ボランティアセンターに係る徴収金の収納	(現) 協働推進係長及び係員
市民会館長	市民会館の使用料の収納	(現) 次長
総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納 資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	(現) (物) 文書行政係長及び係員
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 総務係長及び係員
	所管に係る徴収金の収納	(現) 審査係長及び係員

を

市民協働推進課長	ボランティアセンターに係る徴収金の収納	(現) 協働推進係長及び係員
	所管に係る手数料の収納	
総務課長	天理市情報公開条例及び天理市個人情報保護条例に基づく公文書の写し	(現) (物) 文書行政係長及び係員

	の作成及び送付に要する費用の収納 資産等報告書等の写しの作成に要する費用の収納	
	郵便切手等の出納及び保管	
	公有財産、財産区財産等に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 総務係長及び係員
総務課入札審査室担当課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 審査係長及び係員
財政課長	寄付金の収納	(現) 財政係長及び係員

に改め、同表保険医療課長の項中「給付係長」を「いきいき健康係長」に改め、同表中

コミュニティセンター所長	コミュニティセンターの使用料の収納	(現) コミュニティ係長及び係員
	児童館の行事参加料の収納	(現) 児童館係長及び係員

を

コミュニティセンター所長	コミュニティセンターの使用料の収納	(現) コミュニティ係長及び係員
	児童館の行事参加料の収納	(現) 児童館係長及び係員
文化振興課長	文化センターの使用料の収納	(現) 文化振興係長及び係員
	市民会館の使用料の収納	
スポーツ振興課長	所管に係る徴収金の収納	(現) スポーツ振興係長及び係員

に、

社会福祉課長	災害援護資金貸付金及びその附帯金の収納	(現) 障害福祉係長
	所管に係る徴収金の収納	(現) 厚生係長

を

社会福祉課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 厚生係長
	災害援護資金貸付金及びその附帯金の収納	(現) 地域福祉係長

に改め、同表介護福祉課長の項中「高齢福祉係長」を「地域包括ケア推進係長」

に改め、同表中

監理課長	道路占用料、法定外公共物占用料並びに所管に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 管理係長及び係員
監理課地籍調査推進室担当課長	地籍調査の成果の写しの交付及び証明に係る手数料の収納	(現) 推進係長及び係員

を

監理課長	道路占用料、法定外公共物占用料並びに所管に係る手数料及び徴収金の収納	(現) 管理係長及び係員
	地籍調査の成果の写しの交付及び証明に係る手数料の収納	(現) 地籍調査係長及び係員

に、
「

生涯学習課長	市立公民館の使用料の収納	(現) 公民館長及び生涯学習係長
	所管に係る徴収金の収納	(現) 教育推進係長
市民体育課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 社会体育係長及び係員
文化財課長	天理市史の頒布代金の収納	(現) (物) 文化財係長
	天理市史の保管	
文化センター所長	文化センターの使用料の収納	(現) 次長

」

を
「

生涯学習課長	市立公民館の使用料の収納	(現) 公民館長及び生涯学習係長
	所管に係る徴収金の収納	(現) 教育推進係長
文化財課長	天理市史の頒布代金の収納	(現) (物) 文化財係長
	天理市史の保管	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月 31 日 掲示 済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項中第 8 号から第11号までを次のように改める。

8	福祉医療事務 専用市長印	8	てん書	方20	1	同上（医療証・ 受給資格証用）	保険医療課
9	市民会館事務 専用市長印	9	てん書	方20	1	同上（市民会館 事務用）	市民会館
10	火葬場事務専 用市長印	10	てん書	方20	1	同上（火葬場事 務用）	環境政策課
11	介護保険事務 専用市長印	11	てん書	方20	1	同上（介護保険 事務用）	介護福祉課

別表第 1 第 4 項中第 8 号から第12号までを次のように改める。

8	福祉医療事務 専用市長職務 代理者印	8	てん書	方20	1	同上（医療証・ 受給資格証用）	保険医療課
9	市民会館事務 専用市長職務 代理者印	9	てん書	方20	1	同上（市民会館 事務用）	市民会館
10	火葬場事務専 用市長職務代 理者印	10	てん書	方20	1	同上（火葬場事 務用）	環境政策課
11	介護保険事務 専用市長職務 代理者印	11	てん書	方20	1	同上（介護保険 事務用）	介護福祉課
12	市長職務代理 者認印	12	てん書	小判形 縦8、横6	1	戸籍、住民基本 台帳カード及び	市民課

						特別永住者証明書・在留カード用	
		13	てん書	円形 直径 8	1	同上	市民課

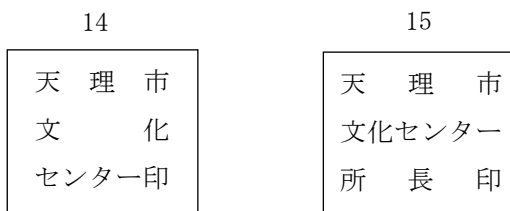
別表第 1 第 5 項中第 6 号から第13号までを次のように改める。

6	中央保育所 長印	6	てん書	方20	1	中央保育所長名 をもって発する 文書	児童福祉課
7	南保育所長 印	7	てん書	方20	1	南保育所長名を もって発する文 書	児童福祉課
8	山田保育所 長印	8	てん書	方20	1	山田保育所長名 をもって発する 文書	児童福祉課
9	北保育所長 印	9	てん書	方20	1	北保育所長名を もって発する文 書	児童福祉課
10	嘉幡保育所 長印	10	てん書	方20	1	嘉幡保育所長名 をもって発する 文書	児童福祉課
11	やまだこども 園長印	11	てん書	方20	1	やまだこども園 長名をもって発 する文書	児童福祉課
12	市民会館印	12	てん書	方24	1	市民会館名をも って発する文書	市民会館
13	消防団長印	13	てん書	方20	1	消防団長名をも って発する文書	防災課

別表第 1 第 5 項に次の 2 号を加える。

14	文化センタ ー印	14	てん書	方25	1	文化センター名 をもって発する 文書	文化振興課
15	文化センタ ー所長印	15	てん書	方25	1	文化センター所 長名をもって発 する文書	文化振興課

別表第 2 第 5 項に次の 2 号を加える。



附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月 31 日 掲 示 済)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年 3 月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第 1 条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第 5 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

様式第 6 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第 7 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 5 月29日から施行する。

（平成27年 3 月31日掲示済）

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成25年 3 月天理市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、平成27年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令 甲

天理市訓令甲第 2 号

天理市職員服務規程（平成 6 年 3 月天理市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 8 条の見出し中「退庁」を「退勤」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

職員は、出勤したとき又は退勤するときは、出退勤システム（電磁的記録により職員の出勤時間及び退勤時間その他服務に係る記録又は届出を行うシステムをいう。以下同じ。）により自ら出勤時間又は退勤時間を記録しなければならない。

第 8 条第 2 項中「退庁」を「退勤」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、出退勤システムにより出退勤時間を記録することが困難な職員（以下「出退勤システム対象外職員」という。）は、出勤したとき、又は退勤するときは、タイムレコーダーによりタイムカード（様式第 7 号）に自ら打刻しなければならない。ただし、タイムレコーダーを設置していない職場にあっては、出勤表（様式第 8 号）に自ら押印しなければならない。

第 9 条第 1 項及び第11条第 1 項中「所属長」を「システム対象外職員が所属する所属長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 3 号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成 4 年 6 月天理市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 1 条中「給与」を「賃金等」に改める。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 7 条中「定数内職員」を「天理市職員定数条例（昭和31年 4 月天理市条例第10号）第 1 条に定める職員（以下「定数内職員」という。）」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 4 号

天理市事務処理規程（昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第 2 条第 8 号中「市民会館、」を削り、同条第 9 号中「市民会館長、」を削る。

別表 1 備考中「室」を「室及びまちづくり事業課工務係」に改める。

別表 2 総合政策課企画室の項中

「

広域行政の調査及び研究	広域行政の調査及び研究に関すること。	
-------------	--------------------	--

を

」

「

広域行政の調査及び研究	広域行政の調査及び研究に関すること。	
総合教育会議	総合教育会議に関すること。	

に改め、

」

同表市民会館の項を削り、同表総務課の項中

「

総務課	文書管理
	市公報の発行
	市例規集の整理
	財産管理
	庁舎管理
	国勢調査
	物品の購入等の供給決定及び支出負担行為兼支出命令
	不用品の処分
	物品の規格及び単価表
	入札資格審査
	不正行為の排除
	建設工事の検査員の選定

を

「

総務課	文書管理
	市公報の発行
	市例規集の整理
	財産管理
	庁舎管理
	国勢調査
	物品の購入等の供給決定及び支出負担行為兼支出命令
	不用品の処分
	物品の規格及び単価表
	入札資格審査
総務課 入札審査室	不正行為の排除
	建設工事の検査員の選定

に改め、

」

同表コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

文化振興課	文化センター及び市民会館の事業の企画及び推進	文化センター及び市民会館の事業の企画及び推進に関すること。	
	文化センター及び市民会館の事業の		文化センター及び市民会館の事業の調

	調査及び研究		査及び研究に関する こと。
	文化センター及び 市民会館の使用許 可		文化センター及び市 民会館の使用許可に関 すること。
	文化センター及び 市民会館の使用料 の減免	文化センター及び市民会 館の使用料の減免に関す ること。	
ス ポ ー ツ 振 興 課	社会体育の推進指 導及び助言	社会体育の推進指導及び 助言に関すること。	軽易な社会体育の 推進指導及び助言に 関すること。
	スポーツ施設の管 理及び運営	スポーツ施設の管理及び 運営に関すること。	
	体育施設及び有料 公園施設の使用料 の減免	体育施設及び有料公園施 設の使用料の減免に関す ること。	

別表 2 監理課の項中

監理課	道路占用許可	を	監理課	道路占用許可	に改め、
	道路占用料の減免			道路占用料の減免	
	法定外公共物占 用許可			法定外公共物占 用許可	
	法定外公共物占 用料の減免			法定外公共物占 用料の減免	
	道路交通法に基 づく申請			道路交通法に基 づく申請	
	境界明示			境界明示	
	監理課 地籍調 査推進 室			地籍調査 証明書の発行	

同表まちづくり事業課の項を次のように改める。

ま ち づ く り 事 業 課	街路・公園事業の 調査及び設計	街路・公園事業の調査及 び設計に関すること。	
	工事の指導及び監 督		工事の指導及び監督 に関すること。
	道路交通法に基 づく申請		工事の施工に伴う 道路交通法に基づく 申請に関すること。
ま ち づ く り 事 業 課 工 務 係	天理駅周辺整備事 業の設計	天理駅周辺整備事業の設 計に関すること。	
	天理駅周辺整備事 業に係る工事の指 導及び監督		天理駅周辺整備事業 に係る工事の指導及び 監督に関すること。

別表 2 備考中「室」を「室及びまちづくり事業課工務係」に改める。

別表 3 業務課建設企画室の項中「業務課建設企画室」を「建設企画課」に改め、同表備考を削る。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1 日から施行する。

天理市訓令甲第 5 号

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月31日

天理市長 並 河 健

別表中「市民部長」を「危機管理監 暮らし文化部長」に、「議会事務局長」を「会計管理者 議会事務局長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

天理市訓令甲第 6 号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年 3月天理市訓令甲第 3号）の一部を次のように改正する。
平成27年 3月31日

別表中「市民部長」を「危機管理監 暮らし文化部長」に、「議会事務局長」を「会計管理者 議会事務局長」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

天理市長 並 河 健

告 示

(平成27年 3月 6日 掲示済)

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月 6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 3月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3月 6日から平成27年 5月 4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第 2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年 3月 9日 掲示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月 9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 3月 9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年3月9日から平成27年5月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年3月10日揭示済)

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年3月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年3月10日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年3月10日から平成27年5月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年3月11日揭示済)

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年3月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年3月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年3月11日から平成27年5月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年3月13日揭示済)

天理市告示第79号

野外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成27年3月13日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除去日	保管開始日	保管場所
1	三貴ホームサービス	はり紙	1	柳本町	H27. 3. 8	H27. 3. 8	市役所地下 駐車場
2	Bluect Fuarin	はり紙	2	福知堂町	H27. 3. 11	H27. 3. 11	
3	メモリーホーム	はり紙	1	前栽町			
4	不動産 (090-9548-9264)	立看板	1	田井庄町			
5	不動産	立看板	1	指柳町			
6	エイトホーム	のぼり	1	長柄町			
7	ヒーリングサロン 風と水の森	のぼり	4	乙木町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743 - 63 - 1001 (内線330)

(平成27年 3 月13日 掲示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3 月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3 月13日から平成27年 5 月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4 月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3 月16日 掲示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3 月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3 月16日から平成27年 5 月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4 月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3月17日 揭示済)

天理市告示第82号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3月17日から平成27年 5月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3月18日 揭示済)

天理市告示第83号

平成27年 3月18日付で議決のあった平成26年度天理市一般会計補正予算（第5号）、平成26年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成26年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）、平成26年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成26年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）、平成26年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成27年 3月18日

天理市長 並 河 健

平成26年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成26年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,686,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		7,394,278	126,595	7,520,873
	1 市民税	3,000,735	109,762	3,110,497
	4 市たばこ税	446,587	16,833	463,420
10 地方交付税		5,545,591	8,881	5,554,472
	1 地方交付税	5,545,591	8,881	5,554,472
14 国庫支出金		3,579,687	125,599	3,705,286
	1 国庫負担金	2,821,445	△33,194	2,788,251
	2 国庫補助金	738,930	158,793	897,723
15 県支出金		1,589,579	△27,988	1,561,591

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 果負担金	1,064,389	△6,876	1,057,513
	2 果補助金	380,340	△21,112	359,228
15 財産収入		95,711	△35,833	59,878
	1 財産運用収入	92,362	△35,833	56,529
18 繰入金		663,594	3,444	667,038
	1 基金繰入金	644,742	2,366	647,108
	2 特別会計繰入金	8,852	1,078	9,930
20 諸収入		349,357	27,883	377,240
	5 雑入	175,515	27,883	203,398
21 市債		1,842,600	102,100	1,944,700
	1 市債	1,842,600	102,100	1,944,700

歳入合計	24,355,918	330,681	24,686,599
------	------------	---------	------------

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,497,181	333,651	2,830,832
	1 総務管理費	1,945,297	333,651	2,278,948
3 民生費		9,726,009	64,259	9,790,268
	1 社会福祉費	4,410,349	118,692	4,529,041
	2 児童福祉費	4,136,883	△54,433	4,082,450
4 衛生費		1,593,658	4,892	1,598,450
	1 保健衛生費	600,936	4,892	605,828
6 農林費		263,309	△3,100	260,209
	1 農業費	245,406	△3,100	242,306
8 土木費		2,944,638	△120,895	2,823,743

	2 道路橋りょう費	265,857	△8,591	257,266
	3 河川費	117,472	△10,000	107,472
	4 都市計画費	2,248,933	△99,534	2,149,399
	5 住宅費	164,639	△2,770	161,869
10 教育費		3,074,755	71,950	3,146,705
	1 教育総務費	377,970	71,950	449,920
12 公債費		2,762,895	△20,240	2,742,655
	1 公債費	2,762,895	△20,240	2,742,655
13 諸支出金		16,556	164	16,720
	1 公営企業費	16,556	164	16,720
歳 出 合 計		24,355,918	330,681	24,686,599

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
天理市福祉センター管理事業	平成26年度から平成27年度まで	千円 22,721

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	市街化活性化事業	千円 1,080
		地域住民生活等緊急支援事業	202,483
6 農林費	1 農業費	諸土地改良事業	5,000
7 商工費	1 商工費	観光物産センター整備事業	6,400
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路修繕事業	7,468
		道路新設改良事業	12,415
	3 河川費	河川改修事業	57,204
	4 都市計画費	都市計画街路事業	66,878
		公園施設整備事業	16,300
		天理駅前広場等整備事業	6,652

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 住宅費	住宅管理事業	1,206 <small>千円</small>
		耐震対策緊急促進事業	29,311
10 教育費	1 教育総務費	地域住民生活等緊急支援事業	12,802
	5 社会教育費	公民館施設整備事業	17,172

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 9,600	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	千円 6,400	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ
河川整備事業	36,000				24,000			
都市計画街路事業	50,500				28,300			
都市計画公園事業	10,800				8,600			
中学校整備事業	2,000				2,300			
退職手当債	114,300				255,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説 明
				区 分	金 額 千円	
2 法人	381,309	109,762	491,071	1 現年課税分	109,762	
計	3,000,735	109,762	3,110,497			

平成26年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,354,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,338,443	△8,538	2,329,905
	1 国庫負担金	1,796,135	△8,538	1,787,597
6 県支出金		366,227	△8,538	357,689
	1 県負担金	51,082	△8,538	42,544
9 繰入金		611,901	145,101	757,002
	1 他会計繰入金	466,061	145,101	611,152
歳入合計		7,226,095	128,025	7,354,120

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		179,545	333	179,878
	1 総務管理費	133,649	333	133,982
7 共同事業拠出金		835,804	△18,591	817,213
	1 共同事業拠出金	835,804	△18,591	817,213
9 基金積立金		150	145,869	146,019
	1 基金積立金	150	145,869	146,019
11 諸支出金		349,426	414	349,840
	1 償還金及び還付加算金	349,066	414	349,480
歳出合計		7,226,095	128,025	7,354,120

平成26年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,715,414千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,074,672	2,921	1,077,593
	2 国庫補助金	256,919	2,921	259,840
8 繰入金		761,901	3,883	765,784
	1 他会計繰入金	631,483	3,883	635,366
歳 入 合 計		4,708,610	6,804	4,715,414

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		55,721 <small>千円</small>	6,804 <small>千円</small>	62,525 <small>千円</small>
	1 総務管理費	5,441	5,670	11,111
	3 介護認定審査会費	38,890	1,134	40,024
歳 出 合 計		4,708,610	6,804	4,715,414

平成26年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成26年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ659,771千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		178,675	△3,607	175,068
	1 他会計繰入金	178,675	△3,607	175,068
4 繰越金		1	1,078	1,079
	1 繰越金	1	1,078	1,079
歳入合計		662,300	△2,529	659,771

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		635,507	△3,607	631,900
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	635,507	△3,607	631,900
4 諸支出金		2,005	1,078	3,083
	2 繰出金	0	1,078	1,078
歳出合計		662,300	△2,529	659,771

平成26年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成26年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,523千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 2,770	千円 △2,770	千円 0
	1 他会計繰入金	2,770	△2,770	0
2 繰越金		1,047	4,202	5,249
	1 繰越金	1,047	4,202	5,249
3 諸収入		13,730	1,444	15,174
	1 雑入	13,730	1,444	15,174
歳 入 合 計		27,647	2,876	30,523

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		25,601	2,876	28,477
	1 公債費	25,601	2,876	28,477
歳 出 合 計		27,647	2,876	30,523

平成26年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,755千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ428,745千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		65,450	△22,389	43,061
	1 国庫補助金	65,450	△22,389	43,061
3 保留地処分金		200,000	5,028	205,028
	1 保留地処分金	200,000	5,028	205,028
4 繰入金		119,318	△43,334	75,984
	1 他会計繰入金	119,318	△43,334	75,984
5 繰越金		100	27,940	28,040
	1 繰越金	100	27,940	28,040
7 市債		96,600	△20,000	76,600

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	96,600	△20,000	76,600
歳入合計		481,500	△52,755	428,745

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		469,215	△52,755	416,460
	1 土地区画整理事業費	469,215	△52,755	416,460
歳 出 合 計		481,500	△52,755	428,745

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	277,340

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円				千円			
	96,600	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	76,600	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

- 6 -

09-0001

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 土地区画整理事業費国庫補助金	千円 65,450	千円 △22,389	千円 43,061	1 土地区画整理事業費補助金	千円 △22,389	社会資本整備総合交付金(区画整理)
計	65,450	△22,389	43,061			

(平成27年 3月18日 揭示済)

天理市告示第84号

平成27年 3月18日付で議決のあった平成27年度天理市一般会計予算、平成27年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成27年度天理市介護保険特別会計予算、平成27年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成27年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成27年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成27年度天理市水道事業会計予算及び平成27年度天理市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成27年 3月18日

天理市長 並 河 健

平成27年度天理市一般会計予算

平成27年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		7,368,900 千円
	1 市民税	3,033,795
	2 固定資産税	3,272,051
	3 軽自動車税	131,085
	4 市たばこ税	431,175
	5 都市計画税	500,794
2 地方譲与税		150,000
	1 地方揮発油譲与税	47,000
	2 自動車重量譲与税	103,000

款	項	金額
3 利子割交付金		18,000 千円
	1 利子割交付金	18,000
4 配当割交付金		104,000
	1 配当割交付金	104,000
5 株式等譲渡所得割交付金		49,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	49,000
6 地方消費税交付金		1,050,000
	1 地方消費税交付金	1,050,000
7 ゴルフ場利用税交付金		50,267
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,267
8 自動車取得税交付金		37,000

	1 自動車取得税交付金	37,000
9 地方特例交付金		33,900
	1 地方特例交付金	33,900
10 地方交付税		5,279,979
	1 地方交付税	5,279,979
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		302,431
	1 分担金	3,674
	2 負担金	298,757
13 使用料及び手数料		375,411
	1 使用料	196,618

款	項	金額
	2 手数料	178,793 千円
14 国庫支出金		4,034,759
	1 国庫負担金	2,952,515
	2 国庫補助金	1,064,696
	3 委託金	17,548
15 県支出金		1,828,948
	1 県負担金	1,061,283
	2 県補助金	584,464
	3 委託金	163,201
16 財産収入		86,330
	1 財産運用収入	82,981

	2 財産売却収入	3,349
17 寄附金		953,000
	1 寄附金	953,000
18 繰入金		823,660
	1 基金繰入金	823,660
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		306,815
	1 延滞金加算金及び過料	7,200
	2 市預金利子	716
	3 貸付金元利収入	9,476
	4 受託事業収入	145,945

款	項	金額
	5 雑入	143,478 千円
21 市債		3,707,600
	1 市債	3,707,600
歳入合計		26,770,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		305,305 千円
	1 議会費	305,305
2 総務費		2,807,307
	1 総務管理費	2,203,322
	2 徴税費	287,666
	3 戸籍住民基本台帳費	164,677
	4 選挙費	89,885
	5 統計調査費	39,523
	6 監査委員費	22,234
3 民生費		9,726,616

款	項	金 額
	1 社会福祉費	4,156,647 千円
	2 児童福祉費	4,359,517
	3 生活保護費	1,209,901
	4 災害救助費	551
4 衛生費		2,273,108
	1 保健衛生費	1,318,006
	2 清掃費	955,102
5 労働費		14,500
	1 労働諸費	14,500
6 農林費		411,743
	1 農業費	385,683

	2 林業費	26,060
7 商工費		353,028
	1 商工費	353,028
8 土木費		3,391,819
	1 土木管理費	137,115
	2 道路橋りょう費	382,467
	3 河川費	59,471
	4 都市計画費	2,726,747
	5 住宅費	86,019
9 消防費		864,778
	1 消防費	864,778
10 教育費		3,951,106

款	項	金額
	1 教育総務費	341,626 <small>千円</small>
	2 小学校費	2,312,548
	3 中学校費	244,997
	4 幼稚園費	573,355
	5 社会教育費	478,580
11 災害復旧費		22,667
	1 公共土木施設災害復旧費	12,064
	2 農林業施設災害復旧費	10,603
12 公債費		2,621,463
	1 公債費	2,621,463
13 諸支出金		16,560

	1 公営企業費	16,560
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		26,770,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
非常備消防自動車購入事業	平成27年度から平成28年度まで	16,416 <small>千円</small>
ごみ収集運搬等業務委託事業	平成27年度から平成32年度まで	1,666,209
天理駅前広場等整備事業	平成27年度から平成28年度まで	720,047
前栽小学校整備事業	平成27年度から平成28年度まで	266,256

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
保育所施設整備事業	15,400	証書借入れ又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
保健衛生施設整備事業	780,700			
農業農村整備事業	78,800			
商工観光施設整備事業	64,800			
道路整備事業	70,700			
都市計画街路事業	42,000			
都市計画公園事業	10,800			
駅前広場等整備事業	279,900			
消防防災設備整備事業	8,400			
小学校整備事業	1,211,000			
中学校整備事業	5,200			
退職手当債	145,000			
臨時財政対策債	994,900			
計	3,707,600			

平成27年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成27年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,792,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,383,759 千円
	1 国民健康保険料	1,383,759
2 使用料及び手数料		380
	1 手数料	380
3 国庫支出金		2,383,927
	1 国庫負担金	1,813,029
	2 国庫補助金	570,898
4 療養給付費交付金		321,982
	1 療養給付費交付金	321,982

款	項	金額
5 前期高齢者交付金		1,169,772 千円
	1 前期高齢者交付金	1,169,772
6 県支出金		378,276
	1 県負担金	50,617
	2 県補助金	327,659
7 共同事業交付金		1,672,568
	1 共同事業交付金	1,672,568
8 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
9 繰入金		459,812
	1 他会計繰入金	459,812

10 繰越金		14,157
	1 繰越金	14,157
11 諸収入		7,963
	1 延滞金及び過料	800
	2 市預金利息	1
	3 雑入	7,162
歳 入 合 計		7,792,600

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		153,760 千円
	1 総務管理費	127,498
	2 徴収費	25,799
	3 運営協議会費	463
2 保険給付費		4,417,190
	1 療養諸費	3,866,723
	2 高額療養費	496,347
	3 移送費	94
	4 出産育児諸費	50,426
	5 葬祭諸費	3,600

3 後期高齢者支援金等		983,817
	1 後期高齢者支援金等	983,817
4 前期高齢者納付金等		784
	1 前期高齢者納付金等	784
5 老人保健拠出金		42
	1 老人保健拠出金	42
6 介護納付金		418,393
	1 介護納付金	418,393
7 共同事業拠出金		1,741,969
	1 共同事業拠出金	1,741,969
8 保健事業費		66,830
	1 特定健康診査等事業費	53,625

款	項	金額
	2 保健事業費	13,205 <small>千円</small>
9 基金積立金		4
	1 基金積立金	4
10 公債費		1,250
	1 一般公債費	1,250
11 諸支出金		7,561
	1 償還金及び還付加算金	7,201
	2 特例措置対象被保険者療養費	360
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		7,792,600

平成27年度天理市介護保険特別会計予算

平成27年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,685,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 介護保険料		1,017,375 千円
	1 介護保険料	1,017,375
2 分担金及び負担金		1,578
	1 負担金	1,578
3 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
4 国庫支出金		1,103,209
	1 国庫負担金	822,225
	2 国庫補助金	280,984

10 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利息	1
	3 雑入	3
歳 入 合 計		4,685,000

歳 出

表	項	金 額
1 総務費		58,170 千円
	1 総務管理費	10,589
	2 徴収費	7,733
	3 介護認定審査会費	39,651
	4 介護保険事業推進費	197
2 保険給付費		4,517,687
	1 介護サービス等諸費	3,925,179
	2 介護予防サービス等諸費	310,014
	3 その他諸費	5,565
	4 高額介護サービス等費	92,038

	5 高額医療合算介護サービス等費	15,000
	6 特定入所者介護サービス等費	169,891
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		72,966
	1 介護予防事業費	14,894
	2 包括的支援事業・任意事業費	58,071
5 基金積立金		35,227
	1 基金積立金	35,227
6 諸支出金		950
	1 償還金及び還付加算金	950
歳 出 合 計		4,685,000

平成27年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ669,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		472,996 千円
	1 後期高齢者医療保険料	472,996
2 使用料及び手数料		33
	1 手数料	33
3 繰入金		181,156
	1 他会計繰入金	181,156
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 雑収入		15,314

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	2,050
	3 市預金利子	1
	4 雑入	13,261
歳 入 合 計		669,500

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		12,084 千円
	1 総務管理費	9,883
	2 徴収費	2,201
2 後期高齢者医療広域連合納付金		641,030
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	641,030
3 保健事業費		14,336
	1 健康保持増進事業費	14,336
4 諸支出金		2,050
	1 借入金及び還付加算金	2,050
歳 出 合 計		669,500

平成27年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成27年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		2,271 千円
	1 他会計繰入金	2,271
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸取入		11,929
	1 雑入	11,929
歳入合計		15,200

歳出

款	項	金額
1 住宅新築資金等貸付事業費		1,945 千円
	1 総務管理費	1,945
2 公債費		13,255
	1 公債費	13,255
歳出合計		15,200

平成27年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成27年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		31,250 千円
	1 国庫補助金	31,250
2 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
3 保留地処分金		37,751
	1 保留地処分金	37,751
4 繰入金		108,467
	1 他会計繰入金	108,467
5 繰越金		100

款	項	金額
	1 繰越金	100 千円
6 諸収入		2
	1 市預金利息	1
	2 雑入	1
7 市債		47,400
	1 市債	47,400
歳 入 合 計		225,000

歳 出

款	項	金額
1 上地区画整理事業費		207,527 千円
	1 上地区画整理事業費	207,527
2 公債費		17,273
	1 公債費	17,273
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		225,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円 47,400	証書借入れ又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの とする。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えることができる。
計	47,400			

平成27年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	23,718 戸
(2) 年間総有収水量	8,715,622 m ³
(3) 一日平均有収水量	23,878 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管整備事業等 573,211 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,454,176 千円
第1項 営業収益	2,307,455 千円
第2項 営業外収益	146,719 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	2,279,549 千円
第1項 営業費用	2,134,797 千円
第2項 営業外費用	143,528 千円
第3項 特別損失	224 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額837,186千円は、減債積立金163,256千円、過年度分損益勘定留保資金635,734千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,196千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 水道事業資本的収入	375,855 千円
第1項 負担金	13,766 千円
第2項 分担金	50,409 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補助金	11,670 千円
第5項 投資償還金	300,000 千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	1,213,041 千円
第1項 建設改良費	619,334 千円
第2項 企業債償還金	293,707 千円
第3項 投資	300,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 285,446 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,559千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、32,920千円と定める。

平成27年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排 水 戸 数 20,270 戸
- (2) 年 間 総 排 水 量 8,194,787 m³
- (3) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 管渠整備事業等 201,786 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,054,230 千円
第1項 営業収益	1,347,474 千円
第2項 営業外収益	1,706,755 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	2,636,939 千円
第1項 営業費用	2,123,823 千円
第2項 営業外費用	512,051 千円
第3項 特別損失	65 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,399,799千円は、過年度分損益勘定留保資金836,205千円、当年度分損益勘定留保資金552,512千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,082千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 下水道事業資本的収入	431,965 千円
第1項 負 担 金	19,266 千円
第2項 補 助 金	399,770 千円
第3項 長期貸付金回収金	2,929 千円
第4項 その他資本的収入	10,000 千円
支 出	
第1款 下水道事業資本的支出	1,831,764 千円
第1項 建 設 改 良 費	286,193 千円
第2項 長 期 貸 付 金	10,000 千円
第3項 企 業 債 償 還 金	1,532,625 千円
第4項 その他資本的支出	2,946 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 128,078 千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,619,063千円である。

(平成27年 3月18日 掲示済)

天理市告示第85号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3月18日から平成27年 5月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3月19日 掲示済)

天理市告示第86号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 3月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 3月19日 掲示済)

天理市告示第87号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 3月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 3月19日 掲示済)

天理市告示第88号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3月19日から平成27年 5月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3月20日 揭示済)

天理市告示第89号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 3月20日 揭示済)

天理市告示第90号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3月20日から平成27年 5月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3月23日 揭示済)

天理市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、和爾町市場自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 3月23日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市樽町5 2 6番地 2 植田 和敏
 変更後 代表者 天理市和爾町1166番地 松岡 信之
 変更年月日 平成27年 3月 8日

(平成27年 3月23日 掲示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3月23日から平成27年 5月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3月24日 掲示済)

天理市告示第93号

天理市一般廃棄物の取扱いに係る月払手数料の徴収に関する事務取扱要綱（平成20年10月天理市告示第307号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月24日

天理市長 並 河 健

第3条第1号中「という。）」の次に「又は規則第13条第3項に規定する一般廃棄物搬入指示書（以下「指示書」という。）」の交付」を加え、同条第2号中「許可」の次に「又は指示書の交付」を加える。

第5条中「許可」の次に「又は指示書の交付」を加える。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平成27年 3月24日 掲示済)

天理市告示第94号

平成27年 3月24日

天理市長 並 河 健

次の自動車臨時運行許可番号標は失効したので告示する。

記

自動臨時運行許可 番号標番号	失効年月日	失効理由	備 考
奈2 1-8 0	平成2 7年 3月 2 4日	返納意思なし	
奈2 1-8 7			
奈2 1-7 2			
奈2 1-6 9			
奈2 1-9 2			
奈2 1-9 6			
奈2 1-7 7			
奈2 1-6 2			
奈2 2-3 5			
奈2 1-9 8			

(平成27年 3 月 24 日 掲 示 済)

天理市告示第95号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月 24 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3 月 24 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3 月 24 日から平成27年 5 月 22 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4 月以降、毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3 月 25 日 掲 示 済)

天理市告示第96号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月 25 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3 月 25 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3 月 25 日から平成27年 5 月 23 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4 月以降、毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3 月 25 日 掲 示 済)

天理市告示第97号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、和爾町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年 3 月 25 日

天理市長 並 河 健

変更する告示事項 区域の変更

変更の内容

(変更前)

第3条(区域)

本会の範囲区域は和爾町及び檜町521-3、526-2、527-2、534-2、535-3、536-1、598-1、598-2、601-1、601-2、601-3、611-1、615-1、樺本町2553-3、2555、2770-54、2852-5、までの区域とする。

(変更後)

第3条(区域)

本会の範囲区域は和爾町及び檜町521-3、526-2、527-2、534-2、535-3、536-1、598-1、598-2、601-1、601-2、601-3、611-1、612、613、615-1、櫛本町2553-3、2555、2770-54、2852-5、森本町665-3までの区域とする。

附 則 この規約は許可のあった平成27年3月25日から施行する。

規約変更認可年月日 平成27年3月25日

(平成27年3月26日揭示済)

天理市告示第98号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、渋谷町市場自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年3月26日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市渋谷町403番地5 平岡 輝之
変更後 代表者 天理市渋谷町370番地 松本 吉一
変更年月日 平成27年4月1日

(平成27年3月26日揭示済)

天理市告示第99号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年3月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年3月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年3月26日から平成27年5月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年3月27日揭示済)

天理市告示第100号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年3月27日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成27年3月27日揭示済)

天理市告示第101号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年3月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3 月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3 月27日から平成27年 5 月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4 月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3 月27日揭示済)

天理市告示第102号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 3 月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3 月27日から平成27年 5 月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4 月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 3 月30日揭示済)

天理市告示第103号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 3 月30日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3 月30日から平成27年 5 月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4 月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年 3 月 31 日 掲 示 済)

天理市告示第104号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 3 月 31 日 掲 示 済)

天理市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、次の市道の路線を認定及び変更する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

記

路線認定の部

路線番号	路線名	起終点	主なる経過地	摘 要
755号	高瀬川西1号線	起点 県道福住横田線分岐 終点 櫛本町1167番地15先		
756号	中町天理団地19号線	起点 中町市道11号線分岐 終点 中町市道607号線合接		
757号	中町天理団地20号線	起点 中町10番地58先 終点 中町10番地71先		
758号	中町天理団地21号線	起点 中町10番地66先 終点 中町10番地63先		
759号	杉本西1号線	起点 杉本町市道11号線分岐 終点 杉本町市道32号線合接		
760号	平等坊北1号線	起点 平等坊町市道32号線分岐 終点 平等坊町26番地10先		
761号	杉本若葉4号線	起点 平等坊町市道697号線分岐 終点 平等坊町187番地6先		
762号	西井戸堂西1号線	起点 西井戸堂町市道20号線分岐 終点 西井戸堂町485番地5先		
763号	西井戸堂西2号線	起点 西井戸堂町476番地5先 終点 西井戸堂町476番地9先		
764号	西井戸堂西3号線	起点 西井戸堂町市道20号線分岐 終点 西井戸堂町市道21号線合接		
765号	長柄南1号線	起点 長柄町市道61号線分岐 終点 長柄町市道457号線合接		
766号	長柄南2号線	起点 長柄町市道61号線分岐		

		終点	長柄町435番地12先		
767号	前栽小学校北1号線	起点 終点	前栽町市道1号線分岐 前栽町250番地14先		
768号	前栽小学校北2号線	起点 終点	前栽町250番地18先 前栽町250番地22先		
769号	長柄北1号線	起点 終点	長柄町県道天理王寺線分岐 長柄町2092番地15先		
770号	長柄北2号線	起点 終点	長柄町2092番地26先 長柄町2092番地23先		

路線変更の部

路線番号	新旧	路線名	起終点	主なる経過地	摘要
655号	旧	勾田櫟本南線	起点 守目堂町市道73号線分岐 終点 守目堂町市道33号線合接		
	新	勾田櫟本南線	起点 御経野町市道154号線分岐 終点 守目堂町市道33号線合接		起点の変更

(平成27年 3月31日 掲示済)

天理市告示第106号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成27年 3月31日

天理市長 並 河 健

記

- 1 道路の種類
- 2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	摘 要
755号	高瀬川西1号線	櫟本町1174番1先 (県道福住横田線分岐) から 櫟本町1167番地15先まで	6.00～ 6.00	165.60	
756号	中町天理団地19号線	中町10番38先 (中町市道11号線分岐) から 中町10番33先 (中町市道607号線合接) ま で	6.00～ 6.00	99.52	
757号	中町天理団地20号線	中町10番地58先から 中町10番地71先まで	6.00～ 6.00	168.16	
758号	中町天理団地21号線	中町10番地66先から 中町10番地63先まで	6.00～ 6.00	51.90	
759号	杉本西1号線	杉本町176番3先 (杉本町市道11号線分岐) から 杉本町176番9先 (杉本町市道32号線合接) まで	4.20～ 4.20	74.85	

760号	平等坊北1号線	平等坊町34番1先 (平等坊町市道32号線分岐) から 平等坊町26番地10先まで	4.00～ 6.65	297.39	
761号	杉本若葉4号線	平等坊町187番14先 (平等坊町市道697号線分岐) から 平等坊町187番地6先まで	6.00～ 6.90	168.43	
762号	西井戸堂西1号線	西井戸堂町476番3先 (西井戸堂町市道20号線分岐) から 西井戸堂町485番地5先まで	6.00～ 8.00	78.66	
763号	西井戸堂西2号線	西井戸堂町476番地5先から 西井戸堂町476番地9先まで	6.00～ 8.00	62.40	
764号	西井戸堂西3号線	西井戸堂町417番24先 (西井戸堂町市道20号線分岐) から 西井戸堂町422番16先 (西井戸堂町市道21号線合接) まで	6.00～ 6.00	99.76	
765号	長柄南1号線	長柄町435番25先 (長柄町市道61号線分岐) から 長柄町435番11先 (長柄町市道457号線合接) まで	6.00～ 6.30	125.12	
766号	長柄南2号線	長柄町435番16先 (長柄町市道61号線分岐) から 長柄町435番地12先まで	6.00～ 6.00	61.78	
767号	前栽小学校北1号線	前栽町250番5先 (前栽町市道1号線分岐) から 前栽町250番地14先まで	6.20～ 8.20	97.77	
768号	前栽小学校北2号線	前栽町250番地18先から 前栽町250番地22先まで	6.20～ 8.20	85.95	
769号	長柄北1号線	長柄町2092番4先 (長柄町県道天理王寺線分岐) から 長柄町2092号線15先まで	6.00～ 8.00	135.84	
770号	長柄北2号線	長柄町2092号線26先から 長柄町2092号線23先まで	6.00～ 8.00	38.10	
655号	勾田櫟本南線	御経野町51番1先 (御経野町市道154号線合接) から 守目堂町162番2先 (守目堂町市道33号線合接) まで	16.00 ～ 16.40	456.98	

- 3 供用開始の理由
道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため
- 4 供用開始年月日
平成27年3月31日

(平成27年 3 月 31 日 掲 示 済)

天理市告示第107号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

- 1 道路の種類 市道
- 2 供用開始の区間

路線 番号	路線名	変更の区間	新	最小 道路 幅員	最大 道路幅 員	実延長
			旧			
004	丹波市朝和線	丹波市町市道157号線分岐	新	3.05	10.90	2090.16
		佐保庄町市道720号線合接	旧	3.05	10.90	2090.96
020	天理王寺線	勾田町国道25号線分岐	新	8.00	24.80	3543.13
		嘉幡町国道24号線合接	旧	7.80	24.80	3543.13
021	東井戸堂庵治線	東井戸堂町市道706号線分岐	新	3.00	12.95	2533.37
		嘉幡町市道38号線合接	旧	2.80	12.95	2533.37
022	田井庄西長柄線	田井庄国道25号線分岐	新	2.30	20.10	3141.21
		西長柄町市道594号線合接	旧	2.30	20.10	3141.21
029	兵庫柳本線	兵庫町国道169号線分岐	新	2.78	7.75	2653.68
		柳本町桜井市界	旧	2.78	7.75	2653.68
032	前栽藤川線	前栽町県道天理環状線分岐	新	2.10	17.95	2134.40
		中町県道筒井二階堂線合接	旧	2.10	17.95	2134.40
035	上入田並松線	福住町国道25号線分岐	新	2.69	6.30	1674.50
		福住町県道針初瀬線合接	旧	2.69	6.30	1680.93
046	天理停車場南北線	田部町市道11号線分岐	新	15.90	20.00	786.70
		丹波市町国道25号線合接	旧	15.90	23.46	785.20
057	井戸堂浄法寺線	西井戸堂町県道天理環状線分岐	新	1.65	7.50	1846.88
		小島町田原本町界	旧	1.65	7.50	1846.88
061	長柄北桧垣線	長柄町市道47号線分岐	新	2.50	6.25	1834.57
		桧垣町市道175号線合接	旧	2.50	6.25	1834.57
073	杣之内東井戸堂線	杣之内町県道天理環状線分岐	新	2.50	7.15	1821.13
		東井戸堂町286番地1先	旧	2.50	7.15	1821.13
139	川原城竹之花線	川原城町国道25号線分岐	新	3.40	7.00	901.39
		別所町市道82号線合接	旧	3.40	7.00	801.30
142	中通南線	川原城町市道3号線分岐	新	3.45	4.50	242.90
		川原城町国道169号線合接	旧	3.50	4.50	242.60
153	勾田西線	勾田町市道4号線分岐	新	2.75	8.20	686.53
		勾田町市道73号線合接	旧	2.70	8.20	756.24
173	井戸堂吉田線	西井戸堂町市道57号線分岐	新	3.05	5.70	925.68
		吉田町市道24号線合接	旧	3.05	5.50	925.68
174	井戸堂線	西井戸堂町県道天理環状線分岐	新	2.00	3.70	557.64
		東井戸堂町市道22号線合接	旧	2.00	3.70	557.64
194	竹之内萱生線	竹之内町県道横川三昧田線分岐	新	1.80	10.60	1261.14
		萱生町市道315号線合接	旧	1.80	10.60	1261.14
204	福住小夫線	福住町国道25号線分岐	新	2.31	6.80	3129.94

		福住町桜井市界	旧	2.31	6.80	3129.94
247	東井戸堂線	西井戸堂町市道174号線分岐	新	2.80	5.05	250.93
		東井戸堂町市道21号線合接	旧	2.80	5.05	250.93
257	武蔵法貴寺線	武蔵町県道天理環状線分岐	新	4.40	9.70	507.34
		武蔵町市道515号線合接	旧	4.40	8.65	507.34
261	桧垣南北線	桧垣町県道天理環状線分岐	新	1.95	6.55	1253.06
		桧垣町桜井市界	旧	1.95	6.55	1253.06
413	指柳喜殿線	指柳町市道12号線分岐	新	2.20	7.20	826.19
		喜殿町県道天理環状線合接	旧	2.20	7.20	826.19
454	岩屋ヶ谷線	岩屋町市道715号線分岐	新	3.10	7.75	320.08
		岩屋町人家中	旧	3.10	7.75	320.08
457	長柄老田池線	兵庫町市道176号線分岐	新	5.50	8.50	1016.51
		長柄町市道47号線合接	旧	5.50	8.50	1016.51
607	中町天理団地4号線	中町市道32号線分岐	新	6.00	8.10	245.01
		小路町市道32号線合接	旧	6.00	6.05	245.01
630	中町天理団地10号線	中町市道607号線分岐	新	9.00	9.00	106.29
		二階堂上ノ庄町市道626号線合接	旧	6.00	9.00	106.29
666	勾田10号線	勾田町市道20号線分岐	新	5.95	6.75	157.65
		勾田町市道20号線合接	旧	5.95	6.75	163.09

3 供用開始年月日 平成27年 3月31日

(平成27年 3月31日 掲示済)

天理市告示第108号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 3月31日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 3月31日 掲示済)

天理市告示第109号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 3月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 3月31日から平成27年 5月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成27年 3 月31日 揭示済)

天理市告示第110号

家庭児童相談室設置要綱（昭和41年 4 月天理市告示第22号）の一部を次のように改正する。
平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

第3条を次のように改める。
(職員)

第3条 相談室に次の職員を置く。

- (1) 家庭児童相談員
- (2) 事務を行う職員
- 2 家庭児童相談員は、市長が任命する。
- 3 事務を行う職員は、健康福祉部の職員をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 揭示済)

天理市告示第111号

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱（平成 7 年 9 月天理市告示第56号）の全部を次のように改正する。
平成27年 3 月31日

天理市長 並 河 健

天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 精神障害者医療費助成事業（一般）（第8条—第19条）
- 第3章 精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）（第20条—第29条）
- 第4章 精神障害者医療費助成事業（精神通院）（第30条—第34条）
- 第5章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、精神障害者に対し医療費の一部を助成し、もって精神障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 この要綱において、「対象者」とは、次条各号に規定する事業により医療費の助成を受けることができる者をいう。

3 この要綱において、「助成金」とは、次条各号に規定する事業により対象者に支給する金額をいう。

4 この要綱において、「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局その他の者をいう。

(事業内容)

第3条 この要綱による事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 精神障害者医療費助成事業（一般）
- (2) 精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）
- (3) 精神障害者医療費助成事業（精神通院）

(譲渡又は担保の禁止)

第4条 助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第5条 偽りその他不正の手段によって助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることがで

きる。

(報告)

第7条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる事業により医療費の助成を受ける者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第2章 精神障害者医療費助成事業（一般）

(助成要件)

第8条 精神障害者医療費助成事業（一般）（以下「一般事業」という。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

- (1) 天理市内に住所を有する者（病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、天理市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に天理市に住所を変更したと認められる者を除く。）
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級である者
- (3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えない者
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として精神障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(住所地特例)

第9条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に天理市に住所を有していたと認められる者（天理市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は、前条第1項第1号に規定する天理市内に住所を有する者とみなす。

(適用除外)

第10条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、一般事業により医療費の助成を受けることができる者としなない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）により医療費の助成を受けることができる者
- (2) 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）により医療費の助成を受けることができる者
- (3) 天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月天理市条例第1号）により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第11条 一般事業による医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (4) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は国民健康保険法、社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円

(受給資格証の交付申請)

第12条 一般事業による医療費の助成を受けようとする者は、精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号。次条において「受給資格証交付申請書」という。）及び精神障害者医療費助成金（一般）支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第8条第1項第3号及び第4号に該当することを明らかにすることができる書類

- (2) 国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (3) 精神障害者保健福祉手帳
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた者にあつては、自立支援医療受給者証（精神通院）

2 市長は、前項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
（受給資格証の交付）

第13条 市長は、受給資格証交付申請書を受理した場合において、対象者に該当すると認めるときは、精神障害者医療費受給資格証（様式第3号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときは、その理由を付し、精神障害者医療費受給資格証交付申請却下通知書（様式第4号）を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する受給資格証交付申請書の提出がない場合においても対象者に該当すると認めるときは、受給資格証を交付することができるものとする。

3 受給資格証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給資格証の有効期間が満了した場合には、当該受給資格証をただちに市長に返還しなければならない。

4 受給者は、受給資格証を医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。
（受給資格証の更新申請等）

第14条 受給資格証の有効期間は、受給資格証交付の日から、同日以後最初の7月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限のいずれか早い日までとする。

2 受給者は、受給資格証の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格証の有効期限までに、精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号）に第12条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第12条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格証の更新申請があつた場合について準用する。

（受給資格証の再交付）

第15条 受給者は、受給資格証を破損し、又は紛失したときは、精神障害者医療費受給資格証再交付申請書（様式第5号）により市長に再交付を申請することができる。

2 受給資格証を破損した場合の前項の申請書には、当該受給資格証を添えなければならない。

3 受給者は、受給資格証の再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、ただちにこれを市長に返納しなければならない。

（支給方法）

第16条 一般事業による助成金の支給を受けようとする者は、精神障害者医療費助成金（一般）交付請求書（様式第6号）に領収書等自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が奈良県内の医療機関等で診療を受ける際に受給資格証を提示した場合において、当該医療機関等から提供される情報に基づき奈良県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療に係る自己負担金その他助成金の算定に必要な事項が通知されたときは、受給者から市長に前項の規定による請求書の提出があつたものとみなす。

（助成金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

（届出）

第18条 対象者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に掲げる書類に受給資格証を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき 住所・氏名変更届（様式第7号）

(2) 第11条に規定する医療に関する給付を行う保険者に変更が生じたとき
加入医療保険変更届（様式第8号）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があつたとき 障害等級変更届（様式第9号）

(4) 対象者が死亡したとき 死亡届（様式第10号）

(5) 精神障害者医療費助成金（一般）支給申請書の口座振替依頼欄の申請内容に変更が生じたとき
精神障害者医療費助成金（一般）支給口座変更届（様式第11号）

（受給者台帳の整備）

第19条 市長は、受給者について精神障害者医療費受給者台帳（様式第12号）を作成し、常に記載内容について整理しておかななければならない。

第3章 精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）

（助成要件）

第20条 精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）（以下「後期高齢者事業」という。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、かつ、高齢者の医療の確保に関す

る法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者（高齢者医療確保法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）である者とする。

- (1) 天理市内に住所を有する者（病院等に入院し、当該病院等の所在する場所に住所を変更したことにより、天理市以外の市町村から当該病院等に入院をする際に天理市に住所を変更したと認められる者を除く。）
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が1級である者
 - (3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第1項に規定する額を超えない者
 - (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として精神障害者の生計を維持する者の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者
- 2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

（住所地特例）

第21条 病院等に入院をしたことにより、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者であつて、当該病院等に入院をする際に天理市に住所を有していたと認められる者（天理市以外の市町村に所在する病院等に入院した者に限る。）は前条第1項第1号に規定する天理市内に住所を有する者とみなす。

（適用除外）

第22条 前2条の規定にかかわらず、天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱（昭和58年2月天理市告示第6号）により医療費の助成を受けることができる者は、後期高齢者事業により医療費の助成を受けることができる者としなす。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（助成の範囲）

第23条 後期高齢者事業による医療費の助成は、対象者の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額から次に掲げる額を控除した額に相当する助成金を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (4) 医療機関等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は国民健康保険法、社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円。ただし、14日以上入院に係る医療費については、1,000円

（受給資格の認定申請）

第24条 後期高齢者事業による医療費の助成を受けようとする者は、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請書（様式第13号。以下「認定申請書」という。）及び精神障害者医療費助成金（後期高齢者）支給申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第20条第1項第3号及び第4号に該当することを明らかにすることができる書類
- (2) 高齢者医療確保法に基づく被保険者証
- (3) 精神障害者保健福祉手帳
- (4) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた者にあつては、自立支援医療受給者証（精神通院）

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（助成の決定）

第25条 市長は、認定申請書を受領した場合において、申請者が対象者に該当すると認めるときは、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）通知書（様式第15号）を交付するものとし、対象者に該当しないと認めるときは、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請却下通知書（様式第16号）を交付するものとする。

2 市長は、認定申請書の提出がない場合においても、対象者に該当すると認めるときは、前項の認定通知書を交付することができるものとする。

（受給資格認定の更新申請）

第26条 受給資格の認定期間は、受給資格認定の日から、同日以後最初の7月31日又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限のいずれか早い日までとする。

2 受給資格認定を受けた者は、受給資格認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格認定の有効期限までに、精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請書（様式第13号）

に第24条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第24条第2項及び前条の規定は、前項の規定による受給資格認定の更新申請があった場合について準用する。

(支給方法)

第27条 助成金の支給を受けようとする者は、精神障害者医療費助成金（後期高齢者）交付請求書（様式第6号）に領収書等自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療連合から市長に自己負担金その他助成金の額の算定に必要な事項が送付されたときは、助成金の支給を受けようとする者から市長に対して前項の請求書の提出があったものとみなす。

(助成金の交付)

第28条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

(届出)

第29条 受給資格認定を受けた者は、次に定める書類を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき 住所・氏名変更届（様式第7号）

(2) 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者に該当しなくなったとき

加入医療保険変更届（様式第8号）

(3) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があったとき 障害等級変更届（様式第9号）

(4) 対象者が死亡したとき 死亡届（様式第10号）

(5) 請求書の口座振替依頼欄の申請内容に変更が生じたとき 精神障害者医療費助成金（後期高齢者）支給口座変更届（様式第17号）

第4章 精神障害者医療費助成事業（精神通院）

(助成要件)

第30条 精神障害者医療費助成事業（精神通院）（以下「精神通院事業」とい

う。）により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、かつ、障害者総合支援法第58条（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する医療（以下「精神通院医療」という。）に限る。）の規定により、公費負担された国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者のうち医療費を自己負担した者とする。ただし、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合も含むものとする。

(1) 天理市内に住所を有する者

(2) 社会保険各法の規定による被扶養者に対する助成については、その者の加入する社会保険等の被保険者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療にかかる医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の加入する社会保険等の被保険者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前条に規定する所得の範囲及びその額の計算法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(適用除外)

第31条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱により医療費の助成を受けることができる者としな

(1) 天理市子ども医療費助成条例により医療費の助成を受けることができる者

(2) 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例により医療費の助成を受けることができる者

(3) 天理市中心身障害者医療費助成条例により医療費の助成を受けることができる者

(4) 天理市重度心身障害老人等医療費助成要綱により医療費の助成を受けることができる者

(5) 一般事業又は後期高齢者事業により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第32条 精神通院事業による医療費の助成は、対象者の疾病について国民健康保険法、社会保険各法、高齢者医療確保法その他法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費であって、障害者総合支援法第58条の規定により公費負担された精神通院医療にかかる医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した自己負担金の額（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合も含む。）とする。ただし、法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額を控除するものとする。

(支給方法)

第33条 精神通院事業による助成金の交付を受けようとする者は、原則として1月単位で、精神障害者医療費助成金（精神通院）交付申請書（様式第18号）に次に掲げる書類及び領収書等自己負担金を医療機関等で支払ったことが明らかとなるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会保険各法の規定による被扶養者にあつては、第30条第1項第2号に該当することを明らかにすることができる書類及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証の写し
- (2) 障害者総合支援法第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の写し
- (3) 奈良県障害者自立支援医療費自己負担上限額管理票の写し

2 市長は、前項の規定により添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(助成金の交付)

第34条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上適当と認めるときは、精神障害者医療費助成金支給決定通知書（様式第19号）により通知し、助成金を交付するものとする。

第5章 雑則

(その他)

第35条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

様式第1号 (第12条、第14条関係)

精神障害者医療費受給資格証 交付(更新)申請書				
対 象 者	ふりがな 氏 名	男 女	居住地 (住所)	
	生年月日	年 月 日	電話 ()	
配 偶 者	氏名		住所	
扶 養 義 務 者	氏名		住所	
	対象者との続柄			
所 得 状 況	対 象 者	配 偶 者	① 扶 養 義 務 者	
② 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者)の合計数)	(人)	(人)	(人)	
③ 所 得 額	円	円	円	
④ 控 除	雑 損	円	円	円
	医 療 費	円	円	円
	社 会 保 険 料	円	※ 円	※ 円
	小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金	円	円	円
	配 偶 者 特 別	円	円	円
	障害者(特別障害者を除く。)である 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円
	特別障害者である控除対象配偶者及び 扶養親族の合計数	※ 円	※ 円	※ 円
	障害者・特別障害者・寡婦(夫)・寡婦の 特別・勤労学生の別	障・特障・寡婦(夫)・寡特・勤 ※ 円	障・特障・勤 ※ 円	障・特障・寡婦(夫)・寡特・勤 ※ 円
	肉用牛の売却による農業所得についての 免除額	円	円	円
	※ 控 除 後 の 所 得 額	円	円	円
⑤ 加入医療保険	被保険者氏名	対象者との続柄	住所	
	保 険 種 別	国(市町村・退・組) 本人 被保険者証 健(協会・組・日)・船・共 家族 の記号番号		
	保険者番号及び 名称			
⑥ 交付申請事由	1 精神障害者になったため		4 その他 ()	
	2 転入してきたため		(交付事由発生年月日)	
	3 保険に新たに加入したため		年 月 日	
※ 審 査	認 定 ・ 却 下			
上記のとおり精神障害者医療費受給資格証の交付を申請します。また、受給資格判定のため必要な事項について公簿等で確認されることに同意します。				
年 月 日		申請者		
		住所		
		氏名		
天理市長 様		電話		

- (注) 1 ※欄は、記入しないでください。
2 字は、楷書ではっきり書いてください。

様式第2号 (第12条関係)

精神障害者医療費助成金（一般）支給申請書

受給者番号				
(ふりがな) 氏名			生年 月日	年 月 日生
住所	(〒 —) (電話)			
天理市長 様 精神障害者医療費助成金（一般）の支給を申請します。また、受給した助成金に差額が生じた場合、助成金の差額に関する相殺を受けることに同意します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 ㊞				
口座 振替	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所	
	金融機関コード		店舗コード	
	預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
依頼欄	口座名義人	フリガナ		

※ 上記申請者氏名と口座名義人が異なる場合は、下記委任状に記入してください。

(委任状)	
私は、	を代理人と定め、助成金の受領に関する権限を委任します。
申請者の住所及び氏名	㊞
代理人の住所及び氏名	㊞

様式第3号 (第13条関係)

(精) 精神障害者医療費受給資格証											
公費負担者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
受給者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
受 給 者	住 所										
	氏 名										
	生 年 月 日										
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
発 行 機 関 名 及 び 印											
交 付 年 月 日	年 月 日										
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市へ申請してください。											

注意事項

- 1 この証は、健康保険証を使って受診した際の医療に係る自己負担支払額について、助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、健康保険証(被保険者証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
また、自立支援医療受給者証をお持ちの方は、指定自立支援医療機関で診療を受ける場合、自立支援医療受給者証も必ず併せて窓口へ提出してください。
- 3 受給者資格がなくなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 4 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として処分の対象となります。

有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長に返してください。

様式第4号（第13条関係）

精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書

年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格証交付（更新）申請については、下記の理由により申請を却下したので通知します。

記

理由

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第15条関係）

精神障害者医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり受給資格証の再交付を申請します。

受 給 者	受給資格証 受給者番号	
	氏 名	
	住 所	
申 請 理 由	1 紛失 2 破損 3 その他	

- (注) 1 破損のため再交付を受ける場合は、破損した受給資格証を添付してください。
2 紛失のため再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、早急に返還してください。

様式第6号（第16条、第27条関係）

精神障害者 医療費助成金（一般・後期高齢者）交付請求書			
天理市長 様		年 月 日	
		住所 申請者 氏名 ③ (電話)	
金 円			
ただし、年 月分 精神医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。			
受給資格証 受給者番号		受給者 氏名	
加入医療保険名称		加入医療 保険番号	
◎この欄には医療機関等で受けられた医療等の状況を記入し、該当する領収証明書等を添付してください。			
医療費 の 状 況	入院	医療機関：名称 (所在地)	
		日数・期間 日(年 月 日～年 月 日)	総点数 点
			自己負担支払額 円
	①	医療機関：名称 (所在地)	
		日数 日	総点数 点
			自己負担支払額 円
	②	医療機関：名称 (所在地)	
		日数 日	総点数 点
			自己負担支払額 円
	③	医療機関：名称 (所在地)	
	日数 日	総点数 点	
		自己負担支払額 円	
※確認欄		保険の自己負担割合 (1割・2割・3割)	高額療養費の有無 (限度額)
※ 決 定		係	決裁年月日 年 月 日
			交付年月日 年 月 日
			台帳確認
	【自己負担額】 - 【高額療養費】 - 【一部負担金】 (円) - (円) - (円) = 支給額		
			円

(注) ※欄は、記入しないでください。

平成27年 4月10日 金曜日

天理市公報

様式第7号（第18条、第29条関係）

住 所 ・ 氏 名 変 更 届
(精神障害者医療費)

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり（住所・氏名）を変更しましたので届け出ます。

受給資格証号 受給者番号				
受給者	旧住所		新住所	
	旧氏名		新氏名	
変更事由発生年月日				

(注) この届出の際に、受給資格証を提出してください。

様式第8号 (第18条、第29条関係)

加入医療保険変更届
(精神障害者医療費)

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり加入医療保険に変更が生じましたので届けます。

受給資格証受給者番号				受給者氏名			
変更後の 加入 医療保険	被保険者氏名				受給者との続柄		
	住 所						
	保 険 種 別	国(市町村・退・組) 健(協会・組・日)・船・共	本人 家族	被保険者の 記号番号			
	保 険 者 番 号 及 び 名 称			保 険 者 の 所 在 地			
変 更 の 年 月 日		年 月 日					
被 保 険 者 資 格 喪 失 年 月 日		年 月 日					

(注)「変更後の加入医療保険」中一部に変更があった場合は、変更のあった箇所の見出しに○をつけてください。

平成27年 4月10日 金曜日

天理市公報

様式第9号 (第18条、第29条関係)

障 害 等 級 変 更 届
(精神障害者医療費)

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所 _____
氏名 _____

下記のとおり精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更が生じたので届けます。

受給資格証 受給者番号	
変 更 後 の 手 帳	(1 ・ 2 ・ 3 級) 第 号
変 更 の 年 月 日	年 月 日

平成27年 4月10日 金曜日

天理市公報

様式第10号 (第18条、第29条関係)

死 亡 届
(精神障害者医療費)

年 月 日

天理市長 様

届出者 住所 _____
氏名 _____

下記の者が死亡しましたので届け出ます。

氏 名

住 所

死亡年月日

受給者番号

(注) この届出の際に、受給資格証を返還してください。

様式第11号 (第18条関係)

精神障害者医療費助成金 (一般) 支給口座変更届

受給者番号					
(ふりがな) 氏名				生年 月日	年 月 日生
住所	(〒 —) (電話)				
天理市長 様 精神障害者医療費助成金の支給を下記口座に変更します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 ㊟					
口座 振替	金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合		本 店 支 店 出張所	
	金融機関コード			店舗コード	
依頼欄	預金種別	普通・当座・その他	口座番号		
	口座名義人	フリガナ			

※ 上記申請者氏名と口座名義人が異なる場合は、下記委任状に記入してください。

(委任状)	
私は、	を代理人と定め、助成金の受領に関する権限を委任します。
申請者の住所及び氏名	㊟
代理人の住所及び氏名	㊟

様式第12号 (第19条関係)

精神障害者医療 受給者台帳

										番号	
氏名		年 月 日		有効期限 (日)		有効期限 (至)		発行事由	回収年月日	備考	
住所		資格取得年月日		資格終了年月日							
医療 保険	被保険者名	続柄	保険種別	保険者番号	被保険者証番号	被保険者証発行機関名	所在地	変更年月日			
年 度	本 人			配偶者氏名		扶 養 養 護 者		変更 の 違 差	認定年月日		
	扶養親族等の数		所得額等		扶養親族等の数		所得額等				
	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	適 否		
	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	適 否		
	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	適 否		
	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	適 否		
	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	扶 養 親 族 等 の 数 (人)	前年の所得額 控除額 控除後の所得額	適 否		

様式第13号 (第24条、第26条関係)

精神障害者医療費受給資格 (後期高齢者) 認定 (更新) 申請書						
対象者	後期高齢者医療被保険者番号					氏名
	後期高齢者医療保険者番号					生年月日 年 月 日
所得状況		① 助成対象者		② 配偶者及び扶養義務者		
氏名						
③ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数 (対象者の所得状況欄については、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者) の合計数)		(人)		(人)		(人)
④ 所得額		円		円		円
⑤ 金品等の額		円		円		円
⑥ 控除		円		円		円
雑損		円		円		円
医療費		円		円		円
社会保険料		円		※ 円		※ 円
小規模企業共済等掛金		円		円		円
配偶者特別障害者 (特別障害者を除く) である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		※ 円		※ 円		※ 円
特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		※ 円		※ 円		※ 円
障害者・特別障害者・寡婦 (夫)・寡婦の特別・勤労学生の別		※ 円		※ 円		※ 円
肉用牛の売却による農業所得についての免除額		円		円		円
※ 控除後の所得額		円		円		円
⑦ 申請事由		1 精神障害者になったため 2 転入してきたため 3 後期高齢者医療制度に加入したため 4 その他 () (事由発生年月日) 年 月 日				
※ 審査		認定・却下				
上記のとおり精神障害者医療費受給資格 (後期高齢者) の認定を申請します。また、受給資格判定のため必要な事項について公簿等で確認されることに同意します。						
年 月 日						
天理市長 様		申請者 住所 氏名 電話 () ⑧				
※欄は、記入する必要はありません。						

様式第14号 (第24条関係)

精神障害者医療費助成金 (後期高齢者) 支給申請書

後期高齢者医療被 保 険 者 番 号					
(ふりがな) 氏 名				生年 月 日	年 月 日生
住 所	(〒 ー)				(電話 ー)
天理市長 様 精神障害者医療費助成金 (後期高齢者) の支給を申請します。また、受給した助成金に差額が生じた場合、助成金の差額に関する相殺を受けることに同意します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 ㊟					
口 座 振 替	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農業協同組合		本 店 支 店 出張所	
	金融機関コード			店舗コード	
依 頼 欄	預 金 種 別	普通・当座・その他	口 座		
	口座名義人	フリガナ			

※ 上記申請者氏名と口座名義人が異なる場合は、下記委任状に記入してください。

(委任状)	
私は、	を代理人と定め、助成金の受領に関する権限を委任します。
申請者の住所及び氏名	㊟
代理人の住所及び氏名	㊟

平成27年 4月10日 金曜日

天理市公報

様式第15号 (第25条関係)

精神障害者医療費受給資格 (後期高齢者) 認定 (更新) 通知書

年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格 (後期高齢者) 認定 (更新) 申請については、次のとおり認定したので通知します。

記

受給資格の認定期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

様式第16号（第25条関係）

精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請却下通知書

年 月 日

様

天理市長 印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格（後期高齢者）認定（更新）申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

理由

※ この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号 (第29条関係)

精神障害者医療費助成金 (後期高齢者) 支給口座変更届

後期高齢者医療 被保険者番号						
(ふりがな) 氏名					生年 月日	年 月 日生
住 所	(〒 ー)				(電話)	
天理市長 様 精神障害者医療費助成金の支給を下記口座に変更します。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 ㊞						
口 座 振 替	金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農業協同組合		本 店 支 店 出張所		
	金融機関コード			店舗コード		
依頼欄	預 金 種 別	普通・当座・その他		口座 番号		
	口座名義人	フリガナ				

※ 上記申請者氏名と口座名義人が異なる場合は、下記委任状に記入してください。

(委任状)	
私は、	を代理人と定め、助成金の受領に関する権限を委任します。
申請者の住所及び氏名	㊞
代理人の住所及び氏名	㊞

様式第18号 (第33条関係)

年 月 日

精神障害者医療費助成金 (精神通院) 交付申請書

天理市長 様

申請者 (対象者又は保護者等)

住 所

氏 名 _____ 印 (自署又は記名押印)

電 話

下記のとおり、 年 月 診療分に係る精神障害者医療費助成金の交付を申請します。また、認定に当たり、私及び私の世帯員の収入について公簿等を確認されることに同意します。

申請額金 _____ 円

対象者	フリガナ			性別	生年	大正	昭和	平成	年	月	日
	氏 名			男	月日						
	住 所										
本人記入欄	加入者氏名			保険種別	国保・社保家族・後期高齢						
	被保険者証又は加入者証の記号及び番号	記号	番号	付加給付等の有無	有 ・ 無						
	保険者番号			保険者所在地	(_____ 円)						
	保険者名称										
欄	社会保険の家族の場合の被保険者又は加入者の所得等の状況	被扶養者数 人 (うち老人 人)	給与所得控除後の金額B	所得控除の合計C	控除後の所得B-C						
	助成金の入金希望する金融機関	金融機関名・店番	(本・支) 店								
		口座の種類・番号	普通・当座							フリガナ	
										口座名義人	

注1 対象者が社会保険の家族の場合は、対象者に係る被保険者証、組合員証又は加入者証の写しを初回及び毎年8月の申請時に添付する。

医療機関等記入欄	年 月分	総点数	うち自立支援法による負担点数	左欄に係る自己負担額	円
	医療機関等の所在地、名称及び代表者名				
上記のとおり診療を行い、自己負担金を領収しました。					印

注2 医療機関等で上欄の証明が得られない場合は、当該自己負担額の支払いを証する領収書を添付する。

※決定額	自己負担額 (_____ 円) - (_____ 円) = (_____ 円)	付加給付額 (_____ 円)	助成額 (_____ 円)
------	--	------------------	----------------

注3 ※欄は、記入しないでください。

受付

平成27年 4月10日 金曜日

天理市公報

様式第19号 (第34条関係)

年 月 日

様

天理市長

印

精神障害者医療費助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費助成金については、審査の結果、医療機関等で支払われた自己負担金のうち_____円を助成することに決定したので通知します。

(平成27年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第112号

天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務を名阪高架下駐車場管理委員会会長 但馬 努に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

(平成27年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第113号

平成27年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）第15条第 3 項、第15条の 6 の 5 第 3 項及び第15条の11第 3 項の規定により告示する。

平成27年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の8.5
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、24,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、23,500円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、7,500円
 - (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者 1 人について、8,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1 世帯について、7,000円

(平成27年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第114号

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）第19条の規定による平成27年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成27年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

記

- 1 基礎賦課額の減額の額

(1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第1項第1号アに規定する額	16,800円
(2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額	16,450円
(3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額	12,000円
(4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額	11,750円
(5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額	4,800円
(6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額	4,700円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

(1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額	5,250円
(2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額	4,200円
(3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額	3,750円
(4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額	3,000円
(5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額	1,500円

(6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額	1,200円
3 介護納付金賦課額の減額の額	
(1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額	5,600円
(2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額	4,900円
(3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額	4,000円
(4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額	3,500円
(5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額	1,600円
(6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額	1,400円

(平成27年 4 月1日 掲示済)

天理市告示第115号

地方税法第411条2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成27年3月31日付けで登録した旨、公示する。

平成27年 4 月1日

天理市長 並 河 健

(平成27年 4 月1日 掲示済)

天理市告示第116号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4 月1日

天理市長 並 河 健

記

1. 委託者

伊賀市予野字鉢屋4713

三重中央開発(株) 代表取締役 金子 文雄

2. 委託期間

平成27年 4 月1日から平成28年 3 月31日まで

(平成27年 4 月1日 掲示済)

天理市告示第117号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、平成27年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成27年 4 月1日

天理市長 並 河 健

記

平成27年度 天理市一般廃棄物処理実施計画

第1編 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、天理市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定める。

2 計画区域

天理市環境クリーンセンターでは、山添村、川西町及び三宅町のごみ処理と川西町及び三宅町のし尿処理も受託しているため、処理については、これらの町村全域を含めるものとする。

3 計画期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで



4 用語

本計画において使用する用語は、天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）と天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の例による。

第2編 ごみ処理計画

1 ごみ排出の見込み

(1)一般廃棄物

区分		主なもの	発生量 (t)	
行政 処理	燃やせるごみ	調理くず、紙くず、プラスチック商品、おむつ など	21,400	
	燃やせないごみ	金属類、ガラス類、瀬戸物 など	970	
	粗大ごみ	家具、自転車、電化製品 など	150	
	資源 物	プラスチック製容器包装	弁当の容器など  マークが付いている容器包装	230
		発泡スチロール	発泡スチロール製トレイ、家電緩衝材 など	20
		新聞・雑誌・段ボール	新聞紙、広告、雑誌、カタログ、ダンボール箱 など	660
		飲料用紙パック	牛乳パックなどで500cc以上のもの	20
		古着類	ワイシャツ、スーツ、ジーンズ、セーター など	80
		飲料カン・飲食用びん	ジュースのカン、酒類のびん、常備菓のびん など	360
		ペットボトル	 マークが付いている飲料用のもの	130
	有害ごみ	蛍光灯、水銀式体温計、電池 など	5	
行政処理分 計			24,025	
集団資源回収			700	
民間契約により天理市内で資源化されるもの(剪定枝・草などを堆肥化)※1			1,040	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(動物性残渣の飼料化)※2			140	
民間契約により天理市外で資源化されるもの(魚あらの飼料・堆肥化)※2			120	

※1：市が許可した一般廃棄物処分業者が関与し、市内において再資源化されるもの

※2：市が許可した一般廃棄物収集運搬業が関与し、市外において再資源化されるもの

(2) 小動物の死体

- ・業者委託分 230体
- ・職員回収分 230体
- ・一般持込分 30体

(3) 排出の状況（平成26年度） 別紙1-1及び1-2のとおり

2 処理主体

(1) 収集運搬

①家庭廃棄物については、委託業者による収集と運搬又は自ら環境クリーンセンターに直接持込。

②事業系廃棄物については、環境クリーンセンターに直接持込又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託。ただし、市が認める小規模事業所の一般廃棄物については、集積場所に排出し、委託業者が収集と運搬。

市が許可した一般廃棄物処分業者に処分を委託する場合は、事業者自ら委託先まで運搬。

(2) 中間処理

		処理施設	処理方法	処理主体
燃やせるごみ		クリーンセンター	焼却処理	市 (運転管理は業者委託)
燃やせないごみ		クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
粗大ごみ		クリーンセンター	破碎処理 鉄・アルミの回収 残渣は焼却	市 (運転管理は業者委託)
資源物	プラスチック製容器包装	民間処理施設 (市外)	選別・圧縮処理 指定法人ルート で資源化	市(処理委託)
	発泡スチロール	民間処理施設 (市外)	選別・インゴット 独自ルートで資源化	市(処理委託)
	新聞・雑誌・段ボール	クリーンセンター	一時保管	市(売却)
	飲料用紙パック	クリーンセンター	選別後一時保管	市(売却)

資源物	古着類	クリーンセンター	一時保管	市(売却又は引取り)
	飲料カン	クリーンセンター	鉄・アルミ別に選別圧縮	市(売却)
	飲食用びん	クリーンセンター	3色に選別 独自ルートで資源化	市(透明・茶色は売却、 その他色は処理委託)
	ペットボトル	民間処理施設(市外)	フレーク処理 独自ルートで資源化	市(売却)
有害ごみ		クリーンセンター	一時保管後 専門業者で処理	市(処理委託)
剪定枝・草 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設(市内)	処分業許可業者 で堆肥化	処分業の許可業者
動物性残渣 (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設(市外)	市外業者で飼料化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)
魚あら (事業系一般廃棄物の一部)		民間処理施設(市外)	市外業者で飼料化・堆肥化	市外民間業者 (収集運搬は許可業者)

(3) 最終処理については、山辺広域第2最終処分地(直営)及び大阪湾広域臨海環境整備センターに処理委託

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬する廃棄物の量

・燃やせるごみ	11,840 t
・燃やせないごみ	630 t
・粗大ごみ	1,500 t
・プラスチック製容器包装	230 t
・ペットボトル	120 t
・飲料カン・飲食用びん	360 t
・新聞・雑誌類	480 t
・段ボール	170 t
・発泡スチロール	30 t
・古着類	70 t
・飲料用紙パック	20 t

・有害ごみ 5 t

合計 14,105 t

②収集区域の範囲 天理市全域

③収集回数

- ・燃やせるごみ 週2回
- ・燃やせないごみ 月2回
- ・資源ごみ 月2回
- ・粗大ごみ及び蛍光灯 電話申込みによる戸別収集
- ・有害ごみ（蛍光灯除く） 月2回

④収集方法 分別収集でステーション方式
(粗大ごみ及び蛍光灯は戸別収集)

⑤収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要 別紙2のとおり

②処理方法 2 処理主体(2) 中間処理表の処理方法による
条例第30条及び第36条に規定する事業系ごみについては、以下に定める排出基準による。

廃棄物	中間処理方法	持込量の制限
剪定枝・草	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1日2トン車2台まで
スプリングマット	布とスプリングを分ける	1回につき5枚まで
スプリング入りのソファ等	布と木の部分とスプリングを分ける	1回につき5セットまで
畳(新築、改築を除く)	半分に切る	1回につき6畳分(180kg)まで
木くず	長さ1m以内、直径10cm以内に切断	1回につき100kgまで
カセットコンロのカートリッジ	穴をあけ、中のガスを抜くこと	1回につき20本まで
飲料カン		1回につき5袋か10kgまで
飲食用びん		1回につき5袋か20kgまで
廃プラスチック類	袋に入れて可燃ごみの扱い	1回につき2袋又は10kgまで
蛍光灯		1回につき10本まで
その他の産業廃棄物	家庭ごみ分別の手引きによる	家庭ごみと同程度

※上記の持込量の制限内でも連続して搬入する場合は、合算するものとする。

③搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

・委託収集（家庭系）	14,105 t
・一般持込（家庭系）	1,190 t
・一般持込（天理教）	970 t
・一般持込（事業所・許可業者）	7,370 t
・減免ごみ	310 t
<u>天理市 計</u>	<u>23,945 t</u>
・山添村 持込分	740 t
・川西町 持込分	2,400 t
・三宅町 持込分	1,870 t
<u>2町1村持込み</u>	<u>5,010 t</u>
合計	28,955 t

④残渣の量及び処分方式

残渣量	4,060 t
処分方式	埋立て処分

⑤処分業者による資源化量

・剪定枝及び草（市内で堆肥化分）	1,040 t
・食品残渣（他市で飼料化分）	140 t
・魚あら（他市で飼料・堆肥化分）	120 t

(3) 最終処分計画

①最終処分場の概要 別紙3のとおり

②山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市）	1,340 t
”（田原本町）	1,000 t
年間埋立量	1,746 m ³
（搬入量÷1.34 t/m ³ で算出）	

③大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量

2,720 t/年

・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番

・処分場

神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha 埋立容量 15,000,000m³

大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha 埋立容量 14,000,000m³

④山辺広域第2最終処分場埋立計画

第1処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 昭和54年～平成7年

平成7年度で最終覆土工事完了

第2処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 平成7年～平成40年

埋立残容量 19,186m³

(4) 集団資源回収量

①新聞 330 t

②雑誌類 140 t

③ダンボール 120 t

④古着 40 t

計 630 t

第3編 生活排水処理計画

1 し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿	1, 000kℓ
浄化槽汚泥	1, 920kℓ
計	2, 920kℓ

排出の状況（平成25年度） 別紙4のとおり

2 処理主体

- (1) 一般し尿については、委託業者による収集運搬
- (2) 浄化槽汚泥については、浄化槽収集運搬許可業者による収集運搬
一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンター
し尿処理場

3 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿	1, 000kℓ
浄化槽汚泥	1, 920kℓ
計	2, 920kℓ

②区域の範囲 天理市全域

③収集回数

- ・一般し尿のくみ取り 通常月1回（仮設トイレは随時）
- ・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申込み

④収集の方法 くみ取り方式

⑤収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

(2) 中間処理計画

①処理施設の概要

- ・施設名 天理市環境クリーンセンター し尿処理場

- ・所在地 天理市嘉幡町180番地
- ・処理方法 高負荷脱窒素処理方式
- ・処理能力 57kℓ/日

②搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	1,000kℓ
天理市浄化槽汚泥	1,920kℓ
川西町持込み	150kℓ
<u>三宅町持込み</u>	<u>320kℓ</u>
計	3,390kℓ

③処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥	140t
処分方法	焼却

第4編 ごみ減量等の具体策

- 1 持続可能なごみ処理をめざして、さらなるごみ減量化やリサイクルの推進を図るため、平成26年度にごみ減量モデル事業を実施した。その結果を踏まえ資源ごみ分別の見直し等を検討する。
- 2 小規模事業所が市による収集を受ける場合は、事前に登録して、収集を依頼しなければならないが、登録が少ないため、商工会等の協力を得ながら周知を図る。
- 3 小型家電リサイクル法の施行により小型家電の分別収集を検討する。
- 4 ごみ減量モデル事業の結果、集団資源回収の回収量を増加させる施策として「雑紙」を追加し、古紙、古布類回収の促進を図る。

子ども会や自治会等団体にて回収

団体への助成金の交付（1kgあたり4円）

団体数：103団体 / 登録業者数：7業者

回収予定量：630t

- 5 生ごみ処理器の普及促進

ごみ減量モデル事業で使用した生ごみ処理機を一定期間（3ヶ月）市民に貸し出し購入の促進を図る。

購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1の額ただし上限3万円）

補助対象予定世帯数 15世帯

6 むくもり収集の実施

日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。

対象世帯数 60世帯

第5編 その他廃棄物の処理に関し必要な事項

1 ごみ処理施設の新設を行うため、地元交渉を行い、広域でごみ処理を行う場合は、一部事務組合を設立する。また、新施設の環境影響評価に着手する。

2 市民の協力義務等

(1) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。また、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(2) 廃棄物を排出する際には、適正に分別し、廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発生させないようにするとともに、集積場所を清潔にし、排出禁止物を排出してはならない。また、決められた日時及び場所に排出しなければならない。

(3) 集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

3 事業者の協力義務等

(1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。また、製造、販売する製品や容器が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないようにしなければならない。

(2) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施

策に協力しなければならない。

- (3) 事業者は、市の施設へ搬入する際は、市の指示に従い、処分しやすいように分別するとともに、中間処理等の命令がある場合は、選別、圧縮及び破碎等の前処理を行わなければならない。また、排出禁止物や処理施設に支障を来たすものは搬入してはならない。

4 資源ごみの分別の検討

ごみ減量モデル事業の結果を踏まえ、資源ごみの分別見直し等によって、ごみ減量や資源化の促進を図る。なお、本年度は収集運搬委託の入札を予定しているため、資源ごみの追加品目と導入時期の検討を行う。

また、収集曜日にごみ量の偏りがあるため、地区の見直しも併せて検討する。

- 5 独自ルートで処理を行っている資源物等の処理状況の検査を強化する。
- 6 資源物等の持ち去りについては、条例の罰則規定が適用されるため、関係者等に周知する。また、持ち去り防止のパトロール及び廃家電等の不適正排出のパトロールを強化する。
- 7 定住自立権構想を推進するため、三宅町及び川西町のビンの資源化を検討する。併せてクリーンセンターの受け入れ施設の整備を検討する。

(平成27年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第118号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 4 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 4 月 1 日から平成27年 5 月 30 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 4 月 1 日 掲示済)

天理市告示第119号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 4 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成27年 4 月 1 日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 4 月 1 日から平成27年 9 月 30 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年 4 月 2 日 掲示済)

天理市告示第120号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 4 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 4 月 2 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年4月2日から平成27年5月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年4月2日揭示済)

天理市告示第121号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年4月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年4月2日

3 移動対象区域

天理市柳本町760番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年4月2日から平成27年5月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年4月3日揭示済)

天理市告示第122号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年4月3日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年4月3日揭示済)

天理市告示第123号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年4月3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 4 月 3 日から平成27年 6 月 1 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成27年 3 月 30 日 掲示済)

天理市公告第 7 号

一般競争入札について

天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務にかかる事業者募集を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成27年 3 月 30 日

天理市長 並 河 健

1. 趣旨

人口減少と少子高齢社会の進行、地域経済の低迷、雇用の悪化、地域コミュニティの変化など本市を取り巻く環境はかつてないほど厳しい状況に直面しています。こうした課題を解決していくためには、平成27年度から始まる天理市第5次総合計画後期計画の施策を基礎に、今後もさらなる政策展開が必要であると考えています。また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方自治体においても国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定することが求められています。

そこで、本市は人口減少に関する様々な課題の要因を解明したうえで、持続可能なまちづくりの施策の方向性を定めるため、「天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとしました。本業務では、策定に必要な状況調査とデータ収集、課題解決に向けた施策の方向性検討などを行うため、専門的な知見を有する民間コンサルティング企業等からの提案を受けるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託

(2) 履行期限

平成28年 3 月 31 日まで

(3) 業務委託費の上限額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

(4) 業務内容

「天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり

3. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。ただし、複数の団体の連合体での参加はできません。

プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(8)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、6. に掲げる提出期間内に参加表明書及び資料の提出をしない者、並びに参加資格がないと認めた者は、プロポーザルに参加することができません。

プロポーザル参加資格の確認は、参加表明書提出後速やかに行い、その結果は通知書の発送をもって行います。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 参加表明書提出日から委託候補者選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。

(6) 当該業務を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な管理能力を有していること。

(7) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。

(8) 過去3年以内に官公庁発注の総合計画等の策定業務に従事した実績を有する現場責任者（主たる担当者）を当該業務期間中、専任配置することができること。

4. 配布資料

配布資料は以下のとおりであり、天理市公式ホームページからダウンロードしてください。参考資料については、参加表明書の提出がありプロポーザルの参加資格が有ると確認できたものに配布するものとす

る。

- (1) 天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領（本要領）
- (2) 天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書
- (3) 天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針
- (4) 参考資料
 - ①天理市第5次総合計画（基本構想・前期基本計画、後期基本計画案）
 - ②施政方針（平成27年第1回天理市議会定例会）
 - ③定住自立圏構想 中心市宣言書
 - ④「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 H26.10.20）
 - ⑤「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 H26.12.27）
 - ⑥「地方版総合戦略策定のための手引き」（内閣府地方創生推進室 H27.1）
 - ⑦「地方人口ビジョンの策定のための手引き」（内閣府地方創生推進室 H27.1）

5. プロポーザル実施手順

実施要領の公表から選定までの実施手順は以下のとおりです。

内容	期間等
実施要領の公表（公告）	平成27年 3月30日（月） ※天理市公式ホームページ上で公開する。
参加表明書の提出期間	平成27年 3月30日（月）から 平成27年 4月 9日（木）まで
質問受付期間 （質問は参加表明書を受理したものに限る）	平成27年 3月30日（月）から 平成27年 4月 9日（木）17時まで ※天理市公式ホームページ上で4月16日に回答する。
企画提案書等の提出期間	平成27年 4月17日（金）から 平成27年 4月23日（木）まで
第一次審査 （書類審査）	平成27年 4月28日（火） ※提案者が3社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする参加事業者3社を選定する。
第一次審査結果通知	平成27年 5月 1日（金） ※第一次審査参加者全員に結果通知する。
第二次審査 （ヒヤリング審査）	平成27年 5月12日（火） ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知する。
委託候補者選定結果通知	平成27年 5月13日（水） ※第二次審査参加者全員に結果通知する。

6. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
平成27年 4月 9日（木）当日必着
- (2) 提出方法
提出は、持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便の方法により提出すること。
なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。
- (3) 提出先
「12. 担当部局」へ提出すること。
- (4) 提出書類
 - ①参加表明書（様式1）1部
 - ②事業者概要（様式2）1部
 - ③会社の概要がわかるパンフレット等 1部

7. 質問受付及び回答

- (1) 受付期間
平成27年 3月30日（月）～平成27年 4月 9日（木）17時必着
- (2) 受付方法
質問書は、文書（様式自由）にてファックス又は電子メールで「12. 担当部局」へ提出すること。
なお、質問は参加表明書を受理したもののみ受け付けるものとする。
- (3) 回答方法
寄せられたすべての質問とそれに対する回答を、平成27年 3月31日（火）に天理市公式ホームページに掲載する。

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間
平成27年 4月17日（金）から平成27年 4月23日（木）当日必着

(2) 提出方法

提出は、持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便の方法により提出すること。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

(3) 提出先「12. 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類及び部数

提出書類は日本語で作成すること。体裁は用紙A4判片面または両面印刷とするが、A3判による折り込みも可とする。文字数、文字サイズ等の書式は指定しない。②～⑦をクリップ留めしたものを7部作成し、①を添付の上提出すること。

①企画提案提出届（様式3）1部

②業務実施体制（様式4）7部

③総括責任者履歴（様式5）7部

④現場責任者履歴（様式6）7部

⑤類似業務等の実績（様式7）7部

⑥企画提案書：任意様式 7部

※「天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」をもとに、策定に向けた基本的な考え方、現状分析と課題の抽出方法、人口ビジョン・総合戦略の構成案、策定体制の運営支援方法などについて提案すること。

⑦作業工程表：任意様式 7部

⑧業務委託見積書（消費税及び地方消費税を含む）：任意様式 7部

※本見積書は、委託上限額の範囲での提案であることを確認するためのものであり、提出された額をもって契約するものではありません。

(5) 提案について

本提案は、本業務の受託候補者を選定するために必要な提案を求めるものであり、企画提案書では、業務を実施する上での体制や仕様書で示した業務内容に対する基本的な考え方・提案及びPRポイント等についての記載を求めます。提案については「4. 配布資料」に加えて提案者の独自の調査研究により、本業務に関する関連事情を十分理解した上で企画提案書が作成されることを期待しており、受託者には特に次のことを望みます。

①限られた期間内での作業になることから、提案者は連絡・調整を密にできる体制と優れたネットワークを有すること。

②地域特性や奈良県内、圏域における役割を十分に理解し、本市の持つ強み・魅力を最大限に活かした提案をすること。

③総合戦略策定時における、幅広い層からの意見集約及びきめ細かい戦略案協議体制に留意した提案をすること。

④総合戦略の見直し及び進捗管理のスキームについて、職員の作業負荷に留意した提案をすること。

9. 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行う。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとする。

①一次審査（書類審査）

提出された提案書等について、審査委員会において上位3社を選定し、すべての提案者にその結果を文書通知する。なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として扱う。

②第二次審査（ヒヤリング審査）

第一次審査通過者によるヒヤリングを以下の要領で行い、最優秀提案者を選定し、一次審査通過者全員に対し、その結果を通知する。

ア) 各社出席者は3名以内として、業務責任者は必ず出席すること。

イ) 説明時間は、1社あたり45分以内とする。（提案者のプレゼン20分、質疑応答25分を目安とする。）なお、パソコンを用いる場合、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（プロジェクター及びスクリーンは市で準備する）。

ウ) ヒヤリング審査の詳細日程は該当者に別途通知する。

エ) 提出済みの企画提案内容の範囲内で、ヒヤリング時の説明用資料を認めるが、前日までに担当部局までデータを送付しておくこと。ヒヤリング当日は、提案者で配布資料を7部準備すること。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行う。

①業務経歴

・同種及び類似業務に対する実績

②業務実施体制

・業務実施体制及び総括責任者、現場責任者の経験

③企画提案書

- ・提案内容は的確であるか
- ・提案内容に実現性・具体性があるか
- ・提案内容に工夫・アイデアが感じられるか

④業務委託に係る参考見積価格

⑤ヒヤリング対応

(3) 審査結果の公表

審査委員会は非公開とし、審査結果についてのみ、天理市公式ホームページにて公表する。

10. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 業務委託費上限額を超える場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合
- (4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

11. その他留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 本件に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。また、提出された提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年条例第31号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (5) 市は、参加者からの提案に拘束を受けない。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。
- (6) 本業務の具体的な業務の実施については、委託契約締結後に企画提案書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をしたうえで行う。

12. 担当部局（問合せ先）

天理市市長公室総合政策課（担当：石原、吉川）
所在地：奈良県天理市川原城町605（天理市役所4階）
電話：0743-63-1001 内線464
ファックス：0743-62-5016
電子メール：sougou@city.tenri.nara.jp

(了)

(平成26年3月30日揭示済)

天理市公告第8号

森林法（昭和26年法律第249号）附則（平成23年法律第20号）第5条の規定により天理市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供する。

平成26年3月30日

天理市長 並河 健

閲覧場所

天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

(平成27年4月1日揭示済)

天理市公告第9号

指定特定相談支援事業所の指定について

平成27年4月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成27年4月1日

天理市長 並河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
社会福祉法人ふきのとう 理事長 松田 勝義
天理市柳本町2036-1
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
指定特定相談支援事業所 ふきのとう
天理市柳本町2036-1
- (3) 指定等の年月日

- 平成27年4月1日
- (4) 種別
指定特定相談支援
 - (5) 事業の主たる対象者
知的障害者・身体障害者・精神障害者
 - (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2930900085

(平成27年4月1日揭示済)

天理市公告第10号

指定特定相談支援事業所の指定について

平成27年4月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成27年4月1日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
特定非営利活動法人なら福祉会ころ 理事長 松本 年弘
天理市海知町450番地
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
指定特定相談支援事業所 クオーレころ
天理市海知町450番地
- (3) 指定等の年月日
平成27年4月1日
- (4) 種別
指定特定相談支援・指定障害児相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
知的障害者・精神障害者・障害児
- (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2930900101
指定障害児相談支援事業所 2970900672

(平成27年4月1日揭示済)

天理市公告第11号

指定特定相談支援事業所の指定について

平成27年4月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

平成27年4月1日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
社会福祉法人寧楽ゆいの会 理事長 中舎 有子
奈良県奈良市菅原町48番地
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
相談支援事業所 こもれび
天理市前栽町309番地5
- (3) 指定等の年月日
平成27年4月1日
- (4) 種別
指定特定相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
精神障害者
- (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2930900093

(平成27年4月1日揭示済)

天理市公告第12号

指定特定相談支援事業所の廃止について

平成27年4月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として廃止したので公告する。

平成27年 4月 1日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
社会福祉法人ふきのとう 理事長 松田 勝義
天理市柳本町2036-1
- (2) 廃止に係る事業所名称・所在地
指定障害児相談支援事業所 ふきのとう
天理市柳本町2036-1
- (3) 廃止の年月日
平成27年 4月 1日
- (4) 種別
指定障害児相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
障害児
- (6) 事業所番号
指定障害児相談支援事業所 2970900649

(平成27年 4月 1日 掲示済)

天理市公告第13号

平成27年度 天理市定期予防接種の実施について
 定期予防接種を次の通り行いますので、予防接種法施行令第4条及び第5条の規定により公告します。
 平成27年 4月 1日

天理市長 並 河 健

- 1 予防接種実施場所
委託医療機関
- 2 予防接種期日
実施医療機関の定めた日
- 3 定期予防接種と実施方法

(A類)

予防接種名	対象者
不活化ポリオ	生後3月から90月未満
BCG	生後5月から生後1歳未満
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	生後3月から90月未満
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満
二種混合 (麻疹・風疹)	1期：生後12月から24月未満 2期：5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する前日まで
日本脳炎第1期	生後36月から90月未満
第2期	満9歳から満13歳未満
予防接種実施規則（昭和33年厚生労働省令第27号）附則第5条1項に規定する特例対象者。ただし、特例対象者であっても、第4回目（2期接種相当）の者については、引き続き9歳以上の者とする。	
ヒブワクチン	生後2月から60月未満
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2月から60月未満
子宮頸がん予防ワクチン	小学6年生～高校1年生相当の女子

尚、特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間で、次の各号に掲げるものを除き予防接種を受けることができます。

- (1) 4種混合については、15歳に達するまでの間の者
- (2) BCGについては、4歳に達するまでの間の者
- (3) ヒブ感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、10歳に達するまでの間の者
- (4) 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間の者

(B類)

予防接種名	対象者
季節性インフルエンザ	①65歳以上の者

	②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
高齢者肺炎球菌ワクチン	①65歳以上の者 <平成27年度の対象者> 65歳：昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生の者 70歳：昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生の者 75歳：昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生の者 80歳：昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生の者 85歳：昭和 5年4月2日生～昭和 6年4月1日生の者 90歳：大正14年4月2日生～大正15年4月1日生の者 95歳：大正 9年4月2日生～大正10年4月1日生の者 100歳：大正 4年4月2日生～大正 5年4月1日生の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈している者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることがあきらかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他医師が不適当と認める者

5 接種費用（自己負担金）

- A類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合は無料とする。
- 2) 県外医療機関等委託契約をしていない医療機関では全額自己負担とし、天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。
- B類 1) 市内委託医療機関及び県内相互乗り入れに基づく医療機関で接種する場合一部自己負担を徴収する。尚、生活保護受給者のみ無料とする。
 <自己負担金内訳>
 高齢者肺炎球菌ワクチン 2,500円
 高齢者インフルエンザ 1,500円
- 2) 県外医療機関等委託契約していない医療機関で接種する場合は全額自己負担とし天理市が定めた委託料の範囲内で償還払いとする。

教育委員会

(平成27年 3月20日掲示済)

天教告示第5号

平成27年 3月23日午後 1時30分から 3月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。
 平成27年 3月20日

天理市教育委員会
 教育委員長 田中 久善

(平成27年 3月20日掲示済)

天教告示第6号

平成27年 3月23日午後 2時から 3月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。
 平成27年 3月20日

天理市教育委員会
 教育委員長 田中 久善

(平成27年 3月 9日掲示済)

天理市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成27年 3月 9日

天理市教育委員会
 委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第1号

天理市教育委員会会議規則の一部を改正する規則
 天理市教育委員会会議規則（平成12年 9月天理市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正す

る。

目次中「第1章 委員長の選挙等（第1条・第2条）」を削り、「第2章 会議（第3条—第18条）」を「第1章 会議（第1条—第16条）」に、「第3章 会議録（第19条—第23条）」を「第2章 会議録（第17条—第21条）」に改める。

第1章を削る。

第2章第3条中「教育委員会」を「天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第1条とする。

第4条ただし書中「委員長」を「教育長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。

第4条を第2条とし、第5条を第3条とする。

第6条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

第7条ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、教育委員会の会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第7条を第5条とする。

第8条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」に改め、同条ただし書中「第7条」を「第5条」に改め、同条を第12条とする。

第15条第1項中「第7条」を「第5条」に、「出席委員」を「出席者」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項及び第3項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条第1項中「第7条」を「第5条」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第16条とする。

第2章を第1章とする。

第3章中第19条を第17条とする。

第20条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推薦する者を」を削り、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第18条とする。

第21条第2号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第9号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第19条とする。

第22条第1項中「第20条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第21条とする。

第3章を第2章とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の天理市教育委員会会議規則の規定は適用せず、この規則による改正前の天理市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

（平成27年3月9日揭示済）

天理市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第2号

天理市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会公告式規則（平成12年9月天理市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の天理市教育委員会公告式規則第 2 条及び第 3 条の規定は適用せず、この規則による改正前の天理市教育委員会公告式規則第 2 条及び第 3 条の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年 3月 9日 掲示済)

天理市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3月 9日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第 3 号

天理市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会傍聴規則（平成 4 年 6 月天理市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「第17条第 2 項」を「第15条第 2 項」に改める。
第 3 条、第 4 条第 2 項ただし書、第 5 条第 4 号ただし書、第 6 条ただし書、第 7 条及び第 8 条（見出しを含む。）中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の天理市教育委員会傍聴規則の規定は適用せず、この規則による改正前の天理市教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年 3月 9日 掲示済)

天理市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3月 9日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第 4 号

天理市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会公印規則（昭和47年 3 月天理市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、同条第 2 項中「文化センター印、文化センター所長印」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

名称	ひな型	書体	寸法 (mm)	個数	使用区分
天理市教育委員会印	1	てん書	方24	1	教育委員会名をもって発する文書
		てん書	方36	1	
天理市教育委員会教育長印	2	てん書	方24	1	委員長名をもって発する文書
		てん書	方36	1	
天理市教育委員会教育長職務代理者印	3	れい書	方24	1	委員長職務代理者名をもって発する文書

別表第 2 中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の天理市教育委員会公印規則第 2 条第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は適用せず、この規則による改正前の天理市教育委員会公印規則第 2 条第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。

(平成27年 3月 9日 掲示済)

教育長職務代理者の事務委任規則をここに公布する。
平成27年3月9日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第5号
教育長職務代理者の事務委任規則
(趣旨)

第1条 教育長の職務を代理する委員(以下「職務代理者」という。)が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第4項の規定により、その職務を教育委員会事務局職員(以下「事務局職員」という。)に委任する場合は、この規則に定めるところによる。
(事務局職員に委任する職務等)

第2条 職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、自ら教育委員会事務局(以下「事務局」という。)を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合は、教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和31年10月天理市教育委員会規則第4号)第1条の規定により委任される事務のほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する権限について、事務局職員を指定して委任するものとする。
(事務局職員の指定等)

第3条 前条の規定により職務代理者が指定する事務局職員は、次のとおりとする。

第1順位 事務局長

第2順位 事務局次長(2人以上の場合は、あらかじめ教育長が定める。)

第3順位 教育総務課長

2 前項の規定により職務代理者が指定する事務局職員は、前条の規定に関わらず、その委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によることができる。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合は、適用しない。

(平成27年3月18日掲示済)

天理市立体育施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年3月18日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第6号
天理市立体育施設条例施行規則を廃止する規則

天理市立体育施設条例施行規則(昭和25年5月天理市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月18日掲示済)

天理市有料公園施設の管理等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年3月18日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第7号
天理市有料公園施設の管理等に関する規則を廃止する規則

天理市有料公園施設の管理等に関する規則(平成5年3月天理市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月18日掲示済)

天理市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年3月18日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第8号
天理市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則

天理市スポーツ推進委員に関する規則(昭和37年4月天理市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年 3 月18日 掲示済)

天理市文化センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年 3 月18日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第 9 号

天理市文化センター条例施行規則を廃止する規則
天理市文化センター条例施行規則（平成13年 3 月天理市教育委員会規則第 8 号）は、廃止する。
附 則
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月24日 掲示済)

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月24日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第10号

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則
教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年10月天理市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条第12号中「、文化センター運営審議会委員」及び「、スポーツ推進委員」を削り、同条に次の 1 項を加える。
2 教育長は、前項の規定に基づき委任された事務（ただし、軽易なものを除く。）については、速やかに教育委員会の会議に報告しなければならない。
第 3 条第 1 号中「、教育次長」及び「、文化センター所長」を削る。
附 則
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月24日 掲示済)

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月24日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第11号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則
天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年 3 月天理市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 1 条中「第18条第 2 項」を「第17条第 2 項」に、
「生涯学習課 生涯学習係 教育推進係
市民体育課 社会学習係」を
「生涯学習課 生涯学習係 教育推進係」に改める。
第 2 条庶務係の項中第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の 1 号を加える。
(22) 学校体育施設開放事業に関すること。
第 6 条を削り、第 6 条の 2 を第 6 条とする。
第 7 条第 1 項中「教育次長、」を削り、同項第 1 号中「補佐し、教育長に事故があるときは、その職務を代理する」を「補佐する」に改め、同項第 2 号中「教育次長及び」を削る。
第12条を削り、第13条を第12条とする。
附 則
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月24日 掲示済)

天理市教育表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 3 月24日

天理市教育委員会
委員長 田中 久善

天理市教育委員会規則第12号

天理市教育表彰規則の一部を改正する規則
天理市教育表彰規則（平成12年 9 月天理市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「、文化センター所長」を削り、「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

平成27年4月10日 金曜日

天理市公報

第4条第3項中「教育委員会委員長」を「教育長」に改め、同条第4項第2号中「、教育次長」を削る。様式中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例及び天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づく事務処理規程を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月18日

天理市教育委員会

委員長 田中 久善

天理市教育委員会訓令甲第1号

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例及び天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づく事務処理規程を廃止する規程

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例及び天理市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則に基づく事務処理規程（平成4年3月教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

天理市教育委員会教育長訓令甲第1号

天理市教育委員会事務処理規程（昭和62年3月教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月25日

天理市教育委員会

教育長 村井 稔正

第4条第1項第12号中「教育次長、」、「文化センター所長及び」及び「これらを」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項第19号中「文化センター、」及び「、体育館及び有料公園施設」を削る。

第5条市民体育課長の項を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

天理市教育委員会教育長訓令甲第2号

天理市文化センター及び天理市立図書館事務処理規程（平成13年3月教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月25日

天理市教育委員会

教育長 村井 稔正

題名を次のように改める。

天理市立図書館事務処理規程

第1条中「天理市文化センター（以下「センター」という。）及び」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「天理市教育委員会事務処理規程」の次に「(昭和62年3月教育委員会教育長訓令甲第2号)」を加え、同条を第3条とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

農業委員会

(平成27年3月24日揭示済)

天農委告示第4号

平成27年4月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成27年3月24日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 農地法第4条に関する申請について

議案第3号 農地法第5条に関する申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 別段面積（下限面積）の検討について

議案第7号 その他

- ① 市街化区域の専決処分について（報告）
- ② 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

（平成27年 3 月12日 掲示済）

天選告示第 4 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年 3 月26日の 1 日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年 3 月12日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

（平成27年 3 月12日 掲示済）

天選告示第 5 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年 4 月 3 日の 1 日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年 3 月12日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

（平成27年 3 月24日 掲示済）

天選告示第 6 号

平成27年 4 月12日執行予定の奈良県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成27年 3 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

（平成27年 3 月24日 掲示済）

天選告示第 7 号

平成27年 4 月12日執行予定の奈良県議会議員選挙における奈良県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年10月奈良県条例第4号）第1条の規定により設置したポスター掲示場の設置場所は次のとおりである。

平成27年 3 月24日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

別紙のとおり 略

（平成27年 3 月25日 掲示済）

天選告示第 8 号

平成27年 3 月25日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 3 月25日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,058人
6分の1の数 8,817人
3分の1の数 17,633人

（平成27年 3 月26日 掲示済）

天選告示第 9 号

平成27年 4 月12日執行の奈良県知事選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成27年 3月26日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成27年 3月26日 揭示済)

天選告示第10号

平成27年 4月12日執行の奈良県知事選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年 3月26日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成27年 3月26日 揭示済)

天選告示第11号

平成27年 4月12日執行の奈良県知事選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名等の揭示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成27年 3月26日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成27年 3月26日 午後5時15分

(平成27年 3月26日 揭示済)

天選告示第12号

平成27年 4月12日執行の奈良県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び第4項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年 3月26日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成27年 4月9日 午後5時15分

(平成27年 3月31日 揭示済)

天選告示第13号

平成27年 3月31日現在における農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

2,0465人

(平成27年 3月31日 揭示済)

天選告示第14号

平成27年 3月31日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年 3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,057人
6分の1の数 8,808人

3分の1の数 17,616人

(平成27年4月3日揭示済)

天選告示第15号

平成27年4月12日執行の奈良県議会議員選挙における期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成27年4月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成27年4月3日揭示済)

天選告示第16号

平成27年4月12日執行の奈良県議会議員選挙における天理市役所期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年4月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成27年4月3日揭示済)

天選告示第17号

平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

平成27年4月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成27年4月3日揭示済)

天選告示第18号

平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成27年4月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成27年4月3日揭示済)

天選告示第19号

平成27年4月12日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における本市開票区の開票は次の場所及び日時により行う。

平成27年4月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市立丹波市小学校 体育館
- 2 日時 平成27年4月12日 午後9時10分開始

(平成27年4月3日揭示済)

天選告示第20号

平成27年4月12日執行の奈良県議会議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行う。

平成27年4月3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成27年4月3日 午後5時15分

(平成27年4月3日揭示済)

天選告示第21号

平成27年 4 月12日執行の奈良県議会議員選挙において、公職選挙法第62条第 2 項及び第 4 項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるととき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上あるときにおけるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成27年 4 月 3 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

- 1 場所 天理市役所 5階 533AB会議室
- 2 日時 平成27年 4 月 9 日 午後 5 時15分

公平委員会

(平成27年 3 月30日掲示済)

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月30日

天理市公平委員会
委員長 飯 田 眞 康

天理市公平委員会規則第 1 号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年 8 月天理市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会事務局の項中

「教育長
局長、教育次長、参事」を「局長、参事」に改める。

別表第 2 文化センターの項中「、所長補佐」を削り、同表市民会館の項中「、館長補佐」を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

監査委員

(平成27年 3 月25日掲示済)

天監委告示第 6 号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、平成27年度第 3 回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年 3 月25日

天理市監査委員 梅 崎 浩 充
天理市監査委員 松 井 義 憲
天理市監査委員 東 田 匡 弘

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成26年12月1日～12月2日	環境経済部産業振興課	平成26年10月31日
" 12月4日～12月5日	" 業務課	"
" 12月9日～12月10日	市民部人権センター	平成26年11月30日
" 12月12日～12月15日	" 御経野コミュニティセンター	"
平成27年1月6日～1月7日	" 嘉幡コミュニティセンター	"
" 1月9日～1月13日	市長公室総合政策課	"
" 1月15日～1月16日	" 広報課	"
" 1月28日～1月29日	" 市民協働推進課	"
" 2月2日～2月3日	" 市民会館	"
" 2月5日～2月9日	健康福祉部児童福祉課	平成26年12月31日
" 2月12日～2月13日	" 健康推進課	"
" 3月3日～3月4日	建設部営繕課	平成27年1月31日
" 3月6日～3月9日	" まちづくり計画課	"
" 3月11日～3月13日	" まちづくり事業課	"

3 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- ・ 予算の執行状況
- ・ 収入及び支出の事務処理状況
- ・ 補助金関係の事務処理状況
- ・ 契約関係の事務処理状況
- ・ 財産の管理状況
- ・ 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説

明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【環境経済部】

産業振興課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
商工使用料	1,000	3,500	3,500	0	100.0
商工費県補助金	230,000	0	0	0	-
総務費委託金	5,099,000	3,274,451	3,270,661	3,790	99.9
中小企業融資損失補償委託金返還金	590,000	0	0	0	-
雑入	585,000	116,185	115,950	235	99.8
合計	6,505,000	3,394,136	3,390,111	4,025	99.9

平成26年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
統計調査総務費	49,000	8,000	41,000	16.3
指定統計費	5,073,000	2,217,526	2,855,474	43.7
高年齢者等雇用安定対策費	14,550,000	14,550,000	0	100.0
商工総務費	68,000	10,648	57,352	15.7
商工振興費	46,426,000	24,067,469	22,358,531	51.8
観光費	33,602,000	18,828,349	14,773,651	56.0
合計	99,768,000	59,681,992	40,086,008	59.8

平成26年10月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、統計調査費委託金である。

歳出の主なものは、天理市シルバー人材センター補助金、天理市商工会補助金、てくてくてんり事業実施委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

業務課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
衛生使用料	3,000	2,640	2,640	0	100.0
衛生手数料	135,280,000	86,939,740	78,765,780	8,173,960	90.6
広域塵芥処理受託収入	137,215,000	72,196,719	63,178,359	9,018,360	87.5
雑入	24,676,000	17,294,050	16,037,525	1,256,525	92.7
合計	297,174,000	176,433,149	157,984,304	18,448,845	89.5

平成26年10月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
塵芥処理費	656,388,000	261,152,964	395,235,036	39.8
し尿処理費	78,394,000	38,632,542	39,761,458	49.3
広域塵芥処理費	70,583,000	34,236,227	36,346,773	48.5
合計	805,365,000	334,021,733	471,343,267	41.5

平成26年10月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、ごみ処理手数料、広域塵芥焼却受託収入である。

なお、広域塵芥処理受託収入についての収入未済額は、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、ごみ収集運搬業務委託料、ごみ焼却処理施設運転維持管理業務等委託料、焼却施設等修繕料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市民部】

人権センター

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	1,513,000	1,617,140	1,617,140	0	100.0
民生使用料	11,000	15,580	15,580	0	100.0
民生費県補助金	8,669,000	0	0	0	-
民生費委託金	400,000	0	0	0	-
不動産売払収入	2,848,000	6,036,575	1,967,089	4,069,486	32.6
生活資金貸付金元利収入	1,000	0	0	0	-
雑入	34,000	36,806	34,290	2,516	93.2
合計	13,476,000	7,706,101	3,634,099	4,072,002	47.2

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
交通安全対策費	1,680,000	1,680,000	0	100.0
社会福祉総務費	650,000	483,870	166,130	74.4
コミュニティセンター費	2,869,000	1,490,574	1,378,426	52.0
人権啓発推進費	7,924,000	5,563,888	2,360,112	70.2
児童館費	4,076,000	1,937,971	2,138,029	47.5
環境衛生費	3,307,000	2,469,480	837,520	74.7
住宅管理費	1,923,000	557,702	1,365,298	29.0
住宅新築資金等貸付金特別会計繰出金	2,770,000	0	2,770,000	0.0
合計	25,199,000	14,183,485	11,015,515	56.3

平成26年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、名阪高架下駐車場使用料、土地売払収入である。

なお、雑入の収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、人権教育推進協議会運営事業補助金、共同浴場管理

運営事業補助金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 住宅新築資金等貸付金特別会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
一般会計繰入金	2,770,000	0	0	0	-
繰越金	1,000,000	5,249,644	5,249,644	0	100.0
雑入	13,730,000	8,177,863	8,177,863	0	100.0
合計	17,500,000	13,427,507	13,427,507	0	100.0

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
運用管理費	2,046,000	2,033,480	12,520	99.4
元金	13,310,000	7,310,199	5,999,801	54.9
利子	2,144,000	1,144,248	999,752	53.4
合計	17,500,000	10,487,927	7,012,073	59.9

平成26年11月30日現在

歳入の主なものは、繰越金、元利収入返戻金である。

歳出の主なものは、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村負担金、長期債元金償還金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

嘉幡コミュニティセンター

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生使用料	66,000	44,830	44,830	0	100.0
民生費県補助金	9,119,000	0	0	0	-
雑入	2,000	0	0	0	-
合計	9,187,000	44,830	44,830	0	100.0

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
コミュニティセンター費	3,668,000	1,743,952	1,924,048	47.5
児童館費	2,613,000	1,176,727	1,436,273	45.0
合計	6,281,000	2,920,679	3,360,321	46.5

平成26年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、コミュニティセンター使用料である。

歳出の主なものは、警備業務委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

御経野コミュニティセンター

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生使用料	30,000	172,760	172,460	300	99.8
民生費県補助金	8,669,000	0	0	0	-
雑入	1,000	0	0	0	-
合計	8,700,000	172,760	172,460	300	99.8

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
老人憩の家管理費	460,000	166,084	293,916	36.1
コミュニティセンター費	3,131,000	1,535,544	1,595,456	49.0
児童館費	2,921,000	1,168,138	1,752,862	40.0
環境衛生費	2,989,000	2,349,096	639,904	78.6
合計	9,501,000	5,218,862	4,282,138	54.9

平成26年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、コミュニティセンター使用料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、共同浴場管理運営事業補助金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市長公室】

総合政策課

○ 予算の執行状況について

① 歳出

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務費県補助金	24,000	0	0	0	-
財産貸付収入	43,000,000	0	0	0	-
雑入	100,000	3,522,092	3,522,092	0	100.0
合計	43,124,000	3,522,092	3,522,092	0	100.0

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
企画費	36,513,000	22,457,913	14,055,087	61.5
商工振興費	6,448,000	0	6,448,000	0.0
駅前広場等整備事業費	15,615,000	38,900	15,576,100	0.2
広域消防費	858,586,000	686,869,000	171,717,000	80.0
合計	917,162,000	709,365,813	207,796,187	77.3

平成26年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、山辺広域行政事務組合に係る歳計現金返還金である。
 歳出の主なものは、奈良県広域消防組合分担金、天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託料である。
 調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

広報課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務費委託金	4,240,000	0	0	0	-
雑入	650,000	374,160	332,256	41,904	88.8
合計	4,890,000	374,160	332,256	41,904	88.8

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
広報費	24,199,000	14,681,392	9,517,608	60.7
合計	24,199,000	14,681,392	9,517,608	60.7

平成26年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、広報紙・ホームページ等広告掲載料である。
 なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。
 歳出の主なものは、広報紙印刷代である。
 調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民協働推進課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
雑入	18,000	44,790	24,850	19,940	55.5
合計	18,000	44,790	24,850	19,940	55.5

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
協働推進費	33,517,000	28,712,441	4,804,559	85.7
合計	33,517,000	28,712,441	4,804,559	85.7

平成26年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、コピー及び印刷機使用料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、校区区長会運営交付金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民会館

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	13,916,000	12,583,390	12,200,130	383,260	97.0
雑入	84,000	56,148	56,148	0	100.0
合計	14,000,000	12,639,538	12,256,278	383,260	97.0

平成26年11月30日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
市民会館費	24,580,000	12,763,464	11,816,536	51.9
合計	24,580,000	12,763,464	11,816,536	51.9

平成26年11月30日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、市民会館使用料である。

歳出の主なものは、清掃業務委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【健康福祉部】

児童福祉課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
民生費負担金	323,580,000	246,128,046	172,097,759	74,030,287	69.9
民生使用料	8,000	3,724	3,724	0	100.0
民生費国庫負担金	1,167,935,000	644,417,286	644,417,286	0	100.0
民生費国庫補助金	129,426,000	58,992,000	58,992,000	0	100.0
民生費県負担金	298,157,000	144,835,533	144,835,533	0	100.0
民生費県補助金	106,100,000	0	0	0	-
現年度	98,235,000	0	0	0	-
明許繰越	7,865,000	0	0	0	-
雑入	10,921,000	8,959,208	8,919,208	40,000	99.6
過年度収入	1,000	649,811	576,504	73,307	88.7
合計	2,036,128,000	1,103,985,608	1,029,842,014	74,143,594	93.3

平成26年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	5,557,000	2,156,047	3,400,953	38.8
障害者福祉費	10,739,000	8,754,418	1,984,582	81.5
児童福祉総務費	241,456,000	144,575,101	96,880,899	59.9
現年度	233,591,000	144,575,101	89,015,899	61.9
明許繰越	7,865,000	0	7,865,000	0.0
児童措置費	1,906,871,000	1,207,368,946	699,502,054	63.3
保育所費	138,879,000	89,232,004	49,646,996	64.3
母子福祉費	307,069,000	295,425,024	11,643,976	96.2
子育て世帯臨時特例給付金給付事業費	84,274,000	70,484,980	13,789,020	83.6
合計	2,694,845,000	1,817,996,520	876,848,480	67.5

平成26年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、保育所入所負担金、保育所運営費負担金(国及び県)、児童手当負担金(国及び県)である。

なお、雑入及び過年度収入の収入未済額については、監査実施時点で未収額がないことが確認できた。

歳出の主なものは、保育所運営費負担金、児童手当である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

健康推進課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
衛生使用料	9,450,000	4,590,782	4,590,782	0	100.0
衛生手数料	934,000	420,800	420,800	0	100.0
衛生費国庫補助金	4,679,000	806,000	806,000	0	100.0
民生費県補助金	105,000	0	0	0	-
衛生費県補助金	2,815,000	0	0	0	-
衛生費委託金	5,000,000	0	0	0	-
雑入	13,858,000	47,449,589	42,044,739	5,404,850	88.6
合計	36,841,000	53,267,171	47,862,321	5,404,850	89.9

平成26年12月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
母子保健費	63,502,000	34,269,273	29,232,727	54.0
保健衛生総務費	5,440,000	2,657,882	2,782,118	48.9
予防費	167,644,000	100,861,038	66,782,962	60.2
健康増進対策費	40,390,000	21,121,459	19,268,541	52.3
メディカルセンター費	35,719,000	29,508,647	6,210,353	82.6
天理市立病院清算費	26,692,000	14,981,112	11,710,888	56.1
合計	339,387,000	203,399,411	135,987,589	59.9

平成26年12月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、市立病院事業会計での未収金等清算金である。

歳出の主なものは、メディカルセンター新築工事実施設計業務委託料、休日応急診療所委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【建設部】

営繕課

○ 予算の執行状況について

・ 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
土木総務費	2,806,000	1,571,007	1,234,993	56.0
合計	2,806,000	1,571,007	1,234,993	56.0

平成27年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、電算機器リース料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

まちづくり計画課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木手数料	1,920,000	2,262,500	2,112,500	150,000	93.4
雑入	290,000	144,445	144,340	105	99.9
合計	2,210,000	2,406,945	2,256,840	150,105	93.8

平成27年1月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
都市計画総務費	20,328,000	1,506,192	18,821,808	7.4
合計	20,328,000	1,506,192	18,821,808	7.4

平成27年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、屋外広告物許可手数料である。

なお、雑入の収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものとして、都市計画基礎調査業務委託料及び高度地区指定策定業務委託料が業務終了後に支出される予定である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

まちづくり事業課

○ 予算の執行状況について

(1) 一般会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土木使用料	132,000	856,180	856,180	0	100.0
土木費国庫補助金	111,453,000	0	0	0	-
現年度	92,300,000	0	0	0	-
明許繰越	19,153,000	0	0	0	-
土木費県負担金	1,536,000	0	0	0	-
合計	113,121,000	856,180	856,180	0	100.0

平成27年1月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
道路新設改良費	10,468,000	5,381,005	5,086,995	51.4
現年度	7,952,000	3,123,805	4,828,195	39.3
明許繰越	2,516,000	2,257,200	258,800	89.7
都市計画総務費	76,000	50,050	25,950	65.9
区画整理総務費	119,705,000	119,598,603	106,397	99.9
街路事業費	197,736,000	74,762,404	122,973,596	37.8
現年度	157,108,000	34,702,844	122,405,156	22.1
明許繰越	40,628,000	40,059,560	568,440	98.6
公園管理費	30,460,000	16,528,293	13,931,707	54.3
公園事業費	28,650,000	105,556	28,544,444	0.4
合計	387,095,000	216,425,911	170,669,089	55.9

平成27年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、行政財産使用料である。

歳出の主なものは、別所丹波市線道路改良工事費、別所丹波市線埋蔵文化財発掘調査業務委託料、土地区画整理事業特別会計繰出金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

(2) 土地区画整理事業特別会計

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
土地区画整理事業費国庫補助金	124,485,000	0	0	0	-
現年度	65,450,000	0	0	0	-
明許繰越	59,035,000	0	0	0	-
利子及び配当金	30,000	0	0	0	-
保留地処分金	200,000,000	105,028,352	105,028,352	0	100.0
一般会計繰入金	119,318,000	119,318,000	119,318,000	0	100.0
繰越金	217,758,000	245,698,644	245,698,644	0	100.0
現年度	100,000	28,040,644	28,040,644	0	100.0
明許繰越	217,658,000	217,658,000	217,658,000	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	-
雑入	1,000	720	720	0	100.0
土地区画整理事業債	176,900,000	0	0	0	-
現年度	96,600,000	0	0	0	-
明許繰越	80,300,000	0	0	0	-
合計	838,493,000	470,045,716	470,045,716	0	100.0

平成27年1月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
山の辺第一工区土地区画整理事業費	759,499,000	344,727,128	414,771,872	45.4
現年度	402,506,000	48,707,715	353,798,285	12.1
明許繰越	356,993,000	296,019,413	60,973,587	82.9
元金	7,671,000	5,708,384	1,962,616	74.4
利子	4,414,000	1,528,067	2,885,933	34.6
予備費	200,000	0	200,000	0.0
合計	771,784,000	351,963,579	419,820,421	45.6

平成27年1月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、保留地処分金、一般会計繰入金である。

歳出の主なものは、区画道路整理工事費、第二調整池整備工事費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

むすび

以上が平成26年度第3回環境経済部(産業振興課・業務課)、市民部(人権センター・嘉幡コミュニティセンター・御経野コミュニティセンター)、市長公室(総合政策課・広報課・市民協働推進課・市民会館)、健康福祉部(児童福祉課・健康推進課)、建設部(営繕課・まちづくり計画課・まちづくり事業課)の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令等に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

災害対策本部

(平成26年 3 月25日 掲示済)

天理市災害対策本部告示第 1 号

天理市災害対策本部規程（平成 8 年 3 月天理市災害対策本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。
平成27年 3 月31日

天理市災害対策本部長

天理市長 並 河 健

第 2 条第 2 号中「避難所第 1 班」を削り、同条第 3 号中「市民部」を「くらし文化部」に、「輸送協力第 2 班」を「輸送協力第 2 班 避難所第 1 班 避難所第 2 班 ボランティア協力班」に改め、同条第 4 号中「避難所第 2 班」を「避難所第 3 班」に改め、同条第 5 号中「清掃班」を「清掃第 1 班 清掃第 2 班」に改め、同条第 9 号中「避難所第 3 班 避難所第 4 班 避難所第 5 班 協力第 1 班 協力第 2 班 協力第 3 班 ボランティア協力班」を「避難所第 4 班 避難所第 5 班 協力第 1 班 協力第 2 班 協力第 3 班」に改める。

別表公室部（市長公室長）の項中

広報第 1 班 (広報課長)	広報課職員	1 災害に関する各種情報の広報に関する こと。 2 関係機関団体の活用及び連絡調整に関する こと。	を
広報第 2 班 (市民協働推進課 長)	市民協働推進 課職員	3 記録写真の作成及び保存に関する こと。 4 報道機関との連絡に関する こと。	
避難所第 1 班 (市民会館長)	市民会館職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。	

広報第 1 班 (広報課長)	広報課職員	1 災害に関する各種情報の広報に関する こと。	に
広報第 2 班 (市民協働推進課 長)	市民協働推進 課職員	2 関係機関団体の活用及び連絡調整に関する こと。 3 記録写真の作成及び保存に関する こと。 4 報道機関との連絡に関する こと。	

改め、同表市民部（市民部長）の項を次のように改める。

くらし文 化部（く らし文化 部長）	庶務班 (市民課長)	市民課職員	1 本部事務局並びに各部との連 絡及び報告に関する こと。 2 部内各班との連絡調整に関する こと。 3 応急食糧の炊出しに関する こと。 4 被災による死者の埋火葬の許 可に関する こと。 5 部所管の被害状況の取りまと めに関する こと。
	食糧班 (保険医療課 長)	保険医療課職員	1 応急食糧の調達に関する こと。 2 応急食糧及び救援物資等の配 分計画に関する こと。
	食糧協力班 (男女共同参画 課長)	男女共同参画課 職員	1 食糧班への協力に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調 査及び報告に関する こと。 3 その他部長の命ずる指示事項 に関する こと。

輸送班 (人権センター 所長)	人権センター職 員	1 応急食糧及び救援物資等の輸 送に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調 査及び報告に関する事
輸送協力第1班 (嘉幡コミュニ ティセンター所 長)	嘉幡コミュニ ティセンター職員	1 輸送班への協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調 査及び報告に関する事
輸送協力第2班 (御経野コミュニ ティセンター所 長)	御経野コミュニ ティセンター職 員	3 その他部長の命ずる指示事項 に関する事
避難所第1班 (スポーツ振興 課長)	スポーツ振興課 職員	1 避難所の開設及び管理運営に 関する事 2 避難者の収容に関する事 3 所管施設に係る被害状況の調 査及び報告に関する事
避難所第2班 (文化振興課 長)	文化振興課(市 民会館担当)職 員	1 避難所の開設及び管理運営に 関する事 2 避難者の収容に関する事 3 所管施設に係る被害状況の調 査及び報告に関する事
ボランティア協 力班 (文化振興課 長)	文化振興課 (文化センター 担当)職員	1 天理市災害ボランティアセン ターの配置及び運営への協力に 関する事 2 所管施設に係る被害状況の調 査及び報告に関する事

別表健康福祉部(健康福祉部長)の項中「避難所第2班」を「避難所第3班」に改め、同表環境経済部(環境経済部長)の項中

清掃班 (業務課長)	業務課職員
---------------	-------

を

清掃第1班 (業務課長)	業務課職員
清掃第2班 (建設企画課長)	建設企画課 職員

に改め、

同表教育部(教育委員会事務局長)の項中「避難所第3班」を「避難所第4班」に改め、同項中

避難所第4班 (生涯学習課長)	生涯学習課 職員 公民館職員	1 避難所の開設及び管理運営に関する事 2 避難者の収容に関する事 3 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する 事 4 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関する事
避難所第5班 (市民体育課長)	市民体育 課職員	1 避難所の開設及び管理運営に関する事 2 避難者の収容に関する事 3 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関する事
協力第1班 (文化財課長)	文化財課職 員	1 部内各班への協力に関する事 2 文化財に係る被害状況及び報告に関する事 3 その他部長の命ずる指示事項に関する事
協力第2班 (教育総合セン ター所長)	教育総合セ ンター職員	1 部内各班への協力に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関する事

を

		3 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。
協力第3班 (図書館長)	図書館職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関すること。 3 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。
ボランティア協 力班 (文化センター所 長)	文化セン ター職員	1 天理市災害ボランティアセンターの配置及 び運営への協力に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関すること。

避難所第5班 (生涯学習課長)	生涯学習課 職員 公民館職員	1 避難所の開設及び管理運営に関する こと。 2 避難者の収容に関する こと。 3 関係民間団体の活用及び連絡調整に関する こと。 4 所管施設に係る被害状況の調査及び 報告に関する こと。
協力第1班 (文化財課長)	文化財課職 員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 文化財に係る被害状況及び報告に関する こと。 3 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。
協力第2班 (教育総合セン ター所長)	教育総合セ ンター職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関すること。 3 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。
協力第3班 (図書館長)	図書館職員	1 部内各班への協力に関する こと。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に 関すること。 3 その他部長の命ずる指示事項に関する こと。

改める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

公営企業

(平成27年 3月20日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第1号

天理市上下水道局事務分掌規程(平成13年 3月27日 天理市水道ガス局管理規程第1号)の一部を次のよ
うに改正する。

平成27年 3月20日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第2条 給水課の項中「情報管理係 給水係 工務係」を「工務係 給水係」に、経営課の項中「企画
係」を「企画係 情報管理係」に改める。

第4条を次のように改める。

(給水課の事務)

第4条 給水課の事務分掌は、次のとおりとする。

工務係

- (1) 受託工事及び他工事による支障移設工事の設計、施行及び監督に関する
こと。
- (2) 配水管、送水管及び導水管(以下「配水管等」という。)の整備及び維持管理に関する
こと。
- (3) 鉛製給水管布設替工事の設計、施行及び監督に関する
こと。
- (4) 給水装置の修繕並びに道路復旧に関する
こと。
- (5) 消火栓の使用管理及び整備工事に関する
こと。

- (6) 修繕用材料及び工具の管理に関する事。
- (7) 漏水防止の調査及び計画に関する事。
- (8) 濁水、出水不良等の苦情処理に関する事。
- (9) 配水管等の仕様、材料の審査、承認及び単価改正に関する事。
- (10) 給配水管路図の作成、整備及び保管に関する事。
- (11) 給配水に係る各種占用台帳の整備、更新及び保管に関する事。
- (12) 給配水に係る工事竣工図及び弁栓台帳図の整備及び保管に関する事。
- (13) 工事に伴う不動産の取得に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

給水係

- (1) 給水申込みに係る占用申請並びに配水管の負担設計、実施設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 各種開発に係る事前協議に関する事。
- (3) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の施行の承認、検査及び指揮監督に関する事。
- (4) 指定給水装置工事事業者の指導に関する事。
- (5) 違反工事の取締りに関する事。
- (6) 消火栓の新設工事に関する事。
- (7) 水道施設の布設工事負担金、給水装置の工事費、水道施設分担金、水道施設加算分担金、手数料等の調定、減免、徴収及び還付に関する事。
- (8) 給水装置工事の仕様、材料の審査、承認及び単価改正に関する事。
- (9) 貯水槽水道に関する事。
- (10) 地下埋設物の調査及び事前協議及び立会に関する事。

第6条企画係の項に次の1号を加える。

- (19) 課の庶務に関する事。

第6条に次の1項を加える。

情報管理係

- (1) 給配水管路図等の入力業務に関する事。
- (2) 給配水に係る工事竣工図及び弁栓台帳図の整備に関する事。
- (3) 下水道台帳等の入力業務に関する事。

第6条の2施設係の項を次のように改める。

施設係

- (1) 管渠の維持管理等に関する事。
- (2) 雨水ポンプ場及び農業集落排水処理場の整備及び維持管理に関する事。
- (3) 流入水の水質に関する事。
- (4) 事業用地の境界明示その他出願に関する事。
- (5) 下水道施設管理者以外の者が行う下水道工事の設計審査及び指導に関する事。
- (6) 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の指導に関する事。
- (7) 他課に係る排水設備の技術に関する事。
- (8) 施設の供用開始に関する事。
- (9) 下水道使用水量の認定業務に関する事。
- (10) 受益者負担金に係る調査及び賦課徴収に関する事。
- (11) 水洗便所改造資金貸付金の支出及び回収に関する事。
- (12) 水洗便所の普及促進に関する事。
- (13) 工事に伴う不動産の取得に関する事。
- (14) 排水設備工事の確認申請及び検査に関する事。
- (15) 水洗便所改造資金貸付に係る受付及び審査に関する事。
- (16) 地下埋設物の調査及び事前協議及び立会に関する事。
- (17) 課の庶務に関する事。

第6条の2事業係の項に次の1号を加える。

- (4) 下水道台帳等の作成、整備及び保管に関する事。

第7条第2号中「統計」の次に「、認可」を加える。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月20日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第2号

天理市上下水道局職員就業規則(平成13年 3 月天理市水道ガス局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月20日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

別表第3第14項中「始期に達する」を「終期」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平成27年 3月20日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第3号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年 4月天理市水道ガス部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月20日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

別表を次のように改める。

別表

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500

27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		

65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			

	102		295,100	343,200					
	103		295,500	343,600					
	104		295,800	344,000					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

(平成27年 3 月20日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 4 号

天理市企業職員管理職手当支給規程（昭和44年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月20日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

附則第 2 項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月20日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第 5 号

天理市企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成 7 年 9 月天理市水道ガス局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月20日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 1 条中「第35号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 2 条中「手当の支給」を「条例第12条の 2 第 1 項の勤務をした場合の手当の支給」に、「同表」を「別表第 1」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 条例第12条の 2 第 2 項の勤務をした場合の手当の支給を受ける職員の職の範囲及び手当の額は、別表第 2 のとおりとする。

3 条例第12条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る前項の規定による手当を支給しない。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

職	手 当 の 額
局 長 参 事 局 次 長	1 回当たり 6,000円
課 長	1 回当たり 5,000円
主 幹 課 長 補 佐 室 長	1 回当たり 4,000円

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(平成27年 3 月31日 揭示済)

天理市上下水道局公告第 8 号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 3 月31日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 1 処理分区	樅本町の一部